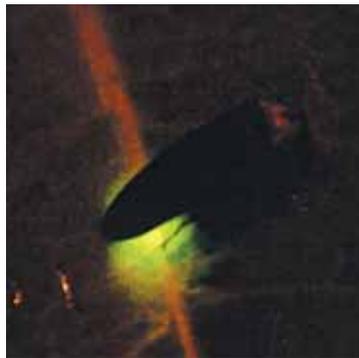
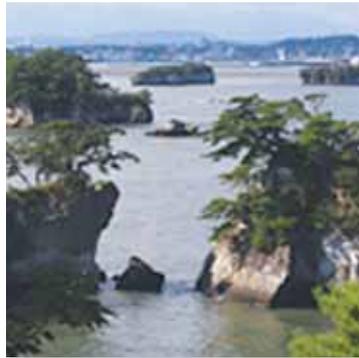


塩竈市環境基本計画



塩 竈 市



塩竈市環境基本計画

塩 竈 市

はじめに

私たちの日常生活や経済活動の基盤となる地球環境は、今日の社会の発展に伴い様々な課題を抱えております。今般注目されている温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会や、再生可能エネルギー等の利用による循環型社会を実現するため、私たち一人ひとりが地球環境の現状を知り、様々な環境問題について考え、行動を起こすことが強く求められてきております。

本市では、環境の保全と創造の基本理念に基づき、平成14年に「塩竈市環境基本計画」を策定し、環境像の実現に向けて取り組んでまいりました。

この度、計画目標年次が経過したことにより、これまでの計画の見直しを図りながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向けた環境づくりや、資源・エネルギーの利用のあり方など、新たな課題を盛り込んだ「第2次塩竈市環境基本計画」を策定いたしました。

本市の環境資源を保全・活用し、環境負荷の少ないより豊かで良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、本計画の方針に沿って、市民・事業者の皆様と行政が協働で環境づくりに取り組んでいくことが不可欠であると考えております。今後とも、市民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多くの貴重なご意見やご提案をいただきました環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通してご意見をいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成27年3月

塩竈市長 佐藤 昭

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の対象	6
4. 計画の構成	8
5. 前計画の総括	9
第2章 環境の現況と課題	16
1. 生活環境	16
2. 自然環境	41
3. 都市・快適環境	47
4. 地球環境	63
5. 協働と参画	68
第3章 目指すべき環境のすがた	79
1. 目指すべき環境像	79
2. 計画の体系（管理指標）	80
3. 計画の体系（具体的施策）	81
第4章 基本目標と施策の展開	84
基本目標1 水辺の保全と創造	84
基本目標2 自然と緑の保全と創造	87
基本目標3 自然と都市の景観の保全と創造	91
基本目標4 エネルギー・資源、循環環境の保全と創造	94
基本目標5 環境負荷の少ない都市環境の創造	97
基本目標6 身近な環境質の向上	101
基本目標7 環境学習と情報の共有	105
基本目標8 環境活動と市民の参加	108
基本目標9 暮らしの中での環境配慮	110
基本目標10 震災からの環境の再生・復興	112

第5章 リーディングプロジェクト …………… 116

第6章 環境行動指針(市民・事業者の取組) …………… 128

1. 市民・事業者の環境配慮のための行動指針 …………… 128
2. 土地利用における環境配慮指針 …………… 147

第7章 計画の推進体制 …………… 150

1. 計画の推進組織 …………… 150
2. 計画の進行管理と見直し …………… 151

参考資料 …………… 154

1. 計画策定の経緯等 …………… 154
2. 管理指標一覧等 …………… 156
3. アンケート調査の概要 …………… 178
4. 塩竈市環境基本条例 …………… 182
5. 用語解説 …………… 188

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の構成
5. 前計画の総括

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちの住む塩竈市は、港町として仙台平野を背後に充実した都市機能を備えたコンパクトな規模のまちです。丘陵と入り江の織りなす変化に富んだ風景に恵まれており、海に面しているため比較的温暖な気候で、交通の便のよい住みやすいまちでもあります。

古くは国府多賀城の国府津として、藩政時代には鹽竈神社の門前町や漁港として発展し、明治以降は東北本線が開通、近代東北の玄関口としての役割を果たすとともに、水産・港湾都市としての地位を築いてきました。さらに、仙台都市圏の人口集積が進むなか、交通の利便性のよさ、うるおいある居住性のよさなどから、いち早く丘陵地の宅地開発などが進み、市街地が形成されて都市機能が整備されてきました。

本市は、長い歴史と風光明媚な景観を誇り、多彩な食文化とウォーターフロントの魅力にあふれ、コンパクトで利便性に富んだ、住みやすいまちとして歩みつづけており、今後とも未来に向けて歩んでいくことになります。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国史上において未曾有の被害をもたらしました。本市においても被害は市内全域に及んでおり、中でも特に津波被害の大きかった浦戸地区や沿岸地区においては、多くの尊い命が失われ、自然環境や生活環境も一変する事態に陥りました。

現在は、「長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」を理念として、全ての人が一丸となって、復興に取り組んでおり、着実に前に進んでいるところです。

このように、震災以前よりもさらに住みやすいまちづくりを進める上で、環境基本計画は大きな役割を果たすこととなります。復興の過程の中で環境に目を向けた取り組みを行うことは、住みやすいまちづくりにつながるものであり、環境基本計画はその道標となるものです。

一方、現在、私たちの住むこの地球では、地球温暖化^{*}や生物多様性^{*}の低下、生態系^{*}の破壊など、様々な環境問題が深刻となっています。こうした環境問題に対応するためには、自分の周囲の身近な環境への取り組みを行うだけでなく、より広域的に、地球規模の視点で環境問題を捉え、取り組みを進めなければなりません。この取り組みこそが、地球を守り、美しい地球環境を次世代につなぐことができるようになります。

平成14年10月に「塩竈市環境基本計画」を策定してから約10年が経過し、様々な取り組み等により一定の効果を挙げてきました。こうした中、世界では、気候変動枠組条約締約国会議^{*}(COP8～18)において毎年、地球温暖化問題に対する議論がなされています。

このような情勢を踏まえ、新たな環境基本計画を基に塩竈市に住み、働く全ての人々が手を携え、協働^{*}で様々な環境問題に立ち向かうことが必要です。

港町としての長い歴史を歩んできた塩竈市において、海、山、島などの豊かな自然環境と共生^{*}しながら、未来に向かって新たな環境を創出するための指針となるものが、環境基本計画です。

震災という未曾有の被害から立ち上り、復興を目指す塩竈市は、先人たちが残してくれた長い歴史を受け継ぎ、未来に向けてさらに力強く歩んでいかなければなりません。この歩みの中で、新たな環境は、様々な取り組みにより、次世代に受け継がれることによって創造されます。環境基本計画は、住みやすい、住み続けたいまちづくりを目指す復興を支えていくものです。

※地球温暖化／二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100年後には現在に比べ平均気温が約2℃程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

※生物多様性／森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。

※生態系／自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

※気候変動枠組条約締結会議（COP）／1992年に採択された大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年から毎年開催されている会議。

※協働／協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

※共生／広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。

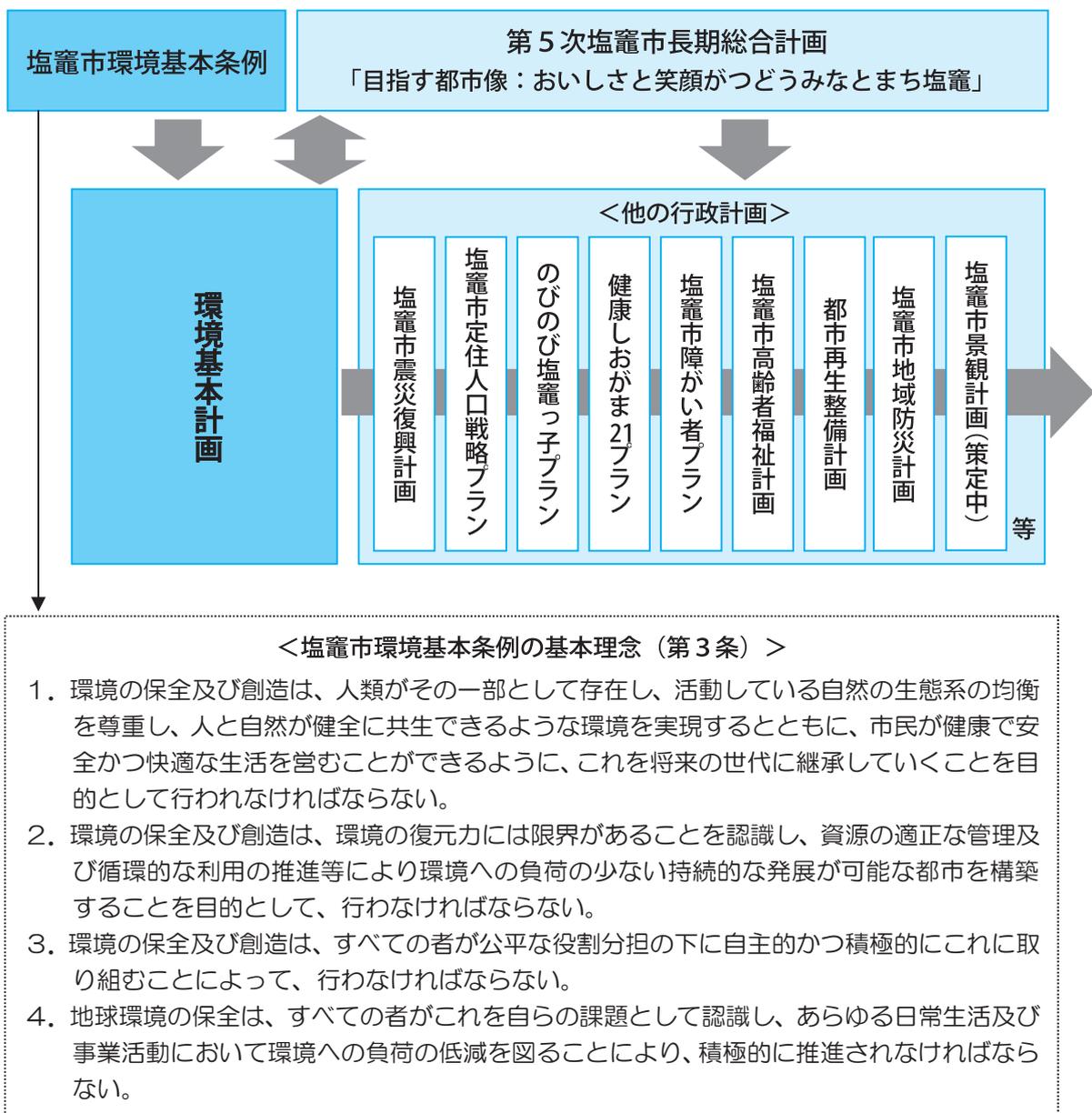
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠と役割

本計画は、塩竈市環境基本条例の理念の実現を目指して、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、塩竈市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第5次塩竈市長期総合計画^{*}」をはじめとする他の行政計画を環境の側面から効果的に推進する役割を果たすとともに、市民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。

[環境基本計画の位置付け]



^{*}長期総合計画／まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

(2) 前計画（第1次塩竈市環境基本計画）

前計画は、平成14年度（2002年度）から平成24年度（2012年度）までの期間を対象として計画されており、3つの環境像と9つの基本目標の実現を目指した取り組みを進めてきました。また、11のリーディングプロジェクト（重点施策）を掲げ、実行に移してきました。なお、震災等の対応により、平成25・26年度は計画期間を延長して対応してきました。

本計画は、前計画を引き継ぐものとして、前計画での取り組みや現在の環境の状況を踏まえ、新たな課題に対応するために策定するものです。

(3) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる塩竈市環境基本条例では、市民・事業者・市のすべての協働により、環境への負荷*が少ない持続的な発展*が可能となる都市を目指すとしています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

[市民・事業者・市の主な役割]

	<p>① 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活における環境への負荷を低減させます。 ○ 環境の保全及び創造に向けて積極的に行動します。 ○ 市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	<p>② 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動に伴う公害*防止と自然環境を適正に保全します。 ○ 事業活動における環境への負荷の低減とそのため情報の提供します。 ○ 市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	<p>③ 市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的かつ計画的な環境施策を実施します。 ○ 率先して環境への負荷の低減に取り組みます。 ○ 市民と事業者の取り組みを支援します。 ○ 市民と事業者と効果的に連携します。 ○ 国や他の地方自治体と広域的な連携、国際協力に努めます。

※環境への負荷／環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

※持続的な発展／環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

※公害／環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

3 計画の対象

(1) 期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの中長期的な目標が達成されるよう10年間とし、目標年次を平成36年度（2024年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取り組みが計画・実施されるよう、方針によっては長期のビジョンを掲げ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の目標年次：平成36年度（2024年度）

(2) 地域

本計画の対象とする地域は、市民・事業者の生活や生産の場であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場でもある市全域とします。

また、方針や目標に応じて、松島湾海域、隣接する市町村の環境や社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げるものとします。

対象とする地域：市全域

(3) 環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、条例第7条に規定されている基本方針を踏まえ、生活環境、自然環境、都市・快適環境、地球環境とし、加えてこれらに関連して行われる環境保全活動や環境教育*など、市民・事業者の協働や参画に関するものとします。

[計画の対象範囲]

対象区分	具体的な対象
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下*、土壌汚染） 廃棄物（一般廃棄物*、産業廃棄物*） 有害化学物質* 放射性物質*
自然環境	海、干潟、森林、河川、湖沼、ため池、湿地 動植物、生態系 農地、里山、身近な自然環境 自然景観
都市・快適環境	都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間） 歴史・文化（歴史文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）
地球環境	地球温暖化 資源・エネルギー（鉱物資源、未利用資源、新エネルギー*）

協働と参画	市民参加 環境教育*	コミュニティ形成 環境情報
-------	---------------	------------------

- ※地盤沈下／地下水・天然ガスの採取、もしくは自然的な原因などにより、地表面が沈下する現象のこと。
- ※一般廃棄物／家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。
- ※産業廃棄物／事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類をさす。
- ※有害化学物質／人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。
- ※放射性物質／放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。
- ※新エネルギー／太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。
- ※環境教育／人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

4 計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。

第1章 計画の基本的事項

- ・計画策定の背景
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象
- ・計画の構成
- ・前計画の総括

※計画策定の背景を踏まえて、計画の基本的考え方と方向性、位置づけ、対象などの基本的な事項を示します。

第2章 環境の現況と課題

- ・現況
- ・市民・事業者の意識
- ・課題

※本市の環境の現況や市民・事業者アンケート結果から、環境分野ごとの課題を示します。

第3章 目指すべき環境のすがた

- ・目指すべき環境像
- ・計画の体系

※環境の現況と課題を踏まえて、本市の環境のあり方として目指すべき環境像を示します。また、計画の体系を一覧表で示します。

第4章 基本目標と施策の展開

- ・基本目標
- ・施策の基本的方向
- ・施策の展開
- ・環境指標

※本市の持つ課題を解決し、環境像を実現するための基本目標と施策の基本的方向・展開について示します。

第5章 リーディングプロジェクト

- ・概要・仕組み
- ・達成目標
- ・スケジュール
- ・市民・事業者との協働

※基本目標に沿った施策を総合的に組み合わせ、市民・事業者・行政が協働して取り組むことにより、計画全体の象徴や推進力となることが期待される取り組みを11のプロジェクトとして示します。

第6章 環境行動指針（市民・事業者の取組）

- ・環境配慮のための行動指針
- ・環境配慮のための重点行動指針
- ・土地利用における環境配慮指針

※市民・事業者に主体的な取り組みを呼びかけるために、環境行動指針を示します。

第7章 計画の推進体制

- ・計画の推進組織
- ・計画の運行管理と見直し

※環境像を実現するための進行管理のあり方と市民・事業者の参画を含めた推進体制について示します。

5 前計画の総括

前計画の総括として、管理指標の達成度等で評価します。

□ 前計画（当初）の管理指標一覧

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(1) 生活のなかに身近く海を感じる	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上に増やすことを目標とします。	水辺のいい場所ランキング認定数	未認定	2倍以上	未認定/—
	マリゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。	マリゲート塩釜の総利用者数	130万人	150万人維持	119万人/△(H24)
		船舶利用以外の利用者割合	44.6%	50%以上	調査未実施/—
	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	41.8%	60%以上	28.3%/—(H24)
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	1人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26%以上にします。	1人あたりの都市公園等面積	8.0㎡	20㎡	17.4㎡/○(H24)
		街路樹整備率	18.3%	26%以上	18.3%/—(H23)
	8箇所以上の公園を再整備します	公園の再整備	0箇所	8箇所	0箇所/—(H24)
	生活排水処理率を99%以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率	87%	99%以上	99%/◎(H24)
	市民アンケート調査での「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率を85%に引き上げることを目標とします。	「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率	81%	85%以上	73.4%/○(H24)
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を4.2km以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業の整備延長	0.1km	4.2km	0.25km/—(H23)
	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	文化財・史跡サインの設置数	12箇所	40箇所	91箇所/◎(H23)
	市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることを目標とします。	「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	44.6%	60%以上	41.3%/△(H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(4) 地域循環型の都市をつくる	リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。	リサイクル率	16.5%	30%以上	19.5%/△(H24)
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を22.4%以上削減(667g以下に)することを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	860g	667g以下(H22)	727g/○(H24)
	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4%以上削減(333g以下に)することを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	429g	333g以下(H22)	427g/△(H24)
	市内の電力消費量を平成7年度レベル(現況より6%減少)にすることを目標とします。	市内の電力消費量	286,675千kwh	269,000千kwh	258,428千kwh/◎(H24)
	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	水を出しっぱなしにしないの回答率	81.6%	各項目とも 現況以上	85.4%/◎(H24)
		節水を心がけているの回答率	77.3%		77.2%/○(H24)
		ごみの分別、再利用に取り組んでいるの回答率	88.6%		91.0%/◎(H24)
		生ごみを堆肥化しているの回答率	22.7%		16.2%/△(H24)
		クリーンエネルギーを利用しているの回答率	7.8%		8.4%/◎(H24)
		冷暖房の設定温度を調節しているの回答率	74.3%		82.9%/◎(H24)
		節電を心がけているの回答率	88.1%		91.4%/◎(H24)
		過剰包装をさせないの回答率	52.9%		93.0%/◎(H24)
		ものを大切に使用しているの回答率	80.8%		81.0%/◎(H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	
(5) 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	市内循環バスの利用者数を30万人以上に増加することを目標とします。	市内循環バスの利用者数	154,656人(H12)	30万人以上	367,824人/◎(H24)	
	下水道普及率(計画区域内)を100%にします。	公共下水道普及率	95.7%	100%	99.0%/○(H24)	
	市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を70%以上に引き上げることを目標とします。	「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	62.3%	70%以上	63.1%/○(H25)	
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。	二酸化窒素(一日平均値の年間98%値)	0.032ppm(H12)	0.04ppm以下	0.035ppm/◎(H24)	
	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄に係る環境基準の達成度(一日平均値の2%除外値)	0.009ppm(H11)	環境基準を達成・維持	—/—	
	騒音に係る環境基準を達成・維持します。	騒音に係る環境基準の達成度				
		自動車騒音 昼間	5地点中 1地点			3地点中 0地点/—(H24)
		自動車騒音 夜間	5地点中 0地点			
環境騒音* 昼間	3地点中 3地点			環境基準を達成・維持		
環境騒音* 夜間	3地点中 3地点 (H12)			1地点中 1地点/◎(H24)		
		*環境騒音／特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。(自動車騒音を測定する際その他の雑音のこと)				

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初 (H13)	当初の目標値 (H24)	現況/評価
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を3.0mg/l以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質 (BOD) の年平均値の平均	4.3mg / l (H12 6地点調査平均)	3.0mg / l	2.48 mg / l /◎ (H24 6地点調査平均)
	市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。	市内の海域の調査地点における水質 (COD) の環境基準の達成度	(H12)	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	(H24)
		A類型 (桂島)	2.2mg / l		2.6mg / l /△ (H24)
		B類型 (西浜)	2.1mg / l		2.2mg / l /◎ (H24)
		C類型 (港橋)	3.1mg / l	3.4mg / l /◎ (H24)	
	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	36件	0件	1件/○ (H24)
(7) 学ぶ機会について知る・環境について知る	市民環境講座の参加率を60%以上とすることを目標とします。	市民環境講座の参加率* *参加定員に対する参加者数の割合	50%	60%以上	—/—
	こどもエコクラブ加入グループ数を小学校区ごとに1つ以上を目標とします。	小学校区ごとのこどもエコクラブ加入団体数	市内全地区で1グループ	1グループ	11団体/◎ (H21)
	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの整備	—	H16	—/—
(8) 市民活動・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	環境活動団体の登録数、20団体以上を目標とします。	環境活動団体の登録数	2団体	20団体以上	—/—
	環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに3人以上養成します。	小学校区ごとの環境活動のリーダー・指導員数	—	3人以上	—/—
	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を60%に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	45.8%	60%以上	29.8%/— (H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	仮称) 環境率先実行計画を平成16年までに策定し、3カ年ごとに見直しながらか推進します。	環境率先実行計画の管理	未策定	平成16年策定3カ年ごとの見直し	策定済み/◎
	仮称) 環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50%以上とすることを目標とします。	環境優良企業の認証割合	未認証	50%以上	—/—
	仮称) 美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	美化推進地区数	未指定	毎年4地区ずつ増加	—/—
	環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10%以上引き上げることを目標とします。	市民の環境配慮のための重点行動指針の項目の実施率	未調査	初回調査時から10%以上引き上げる	—/—
		「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率 【重点行動指針】環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	45.8%	初回調査時から10%以上引き上げる	29.8% /— (H24)

第2章

環境の現況と課題

1. 生活環境
2. 自然環境
3. 都市・快適環境
4. 地球環境
5. 協働と参画

第2章 環境の現況と課題

1 生活環境

(1) 現況

① 大気環境

大気汚染は、工場や自動車等がエネルギー源として、石炭・石油等の化石燃料^{*}を大量に消費することが原因となって起こります。

原因物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・煤塵等の濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育などに影響を及ぼすため、大気汚染の環境基準^{*}が定められており、これを達成するため大気汚染状況の把握や各種事業所の排出指導などの対策を行っています。

発生源対策として、工場・事業場の排気に関しては「大気汚染防止法」及び「宮城県公害防止条例」により規制物質を指定して指導を行っており、緊急時には「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」に基づいて光化学スモッグ注意報等を発令、伝達するための連絡体制を組織しており、年に一度訓練を行っています。

自動車排出ガスについては、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づき、「エコドライブ^{**}運動」等を行い、アイドリングストップ^{*}の推進や電気自動車・ハイブリット車へ変更するなどの排出量削減に取り組んでいます。

◆一般環境大気測定(市役所屋上)

区分		平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
浮遊粒子状 物	年平均値〔mg/m ³ 〕	0.030	0.033	0.030	0.028	0.028	0.029	0.033	0.025
	日平均値〔mg/m ³ 〕	0.076	0.078	0.071	0.061	0.071	0.063	0.066	0.053
一酸化窒素	年平均値〔ppm〕	0.007	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003
	日平均値〔ppm〕	-	0.019	0.023	0.026	0.014	0.013	0.020	0.019
二酸化窒素	年平均値〔ppm〕	0.016	0.010	0.013	0.014	0.011	0.010	0.010	0.010
	日平均値〔ppm〕	0.032	0.026	0.030	0.032	0.025	0.022	0.026	0.025
窒素酸化物	年平均値〔ppm〕	0.022	0.013	0.017	0.018	0.014	0.012	0.013	0.013
	日平均値〔ppm〕	0.066	0.043	0.051	0.055	0.038	0.042	0.046	0.044
非メタン 炭化水素	年平均値〔ppmC〕	0.02	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.14	-
メタン及び 全炭化水素	メタン年平均値〔ppmC〕	1.89	1.89	1.88	1.86	1.89	1.88	1.87	-
	全炭化水素年平均値〔ppmC〕	2.03	2.01	2.00	1.98	1.99	1.99	2.01	-
光化学 オキシダント	年平均値〔ppm〕	0.029	0.031	0.028	0.027	0.033	0.035	0.032	0.034
	最高値〔ppm〕	0.121	0.094	0.093	0.077	0.102	0.101	0.094	0.081

(資料) 宮城県環境白書

◆自動車排出ガス測定(中の島公園)

区分		平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
浮遊粒子状 物	年平均値[mg/m ³]	0.034	0.025	0.023	0.024	0.021	0.020	0.013	0.017
	日平均値[mg/m ³]	0.081	0.078	0.060	0.052	0.051	0.056	0.033	0.045
一酸化窒素	年平均値[ppm]	0.032	0.017	0.022	0.023	0.017	0.015	0.018	0.016
	日平均値[ppm]	-	0.044	0.075	0.082	0.067	0.057	0.050	0.053
二酸化窒素	年平均値[ppm]	0.025	0.016	0.018	0.019	0.018	0.017	0.018	0.015
	日平均値[ppm]	0.044	0.032	0.038	0.037	0.035	0.030	0.034	0.035
窒素酸化物	年平均値[ppm]	0.057	0.033	0.040	0.042	0.035	0.032	0.036	0.031
	日平均値[ppm]	0.157	0.075	0.106	0.116	0.100	0.109	0.080	0.087
一酸化炭素	年平均値[ppm]	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.5	0.3
	日平均値[ppm]	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	0.6	0.8	0.7

(資料) 宮城県環境白書

※化石燃料/石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

※環境基準/大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

※エコドライブ/ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

※アイドリングストップ/停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

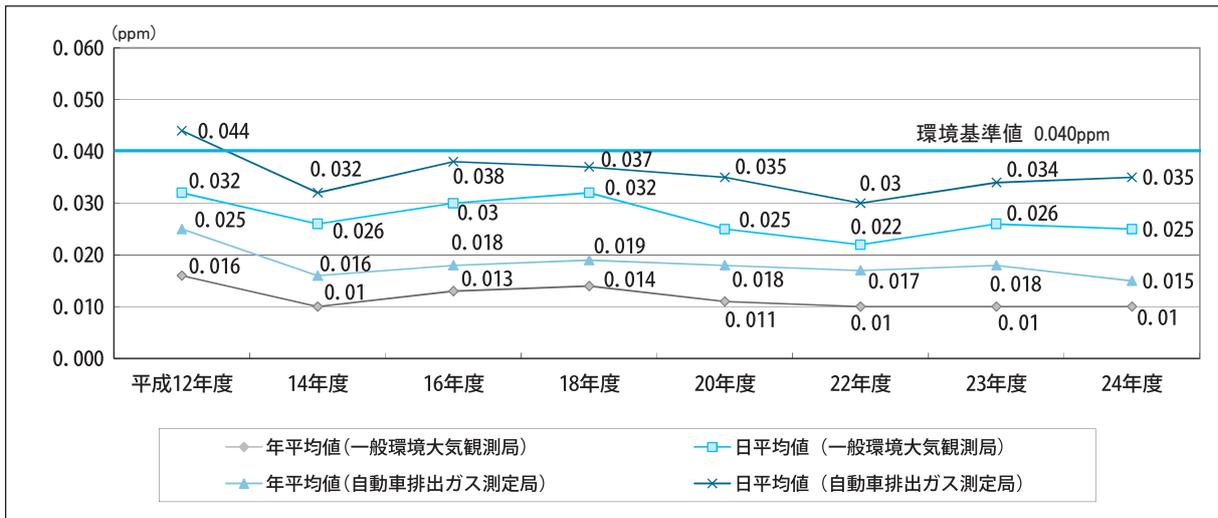
② 大気汚染の現況

1) 二酸化窒素*

二酸化窒素は、燃焼によって窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、その大部分は一酸化窒素として大気中に排出され大気中で酸化して二酸化窒素となり、喉や肺など呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあります。

市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定しており、平成14年度以降は、どちらの測定局でも環境基準以内となっています。

[二酸化窒素濃度の推移]



◆二酸化窒素濃度の推移

(単位: ppm)

区分		平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
一般環境大気観測局	年平均値	0.016	0.010	0.013	0.014	0.011	0.010	0.010	0.010
	日平均値	0.032	0.026	0.030	0.032	0.025	0.022	0.026	0.025
自動車排出ガス測定局	年平均値	0.025	0.016	0.018	0.019	0.018	0.017	0.018	0.015
	日平均値	0.044	0.032	0.038	0.037	0.035	0.030	0.034	0.035
基準値		0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040

(資料) 宮城県環境白書

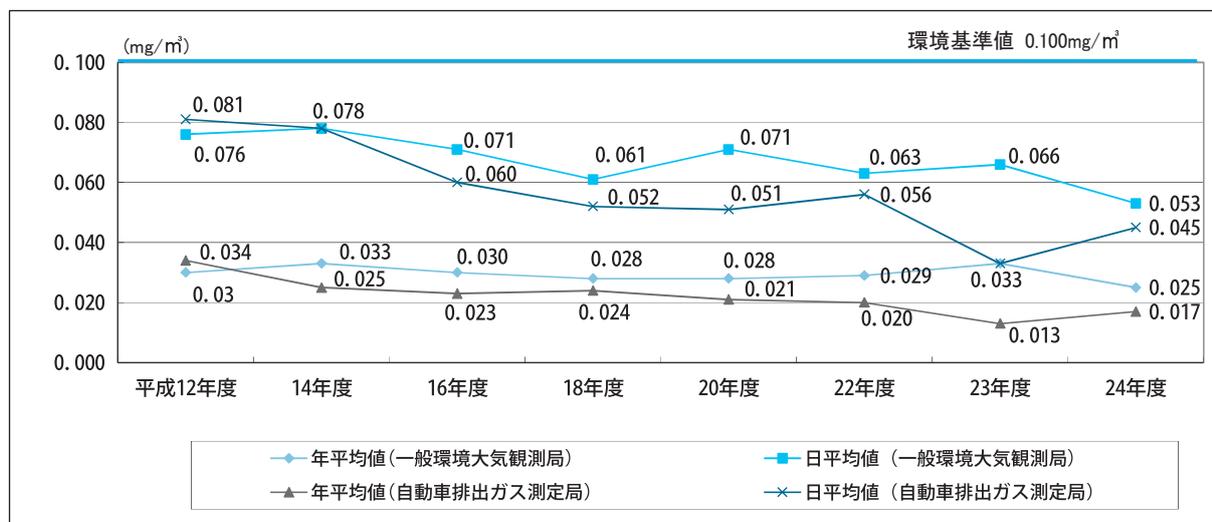
*二酸化窒素 (NO₂) / 一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

2) 浮遊粒子状物質※

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径10 μ m以下の粒子状物質のことで、気管や肺まで到達し呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあり、一般的には工場・事業場の排出ガスに加え、自動車排出ガスも一因であると考えられています。

市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定し、やや減少傾向で推移しており、どちらの測定局でも環境基準以内となっています。

[浮遊粒子状物質濃度の推移]



◆浮遊粒子状物質濃度の推移

(単位: mg/m³)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
一般環境大気観測局	年平均値	0.030	0.033	0.030	0.028	0.028	0.029	0.025
	日平均値	0.076	0.078	0.071	0.061	0.071	0.063	0.053
自動車排出ガス測定局	年平均値	0.034	0.025	0.023	0.024	0.021	0.020	0.017
	日平均値	0.081	0.078	0.060	0.052	0.051	0.056	0.045
基準値	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

(資料) 宮城県環境白書

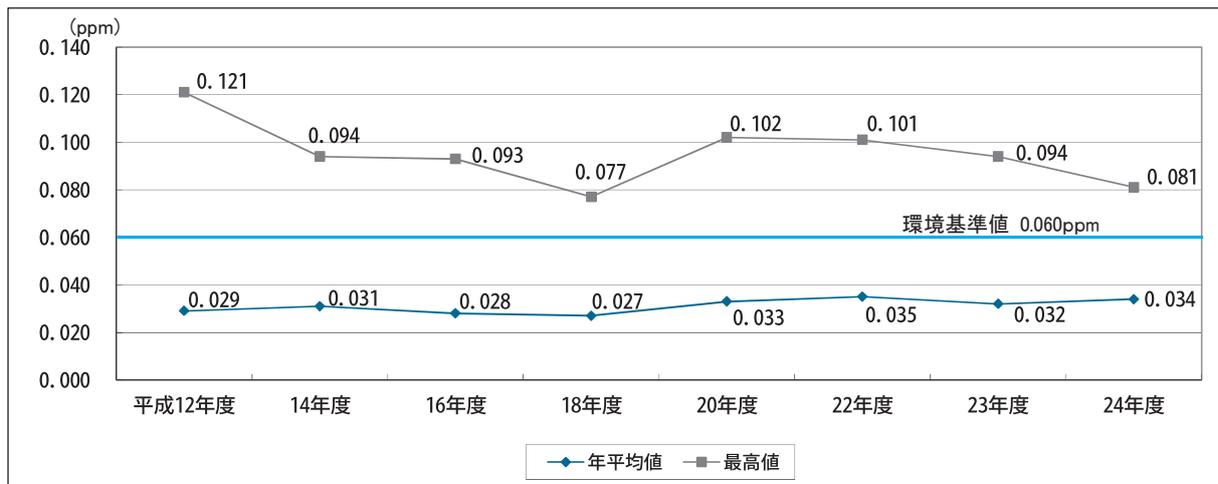
※浮遊粒子状物質 (SPM) / 粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

3) 光化学オキシダント*

光化学オキシダントは、大気中で窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質で、目や喉などの粘膜に影響を及ぼす恐れがあり、光化学オキシダント濃度が0.12ppmという状態が長期間に及ぶと判断された時は、光化学スモッグ注意報が発令されます。

市内では、一般環境大気測定局で測定していますが、全国的にみても光化学オキシダントの環境基準達成率は大変低い状況であり、本市でも環境基準を達成していません。

[光化学オキシダント濃度の推移]



◆光化学オキシダント濃度の推移

(単位: ppm)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
年平均値	0.029	0.031	0.028	0.027	0.033	0.035	0.032	0.034
最高値	0.121	0.094	0.093	0.077	0.102	0.101	0.094	0.081
基準値	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060

(資料) 宮城県環境白書

*光化学オキシダント (O_x) / 大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。オゾン・アルデヒド類など。

③ 水環境

1) 河川の状況

本市では、公共用水域水質調査として水質測定と水生生物調査*を行っており、水質測定は、市内を流れる新町川・宮町川・石田川の5地点と貞山運河で測定し、水生生物調査は石田川の2地点で実施しています。

ここでは、測定項目のうち有機汚濁物質による水質汚濁の度合いを示すBOD*（生物化学的酸素要求量）に着目して水質を評価しました。

ア. 新町川

新町川は、市内中心部を流れて松島湾に流入する都市下水路で、河川として唯一の環境基準型のC類型に指定され、基準点として常盤橋で測定を行っています。平成16年度2.6mg/ℓから平成24年度0.9mg/ℓに改善されており、BOD環境基準内（5mg/ℓ以下）となっています。

イ. 宮町川

水路的役割の宮町川は、類型指定されていませんが、平成24年度3.9mg/ℓのBOD値が観測され、環境基準内となっています。

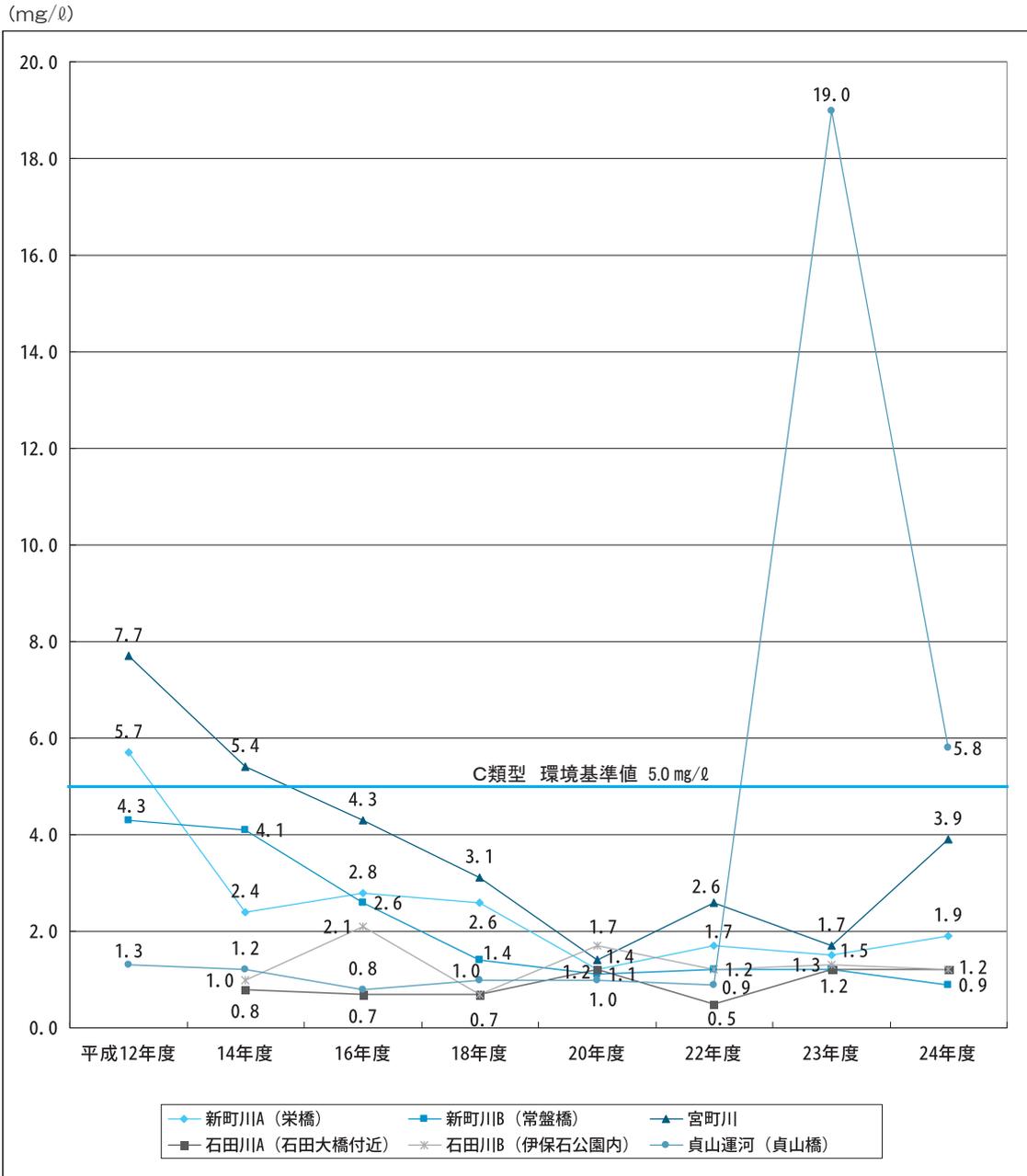
ウ. 石田川

水路的小河川として親しまれている石田川は、市の北西部丘陵地帯から浜田湾に流入しており、類型指定されていませんが、2ヶ所測定点はいずれも環境基準内となっています。

エ. 貞山運河

市の区域外の貞山運河は、貞山橋の七ヶ浜町側で宮城県が測定しており、C類型に指定されています。平成22年度までは1.0mg/ℓ前後で推移していましたが、東日本大震災後は、BOD値が大幅に上昇しています。平成23年度は、下水処理施設の被災に伴う放流がなされたことが値が高かった要因と考えられます。

[河川の生物化学的酸素要求量(BOD)年平均値の推移]



◆河川の生物化学的酸素要求量(BOD)年平均値の推移

区分はC類型基準(単位:mg/ℓ)

区分		平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
新町川 A	栄橋	5.7	2.4	2.8	2.6	1.2	1.7	1.5	1.9
新町川 B	常盤橋	4.3	4.1	2.6	1.4	1.1	1.2	1.2	0.9
宮町川	小松崎1番1号付近	7.7	5.4	4.3	3.1	1.4	2.6	1.7	3.9
石田川 A	石田大橋付近	-	0.8	0.7	0.7	1.2	0.5	1.2	1.2
石田川 B	伊保石公園内	-	1.0	2.1	-	1.7	1.2	1.3	1.2
貞山運河	貞山橋	1.3	1.2	0.8	1.0	1.0	0.9	19.0	5.8

(資料) 宮城県環境白書/塩釜地区環境組合

※水生生物調査/河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし(指標)となる16種(さわがに、ひる、いとみみずなど)について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984(昭和59)年から全国で実施されている。

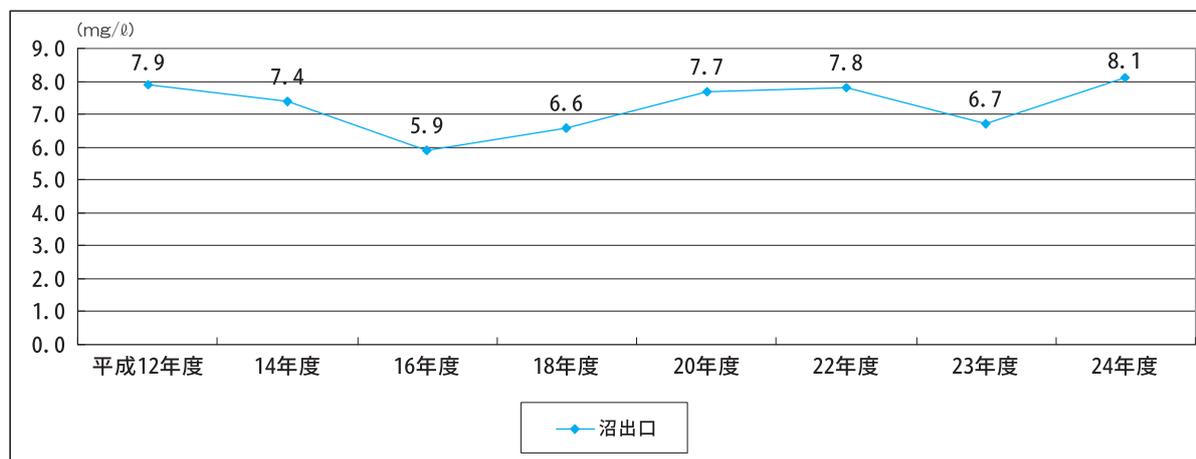
※BOD/生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解される時に必要な酸素の量で表したものの。

2) 湖沼の状況

市の南西部には、塩竈市、多賀城市、利府町にまたがる加瀬沼があり、環境基準の類型指定はありませんが、県が加瀬沼出口で水質調査を行っています。

湖沼では、COD* (化学的酸素要求量) に着目して評価しますが、沼出口では、長年、沼底に溜まった沈殿物の影響もあり、近年のCOD年平均値に大きな変化は見られません。

[加瀬沼の化学的酸素要求量 (COD) 年平均値の推移]



◆加瀬沼の化学的酸素要求量(COD)年平均値の推移

(単位:mg/ℓ)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
沼出口	7.9	7.4	5.9	6.6	7.7	7.8	6.7	8.1

(資料) 公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

※COD/化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。

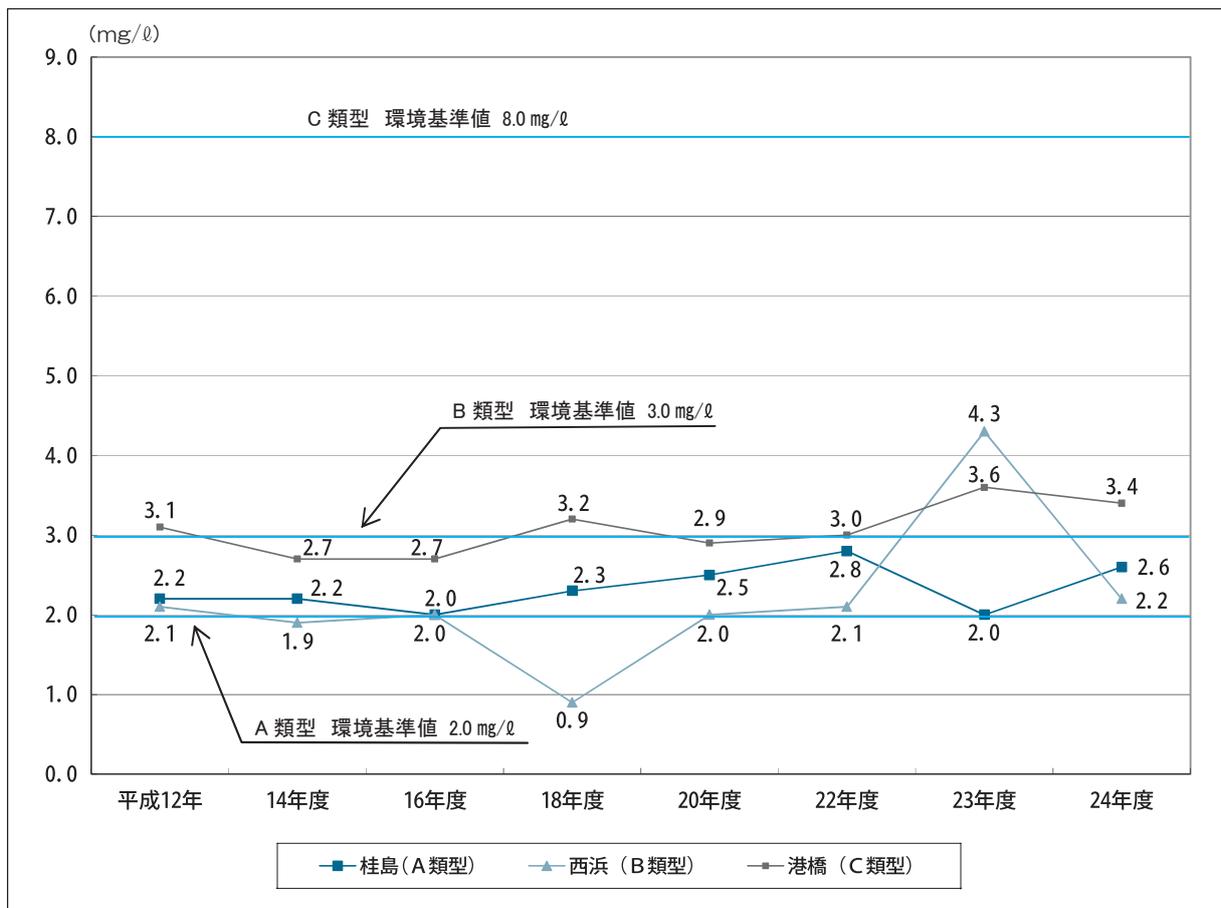
3) 海域の状況

市内の河川が流れ込む松島湾では、環境基準の類型指定になっている3水域で県が測定を行っています。

類型指定地点は、桂島（A類型）、西浜（七ヶ浜町 B類型）、港橋（C類型）で、沖合いの地点ほど環境基準が厳しく設定されています。

海域のCODの評価は、近年、桂島と港橋はやや上昇傾向にあり、西浜は、平成18年度と東日本大震災のあった平成23年度以外は、2.0mg/ℓ前後で推移しています。

[松島湾の化学的酸素要求量（COD）年平均値の推移]



◆松島湾の化学的酸素要求量(COD)年平均値の推移

(単位: mg/ℓ)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
桂島	2.2	2.2	2.0	2.3	2.5	2.8	2.0	2.6
西浜	2.1	1.9	2.0	0.9	2.0	2.1	4.3	2.2
港橋	3.1	2.7	2.7	3.2	2.9	3.0	3.6	3.4

(資料) 公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

④ 下水道の普及の状況

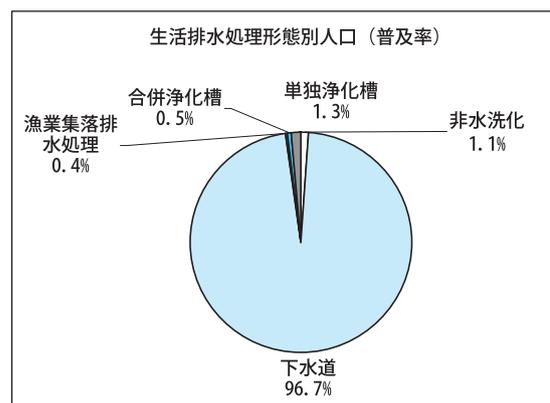
1) 生活排水[※]処理の状況

平成24年度末の水洗化人口は55,786人、普及率は98.9%に達しています。

一方、非水洗化人口が621人となっており、更なる下水道整備が必要です。下水道整備が完了するまでは、し尿処理施設の維持が必要になるため、市では、松島湾の排出基準が強化されるのを契機に、近隣1市3町と塩釜地区環境組合（現塩釜地区消防事務組合環境課）を発足させ、広域でし尿処理施設の建設を行い、平成11年度から供用開始しています。

◆生活排水処理形態別人口（平成24年度末現在）

区分		人口(人)	普及率(%)
非水洗化		621	1.1
水洗化		55,786	98.9
内訳	下水道	54,535	96.7
	漁業集落排水処理施設 [※]	208	0.4
	合併処理浄化槽 [※]	312	0.5
	単独処理浄化槽 [※]	731	1.3
合計		56,407	100.0



（資料）塩竈市下水道課・塩釜地区消防事務組合環境課

※生活排水／し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

※漁業集落排水処理施設／雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

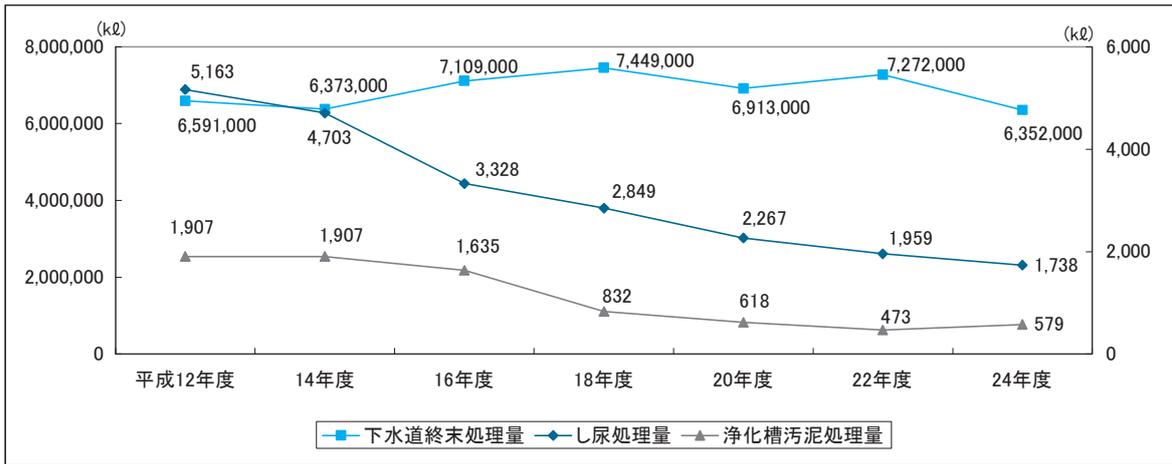
※合併処理浄化槽／単独処理浄化槽／し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

3) 下水道整備の状況

市では、市民の快適な暮らしと、閉鎖水域である松島湾の水質汚濁防止のため、昭和33年から下水道整備を始めました。

昭和53年に仙塩流域下水道終末施設との一部接続により下水道普及率が向上し、し尿処理及び浄化槽汚泥処理が大幅に減少しています。

[下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移]



(資料) 塩竈市下水道課・塩釜地区消防事務組合環境課

◆ 下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:kL)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	平24/平12増減比(%)
下水道終末処理量	6,591,000	6,373,000	7,109,000	7,449,000	6,913,000	7,272,000	6,352,000	96.4
し尿処理量	5,163	4,703	3,328	2,849	2,267	1,959	1,738	33.7
浄化槽汚泥処理量	1,907	1,907	1,635	832	618	473	579	30.4

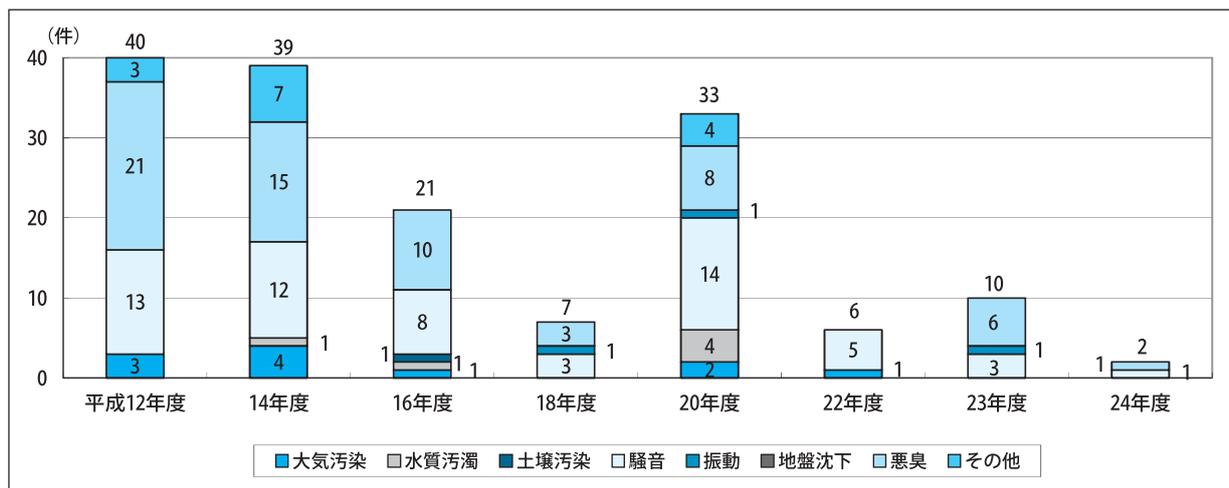
(資料) 塩竈市下水道課・塩釜地区消防事務組合環境課

⑤ 公害苦情

平成24年度の公害苦情件数は2件で、悪臭と騒音に係る苦情です。

また、環境基本法^{*}において公害として列挙されたものを「典型7公害」と呼び、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に分類されていますが、これらに係る発生源別の近年の苦情は、工事業、製造業、家庭生活を発生源とする苦情が主なものとなっています。

[種類別公害苦情件数の推移]



◆種類別公害苦情件数の推移

(単位: 件)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
大気汚染	3	4	1		2	1		
水質汚濁		1	1		4			
土壌汚染			1					
騒音	13	12	8	3	14	5	3	1
振動				1	1		1	
地盤沈下								
悪臭	21	15	10	3	8		6	1
その他	3	7			4			
合計	40	39	21	7	33	6	10	2

(資料) 塩竈市環境課

^{*}環境基本法/日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993(平成5)年成立。

◆発生源別公害苦情件数の推移（典型7公害）

（単位：件）

区分	平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
農業・漁業	2		1		2			
工事業	6	3	2	2	11	2	2	
製造業	6	6	3	2	6			1
電気・ガス・ 熱供給・水道業					3			
運輸・通信業			1	1		1	1	
サービス業	6	3			1			1
家庭生活	8	6	1	1	2			
〃（ペット）	3	9	3		2			
道路								
その他	6	1	4	1		3	1	
不明		4	6		2		6	
合計	37	32	21	7	29	6	10	2

（資料）塩竈市環境課

⑥ 悪臭

市街地の拡大に伴い悪臭発生源に近接して住宅が建てられるようになり、感覚公害として悪臭が問題になっています。

近年の悪臭に対する苦情件数は減少傾向にあり、平成24年度に市に寄せられた悪臭苦情は1件です。

◆臭気指数による悪臭測定の結果（平成24年5月調査）

（単位：臭気指数）

測定場所	測定臭気指数	規制基準臭気指数
新浜町公園付近	10未満	15

◆悪臭苦情件数の推移

（単位：件）

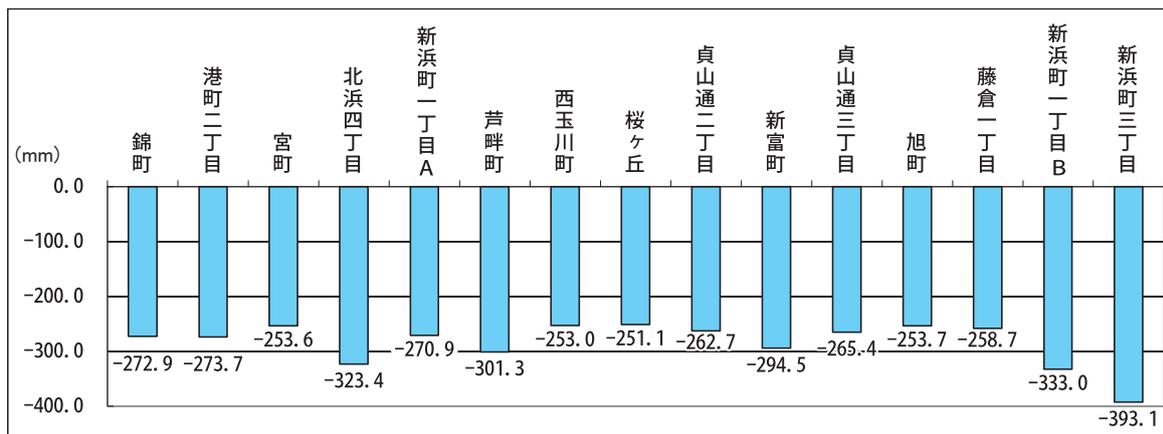
区分	平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
苦情件数	21	15	10	3	8	0	6	1

⑦ 地盤沈下

本市では、埋立地に見られる圧密沈下と呼ばれる、水を多く含んだ地盤が建物などの重みにより自然に沈んでいく地盤沈下が生じています。

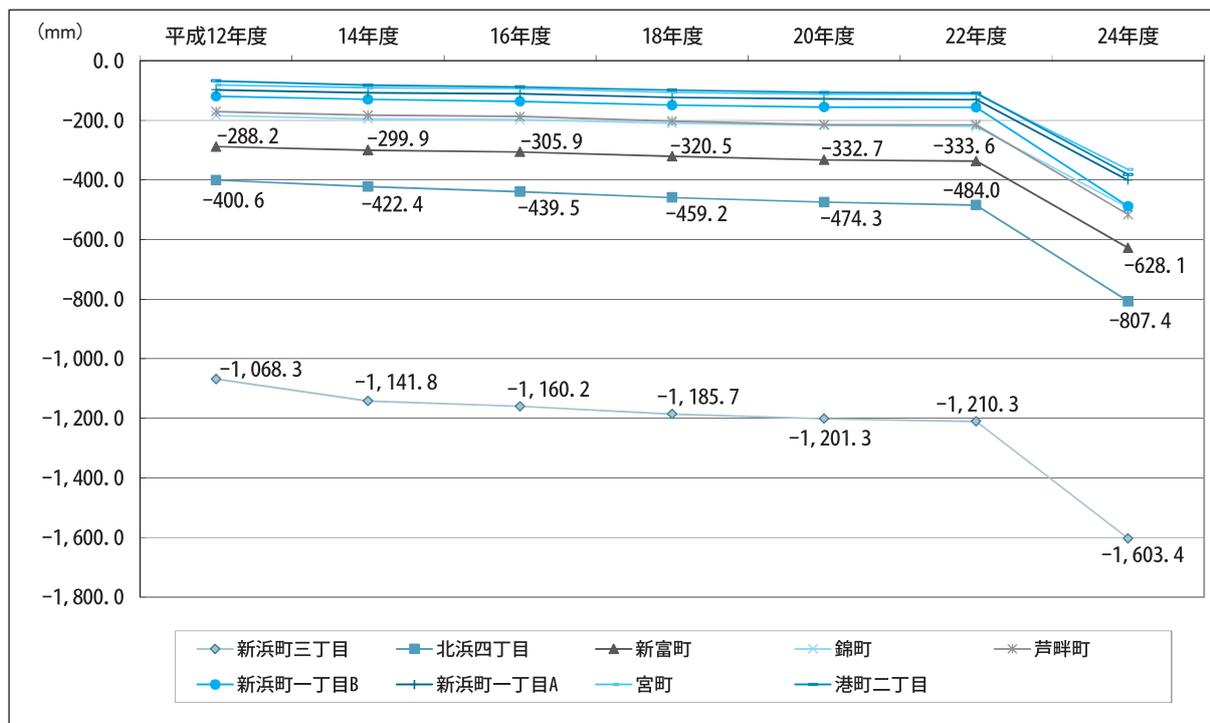
現在、市内の15地点で水準測量調査を実施していますが、平成22年度調査までは、北浜四丁目と新浜町三丁目の9mm程度を除き、小幅な沈下となっていました。東日本大震災後は大幅な沈下を示し、平成24年度にはすべての調査地点で250mmを超える沈下となっています。

[平成24年度地盤沈下変動量]



(資料) 仙台平野地盤沈下調査水準測量

[累積地盤沈下変動量の推移]



(資料) 仙台平野地盤沈下調査水準測量

◆地盤沈下変動量

(単位：mm)

調査地点	平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度
錦町 (鳥越整形外科付近)	3.9	-11.2	-2.8	-4.0	-7.0	-3.9	-272.9
港町二丁目 (尾島町交番付近)	1.8	-12.2	-5.3	-3.7	-7.9	-2.4	-273.7
宮町 (ニッポンレンタカー本塩釜駅前営業所付近)	4.8	-11.4	-3.5	-2.3	-5.6	-0.3	-253.6
北浜四丁目 (塩竈市保健センター付近)	-2.2	-17.0	-10.5	-8.0	-15.1	-9.7	-323.4
新浜町一丁目A (新浜町交番付近)	1.9	-11.9	-3.7	-3.5	-5.6	-1.9	-270.9
芦畔町*1 (牛生雨水ポンプ場付近)	2.2	-13.3	-3.2	-5.0	-11.4	-0.2	-301.3
西玉川町*2 (母子沢集会所内)	3.8	-10.0	-6.4	-3.2	-3.8	-1.0	-253.0
桜ヶ丘*3 (佐浦町公園内)	4.5	-10.9	-4.4	-2.1	-8.8	0.5	-251.1
貞山通二丁目 (一本松消防署付近)	-0.2	-11.3	-4.1	-3.7	-6.1	-0.3	-262.7
新富町 (中央ポンプ場内)	-0.8	-13.7	-4.8	-4.8	-12.2	-0.9	-294.5
貞山通三丁目 (みなと公園内)	-1.1	-11.2	-3.9	-3.5	-7.1	0.3	-265.4
旭町 (市役所内)	4.2	-11.0	-3.0	-2.3	-5.2	-0.6	-253.7
藤倉一丁目 (藤倉コミュニティーセンター内)	4.6	-10.9	-4.0	-3.0	-5.7	0.5	-258.7
新浜町一丁目B (魚市場前付近)	2.2	-12.0	-4.2	-2.9	-6.3	-0.6	-333.0
新浜町三丁目 (新浜町公園内)	-65.3	-33.2	-15.8	-8.6	-15.6	-9.0	-393.1

*1～3は宮城県調査分

(資料) 仙台平野地盤沈下調査水準測量

◆累積地盤沈下量の推移（平成22年度まで10cm以上の沈下地点）

調査地点	昭和49年度からの累積変動量（mm）						
	平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度
新浜町三丁目	-1,068.3	-1,141.8	-1,160.2	-1,185.7	-1,201.3	-1,210.3	-1,603.4
北浜四丁目	-400.6	-422.4	-439.5	-459.2	-474.3	-484.0	-807.4
新富町	-288.2	-299.9	-305.9	-320.5	-332.7	-333.6	-628.1
錦町	-183.8	-195.3	-197.3	-209.7	-216.7	-220.6	-493.5
芦畔町	-170.3	-182.5	-186.9	-202.8	-214.2	-215.0	-516.3
新浜町一丁目B	-119.3	-129.7	-136.2	-149.1	-155.4	-156.0	-489.0
新浜町一丁目A	-97.1	-107.2	-110.6	-122.5	-128.1	-130.0	-400.9
宮町	-80.8	-90.3	-93.3	-105.9	-111.5	-111.8	-365.4
港町二丁目	-67.4	-82.1	-87.7	-97.9	-105.8	-108.2	-381.9

(資料) 仙台平野地盤沈下調査水準測量

(注) 平成17年度までは毎年調査をしていたが、平成18年度からは2年ごとに調査を実施。

調査地点の新浜町一丁目Bは昭和50年度に移転、宮町は昭和58年度に北浜四丁目及び芦畔町は昭和59年度に再設。
平成24年度分は、東日本大震災の影響により沈下量は参考値。

⑧ 騒音・振動

1) 騒音に係る苦情

騒音に係る苦情の発生源は主に、建設工事や製造業に係る騒音となっています。平成24年度の騒音苦情件数は1件です。

◆発生源別騒音苦情件数の推移

(単位：件)

区分	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	23年度	24年度
工 事 業	4	1	1	2	9	1	2	
製 造 業	1		1					1
運輸・通信業							1	
サ ー ビ ス 業	1	2				1		
公 務				1	2			
家 庭 生 活	2	2			2			
〃 (ペ ッ ト)	3	7	3					
道 路								
そ の 他	2		3		1	3		
合 計	13	12	8	3	14	5	3	1

(資料) 塩竈市環境課

2) 自動車騒音に係る苦情

自動車騒音に関しては「騒音規制法」で基準が定められており、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づいて対策に取り組んでいます。

平成24年の等価騒音レベル測定値をみると、県道仙台塩釜線、市道北浜沢乙線、市道玉川利府線ともに、昼・夜とも要請限度は下回っているものの、環境基準値を上回る騒音レベルとなっています。

◆自動車騒音測定状況：地点評価（平成23、24年度測定）

(単位：dB^{*})

路線名	観測地点名	環境基準地域類型	車線数	等価騒音レベル測定値（環境基準値／要請限度 [*] ）		
				年度	昼 6:00～22:00	夜 22:00～6:00
仙台塩釜線	舟入一丁目	C	2	平成23年度	70.1(70/75)	64.6(65/70)
				平成24年度	73.2(70/75)	67.7(65/70)
北浜沢乙線	北浜四丁目	C	3	平成23年度	71.1(65/75)	65.0(60/70)
				平成24年度	71.2(65/75)	67.3(60/70)
玉川利府線	玉川一丁目	B	2	平成23年度	69.3(65/75)	65.1(60/70)
				平成24年度	69.8(65/75)	66.7(60/70)

(資料) 塩竈市環境課

^{*} dB [A] / 音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dBまたはdB[A]で表示する。

^{*} 要請限度／騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

◆自動車騒音測定の状態：面的評価（平成24年度測定）

路線名	観測地点名	評価対象住居等戸数	環境基準達成戸数（戸）			環境基準達成率（％）		
			全日	昼	夜	全日	昼	夜
国道45号線	花立町22～花立町1	240	240	0	0	100.0	0.0	0.0
	花立町1～尾島町24	231	231	0	0	100.0	0.0	0.0
	尾島町24～港町二丁目6	50	50	0	0	100.0	0.0	0.0
	港町二丁目～海岸通	124	120	3	0	96.8	2.4	0.0
	北浜四丁目～新浜町二丁目	107	82	25	0	76.6	23.4	0.0
	新浜町二丁目～青葉ヶ丘	25	13	8	0	52.0	32.0	0.0
仙台塩釜線	芦畔町15-20～牛生町9	50	50	0	0	100.0	0.0	0.0
	牛生町9～中の島5	41	33	1	0	80.5	2.4	0.0
	中の島5～港町2丁目16	20	11	1	0	55.0	5.0	0.0
塩釜吉岡線	本町～栄町	444	255	64	0	57.4	14.4	0.0
塩釜港線	貞山通二丁目～港町一丁目	96	70	3	21	72.9	3.1	21.9
泉塩釜線	袖野田町～赤坂	612	612	0	0	100.0	0.0	0.0
塩釜七ヶ浜多賀城線	本町～錦町	564	564	0	0	100.0	0.0	0.0

（資料）宮城県環境白書

⑨ ごみとリサイクル

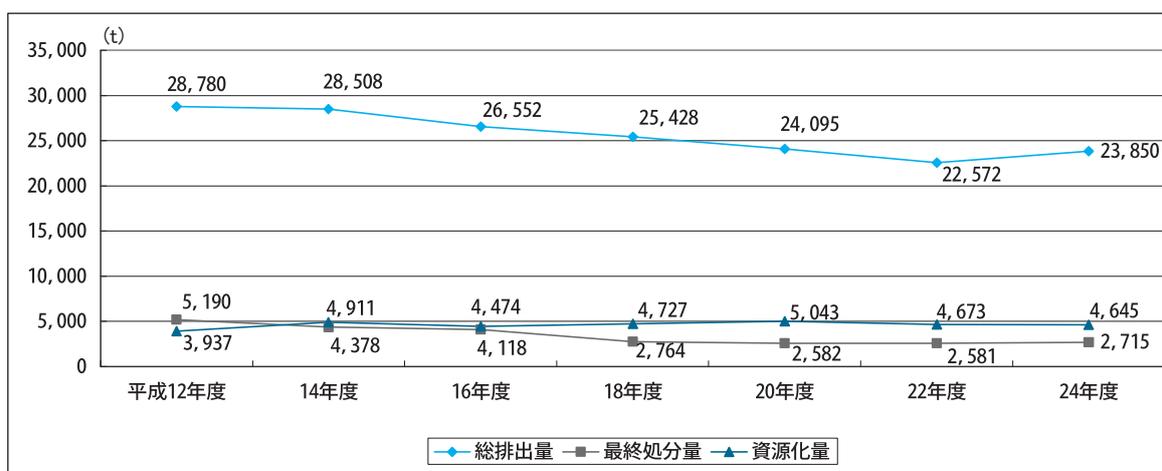
1) ごみとリサイクルの現況

塩竈市のごみの総排出量は減少傾向にあり、平成24年度は23,850トンで、生活系ごみ量が63.0%、事業系ごみ量が37.0%となっています。

平成24年度の埋立処理を行う最終処分量は2,715トン、資源化量は4,645トンで、ともに近年は横ばいで推移しています。

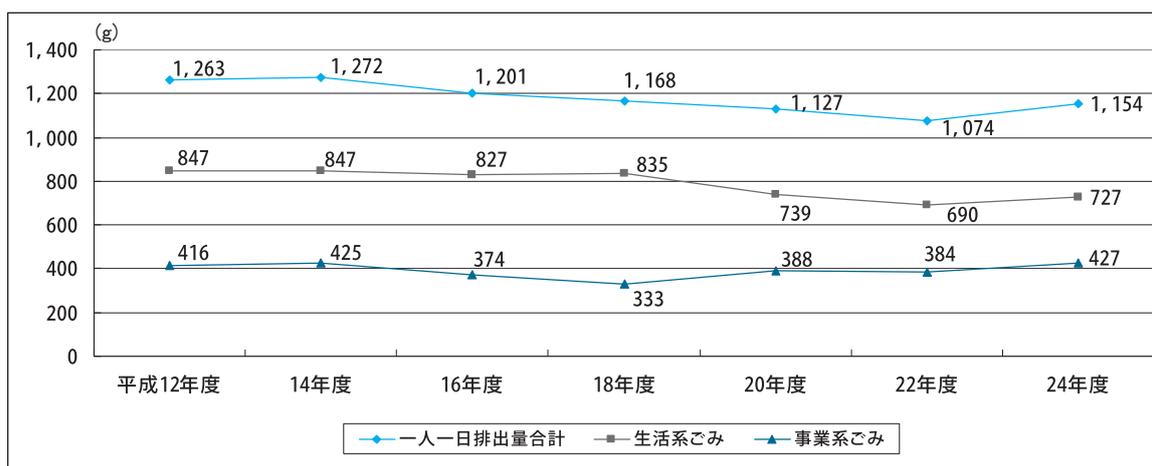
また、一人一日あたりごみ排出量は、全体としてはやや減少傾向が見られ、そのうち生活系ごみについては減少しているものの、事業系ごみについてはやや増加している。

[ごみ総排出量等の推移]



(資料) 塩竈市環境課

[一人一日あたりごみ排出量の推移]



(資料) 塩竈市環境課

◆ごみ総排出量の推移

(単位：t/年、g/人日)

区分		平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	平24/平12 増減比(%)	
総排出量(t/年)		28,780	28,508	26,552	25,428	24,095	22,572	23,849	82.9	
内訳	可燃物	21,695	21,506	19,798	19,057	17,692	16,514	17,934	82.7	
	不燃物	3,276	2,167	2,140	1,678	1,313	1,281	1,307	39.9	
	資源物	3,809	4,835	4,614	4,693	5,090	4,777	4,608	121.0	
内訳	生活系 ごみ量	19,303	18,992	18,282	18,181	15,800	14,502	15,031	77.9	
	事業系 ごみ量	9,477	9,516	8,270	7,247	8,295	8,070	8,818	93.1	
一人 一日 排出量	総人口(人)	62,434	61,406	60,593	59,665	58,585	57,596	56,641	90.7	
	一人一日 排出量(g/人日)	1,263	1,272	1,201	1,168	1,127	1,074	1,154	91.4	
	内訳	生活系	847	847	827	835	739	690	727	85.8
		事業系	416	425	374	333	388	384	427	102.6

(資料) 塩竈市環境課

◆ごみの減量処理率、資源化率・リサイクル率[※]の状況

(単位：t、%)

区分	平成 12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	平24/平12 増減比(%)
ごみ処理量合計 A(t/年)	28,780	28,508	26,552	25,428	24,095	22,572	23,849	82.9
最終処分量 B(t/年)	5,190	4,378	4,118	2,764	2,582	2,581	2,715	52.3
資源化量 C(t/年)	3,937	4,911	4,474	4,727	5,043	4,673	4,645	118.0
減量処理率 (A-B)÷A (%)	82.0%	84.6%	84.5%	89.1%	89.3%	88.6%	88.6%	+6.6ポイント
資源化率 C÷A (%)	13.7%	17.2%	16.9%	18.6%	21.0%	20.7%	19.5%	+5.8ポイント
リサイクル率 (C+D)÷(A+D) (%)	13.7%	17.2%	16.9%	18.6%	21.0%	20.7%	19.5%	+5.8ポイント

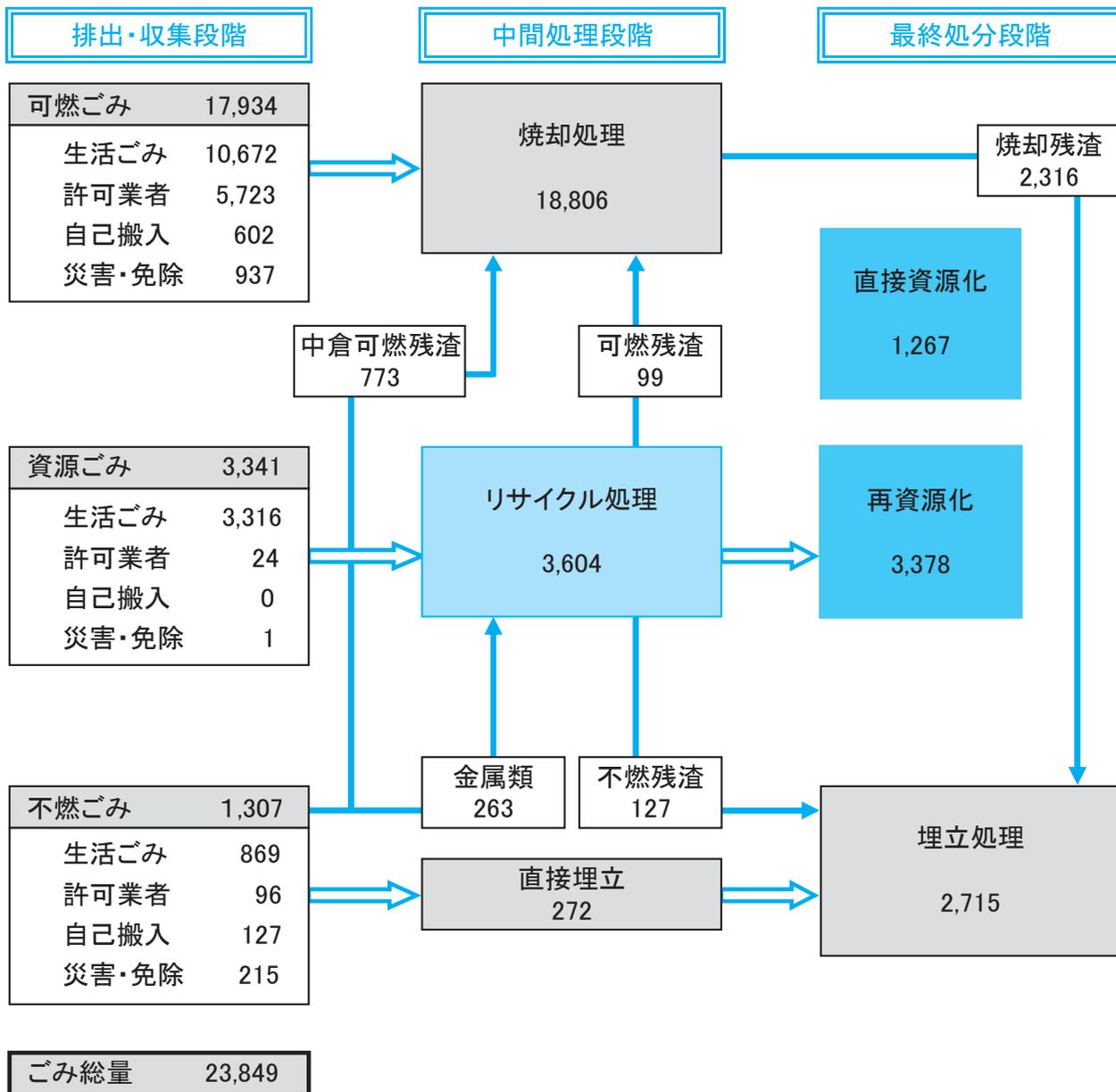
(資料) 塩竈市環境課

※リサイクル率／市内で発生するごみの総量に対する再資源化ごみの量の割合のこと。
(市の資源化量 + (団体回収量)) ÷ (市のごみ総排出量 + (団体回収量))

2) ごみ処理の流れ

[ごみ処理フローシート (平成24年度実績)]

(単位:t)



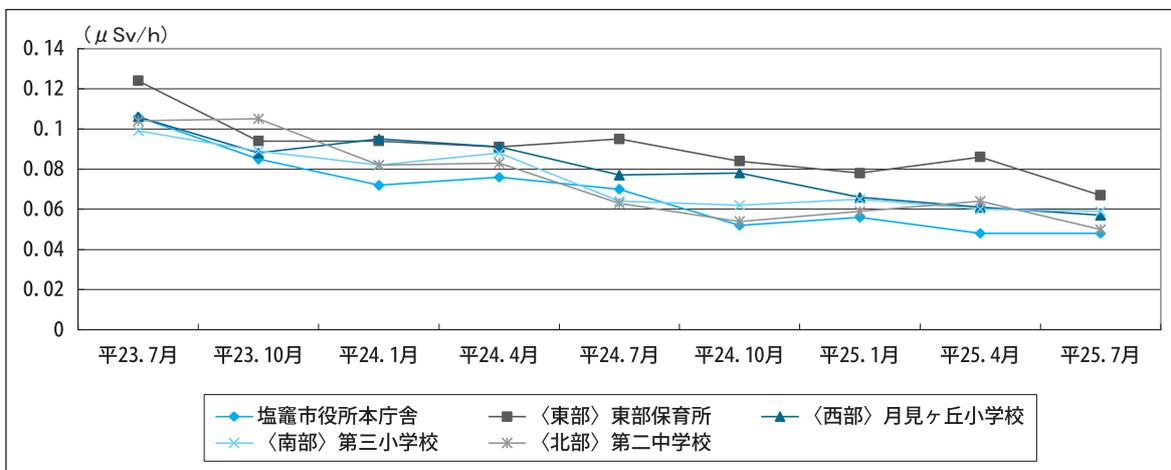
⑩ 放射性物質

東日本大震災の発災後平成23年7月1日から、塩竈市役所本庁舎、〈東部〉 東部保育所、〈西部〉 月見ヶ丘小学校、〈南部〉 第三小学校、〈北部〉 第二中学校の5地点で定期的に放射線測定を行っています。

文部科学省の暫定基準では、屋外活動の制限は、1.0($\mu\text{Sv} / \text{h}$)マイクロシーベルト毎時以上としていますが、測定値はいずれも暫定基準を大きく下回って推移しています。

塩竈市役所本庁舎では、平成23年7月1日に0.106マイクロシーベルト毎時であったものが、その後徐々に低下し、平成25年7月1日には0.048マイクロシーベルト毎時に大幅に低下しています。

[放射線測定値の推移]



◆放射線測定値

(単位：マイクロシーベルト毎時 $\mu\text{Sv} / \text{h}$)

区分	平成23年7月	平成23年10月	平成24年1月	平成24年4月	平成24年7月	平成24年10月	平成25年1月	平成25年4月	平成25年7月
塩竈市役所本庁舎	0.106	0.085	0.072	0.076	0.070	0.052	0.056	0.048	0.048
〈東部〉 東部保育所	0.124	0.094	0.094	0.091	0.095	0.084	0.078	0.086	0.067
〈西部〉 月見ヶ丘小学校	0.106	0.088	0.095	0.091	0.077	0.078	0.066	0.061	0.057
〈南部〉 第三小学校	0.099	0.089	0.082	0.088	0.064	0.062	0.065	0.060	0.059
〈北部〉 第二中学校	0.104	0.105	0.082	0.083	0.063	0.054	0.059	0.064	0.050
基準値	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

(資料) 塩竈市環境課

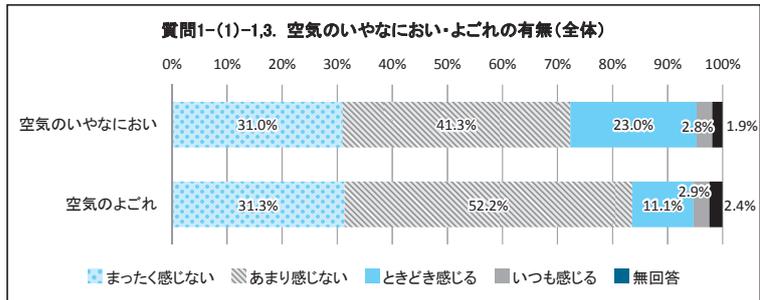
注) 各月1日現在、平成24年1月は5日及び平成25年1月は4日現在

文部科学省の暫定基準では屋外活動の制限は、1.0($\mu\text{Sv} / \text{h}$)マイクロシーベルト毎時以上の場合

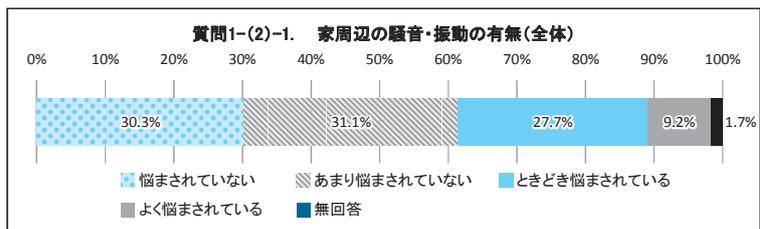
(2) 生活環境における市民・事業者の意識（平成24年アンケート調査）

【家周辺における身近な環境に対する意識（質問1）】

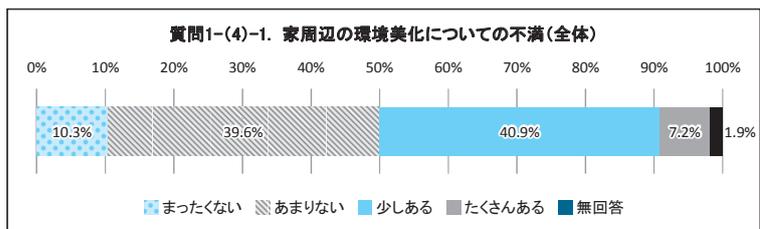
・家周辺の「空気のいやなおい」「空気のごれ」については、「感じていない（「まったく感じない」+「あまり感じない」）」をあげる人が多い（70%以上）。



・「騒音・振動」については、「感じていない（「悩まされていない」+「あまり悩まされていない」）」をあげる人が多い（60%以上）。

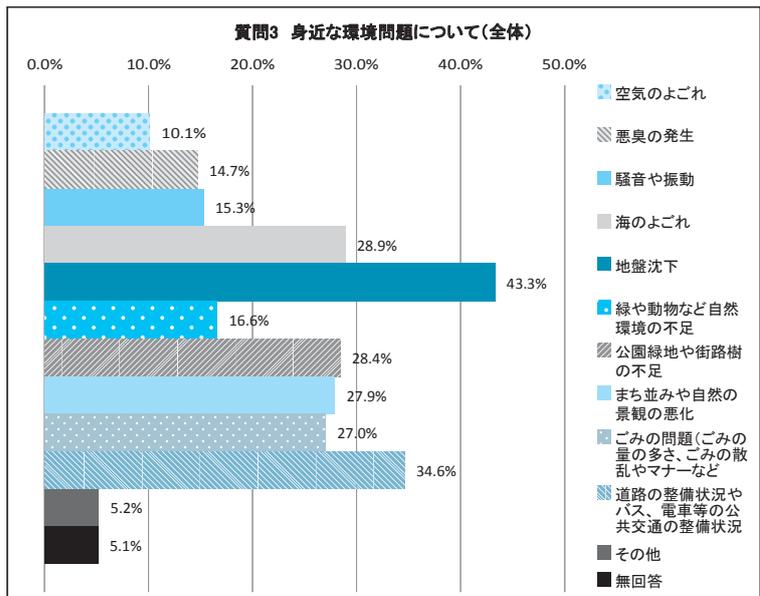


・「環境美化」については、不満が「ない（「まったくない」+「あまりない」）」と「ある（「少しある」+「たくさんある」）」の回答がほぼ半々となっている。



【身近な環境問題に対する意識（市民アンケート質問3）】

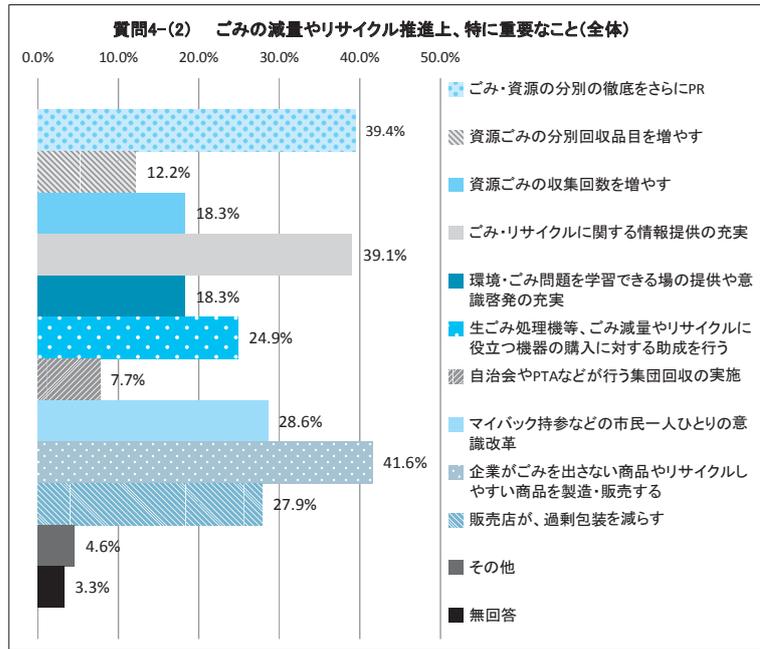
・生活環境問題としては、「地盤沈下（43.3%）」「ごみの問題（27.0%）」をあげる人が多い。



市民アンケート

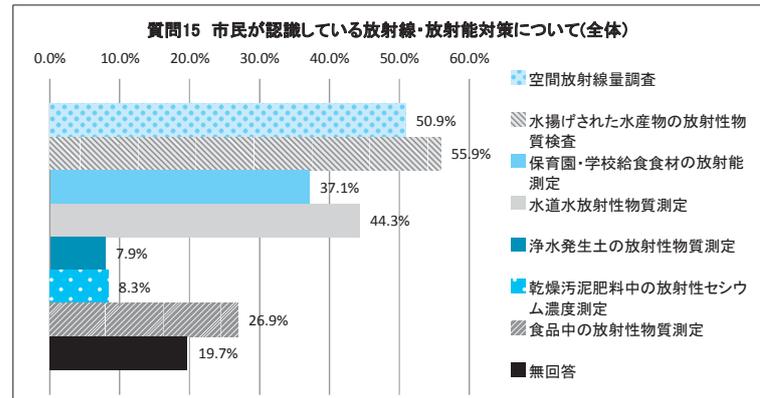
【ごみ減量やリサイクルを進めていく上で、重要と思われる対策について (質問 4- (2))】

・ごみの減量やリサイクルを進めていく上で重要な対策としては、「企業がごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品を製造・販売する (41.6%)」「ごみ・資源の分別の徹底をさらにPR (39.4%)」「ごみ・リサイクルに関する情報提供の充実 (39.1%)」をあげる人が多い。



【放射線・放射能対策に対する意識 (質問 15)】

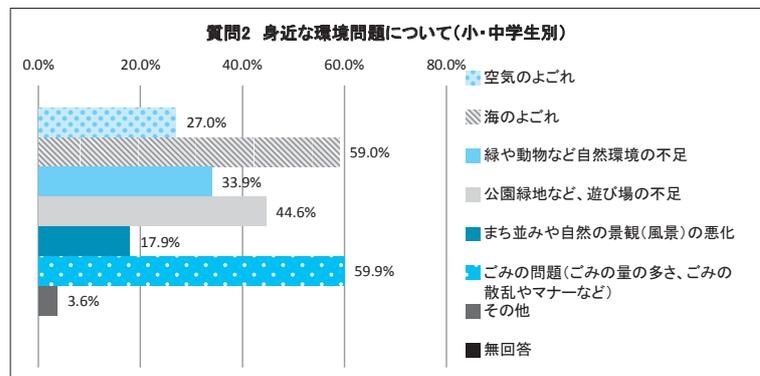
・「水揚げされた水産物の放射性物質検査」「空間放射線量調査」「水道水放射性物質測定」「保育園・学校給食食材の放射能測定」に対する回答が多く、直接人体に取り入れるものに対するものの認識が高い。



小中学生アンケート

【身近な環境問題に対する意識 (質問 2)】

・生活環境問題としては、「ごみの問題」を挙げる小中学生が多い。



(3) 課題

① アンケートから抽出した課題

- 1) 今後とも公害を未然に防止する対策等を推進していく必要がある。
- 2) 「地盤沈下」については、都市・快適環境と連携し、地下水の取水制限等、必要な対策を検討する必要がある。
- 3) 「ごみ問題」に対しては前回の市民アンケート結果と比較すると、改善がみられるが、ゴミの減量やリサイクルを推進する上で重要と指摘が多かった「ごみ・資源の分別徹底をPR」「ごみ・リサイクルに関する情報提供の充実」「企業がごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品を製造・販売する」などの対策を推進していく必要がある。
- 4) 放射線・放射能対策については、今後ともモニタリングの継続等を実施し、適宜市民等に情報を提供していく必要がある。

② 基本計画改定にあたっての視点（課題）

1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧・復興に係る施策の必要性

安全性を前提に、震災で消失した生活環境等を再生、復興させていく必要がある。

2) 水環境に関する取り組み

- ・貯留浸透・涵養能力の保全向上など水循環の健全化に向けた取り組み
- ・良質な水質、適切な水量、多様な水性生物の確保を目指した施策
- ・閉鎖水域の水環境保全、海洋環境の保全
- ・東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連をとり戻し、自然共生社会の実現を図る。

3) 大気環境保全に関する取り組み

- ・騒音、ヒートアイランド*現象等の生活環境に関する取り組みの推進
- ・大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5*、アスベスト等に対する取り組みを強化
- ・対策等の推進は、行政が各主体と連携を図ることが必要不可欠。また、同様の課題を抱える行政との情報共有や連携も重要。

4) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み

- ・地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等
- ・中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進
- ・地域でのリスクコミュニケーション*の推進等

5) 東日本大震災による原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質による環境汚染対策の必要がある。

- ※ヒートアイランド／都市部が周辺域より高い温度になっている現象。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。
- ※PM2.5（微小粒子状物質）／大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）以下の小さな粒子のこと。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されている。
- ※リスクコミュニケーション／化学物質の影響等、環境に対する危険性に関する正確な情報を行政、事業者、国民等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

2 自然環境

(1) 現況

① 地形・地質

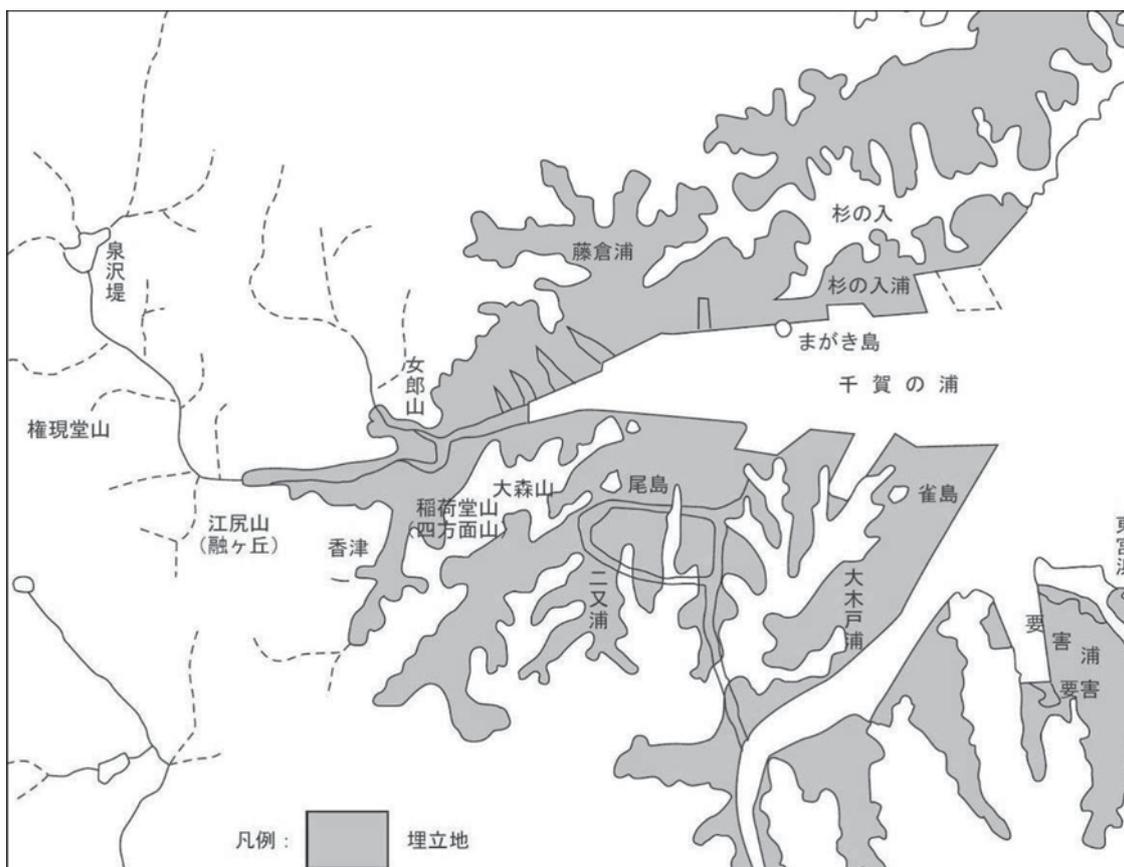
塩竈市の西部、南部、北部は起伏に富んだ丘陵地帯で、中央部の平地を囲み、東部の港湾に口を開いた袋状の地形をしており、市の中央部をはじめ平地のほとんどは埋立によるもので、現在では埋立地が市街地の60%にも達しています。

元来は複雑に入り組んだ沈降性海岸地形で、随所に切り立った崖が見られます。

丘陵地帯は、薄い表土で覆われた凝灰岩質からなる軟岩で、丘陵の宅地造成、低地の埋立は同土質で形成されているため、低地帯では地下水位が高く潮の干満の影響を受けています。

また、飲用に適した湧水や隣接する地区からの河川流入がほとんどないため、上水道を遠方より導入し、さらには、丘陵地帯の宅地化等に伴う保水・遊水能力の低下と、埋立地の地盤沈下による内水排除の困難等により、大雨時には低地へ雨水が集中流入し水害が発生しやすいため、市では総合的な治水対策を実施しています。

[埋立状況]

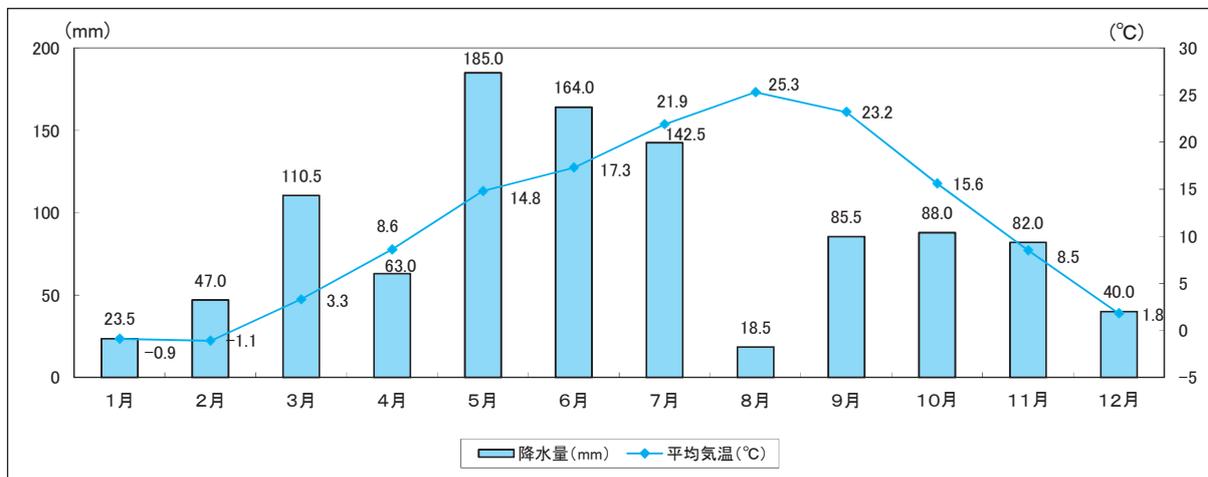


(出典) 塩竈市の環境

② 気候

塩竈市の気候は、海に面しているため海流の影響を大きく受けるとともに、背後が丘陵地であるため冬は比較的温暖であり、夏の気温も比較的低い海洋性気候となっていますが、東に開いた地形のため、夏季には季節風が比較的強くなっています。

[平成24年月別平均気温及び降水量]



◆年次別気象概況（塩釜地域観測所（梅の宮浄水場敷地内））

区分		平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年
気温	最高 (°C)	32.9	35.3	31.3	32.6	33.4	35.7	33.4
	最低 (°C)	-7.5	-5.7	-5.7	-8.3	-5.0	-8.4	-7.2
	平均 (°C)	11.9	11.7	12.1	11.4	11.7	12.2	11.5
降水量	総量 (mm)	1,178	1,168	1,126	1,529	1,054.5	1,359.5	1,049.5
平均風速	(m/s)	2.1	2.0	2.2	2.2	2.0	2.3	2.5
日照時間	総量 (hr)	1,629.6	1,737.5	1,727.6	1,484.7	1,596.4	1,836.3	1,868.9

(資料) 仙台管区気象台

◆年次月別平均気温及び降水量の状況

区分	平成12年		16年		20年		24年	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)						
1月	2.5	46	0.8	19	0.3	12	-0.9	23.5
2月	0.5	12	2.1	34	0.4	29	-1.1	47.0
3月	3.4	55	4.3	9	5.5	38.0	3.3	110.5
4月	8.9	170	10.0	101	10.1	109.0	8.6	63.0
5月	14.8	94	14.3	127	13.8	118.5	14.8	185.0
6月	18.7	80	19.0	135	17.5	67.5	17.3	164.0
7月	23.3	242	22.7	139	22.0	67.5	21.9	142.5
8月	24.4	44	22.7	61	22.2	268.5	25.3	18.5
9月	21.0	230	20.3	87	20.0	104.5	23.2	85.5
10月	14.5	88	13.7	270	15.2	144.5	15.6	88.0
11月	8.1	99	11.1	77	8.3	60.0	8.5	82.0
12月	2.5	18	4.5	67	4.6	35.5	1.8	40.0
計	11.9	1,178	12.1	1,126	11.7	1,054.5	11.5	1,049.5

(資料) 仙台管区気象台

③ 湖沼・河川

市西部には、多賀城市と利府町にまたがる市唯一の湖沼「加瀬沼」があり、昭和48年に付近一帯を含め、宮城県の緑地環境保全地域^{*}に指定され、県都市公園^{*}「加瀬沼公園」として利用されています。

また、市内には大きな河川はないものの、小河川である宮町川や庚塚川、石田川があり、その他、都市下水路である新町川があります。

^{*}宮城県の緑地環境保全地域／県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。
^{*}都市公園／都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

④ 動植物の分布

1) 加瀬沼周辺

加瀬沼周辺には、クリやコナラ林が多く、モミ・アカマツ・スギ林などが随所に分布し、一年を通じてエナガ・シジュウカラ・ホオジロ・ヒヨドリなどが見られ、冬にはオオハクチョウ・マガモ・オナガガモ・ユリカモメなどが観察されます。

また、県内では希少なガガブタ・ヒメシロアサザといった水生植物が残されています。

2) 鹽竈神社周辺

市のほぼ中央部に位置する鹽竈神社には、スギ林や多羅葉（宮城県天然記念物）をはじめ、自生・植栽あわせて五百種に及ぶ植物があり、中でも「鹽竈神社の鹽竈ザクラ」は国の天然記念物に指定されており、また「鹽竈櫻」を「市の木」として指定しています。

また、キジバト・セキレイ・ウグイスなどの鳥類も数多く観察されています。

3) 浦戸地区

松島湾の一角をなす浦戸諸島には、アカマツ林やクロマツ林が分布しており、キジ・ノウサギ、さらには大型哺乳類のタヌキの生息も観察されています。

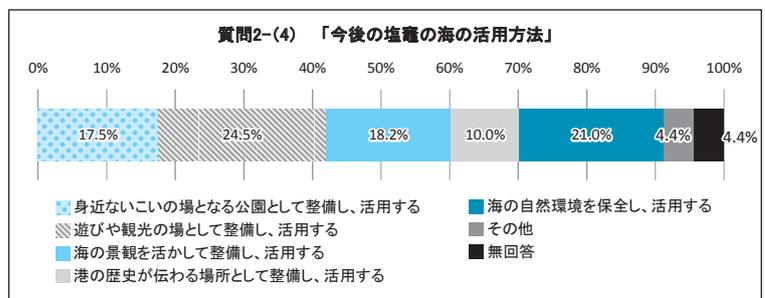
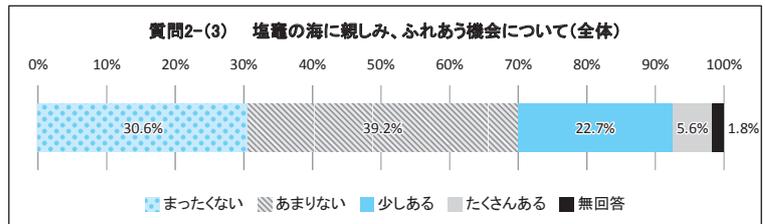
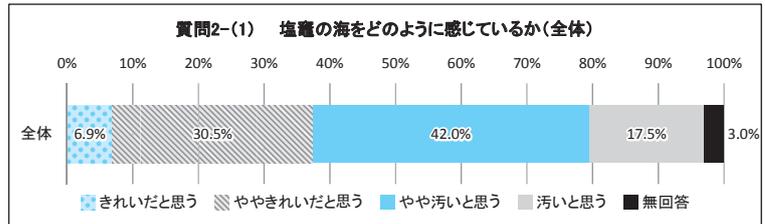
(2) 自然環境における市民・事業者の意識（平成24年アンケート調査）

市民アンケート

【塩竈の海の印象（質問2）】

・ 塩竈の海については、「汚れている」の印象（約60%）をもつ人が多くみられ、そのよごれについては、「水にごり（72.0%）」や「ゴミが浮いている（39.2%）」を挙げている人が多い。

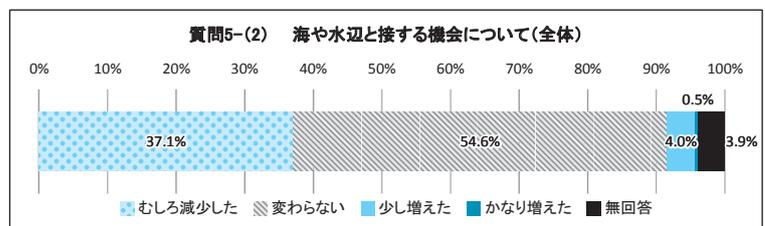
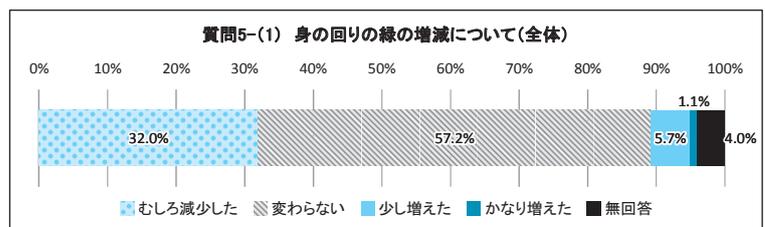
・ 塩竈の海に親しみ、ふれあう機会については「ない（約70%）」の回答が多く、今後の海の活用方法としては、「遊びや観光の場として整備し、活用する（24.5%）」「海の自然環境を保全し、活用する（21.0%）」をあげる人が多くみられます。



【塩竈市の環境の変化（市民アンケート質問5）】

・ 身の回りの緑については、「変わらない（57.2%）」の回答が最も多くみられるが、「増えた」よりも「むしろ減少した（32.0%）」の回答が多くみられる。

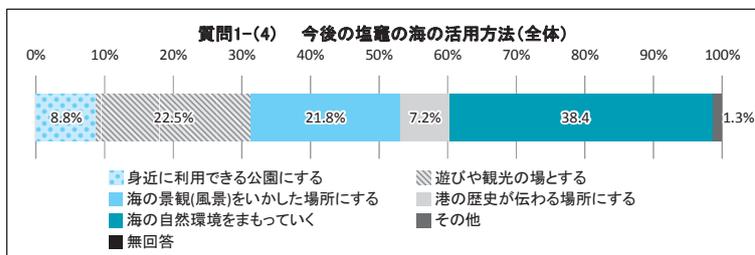
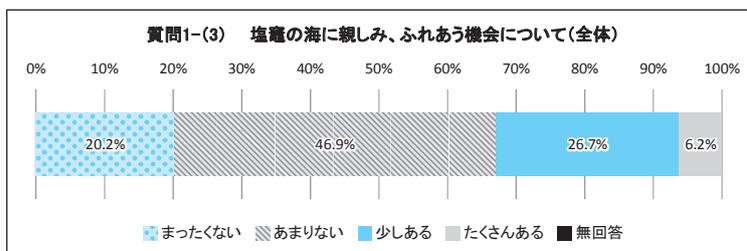
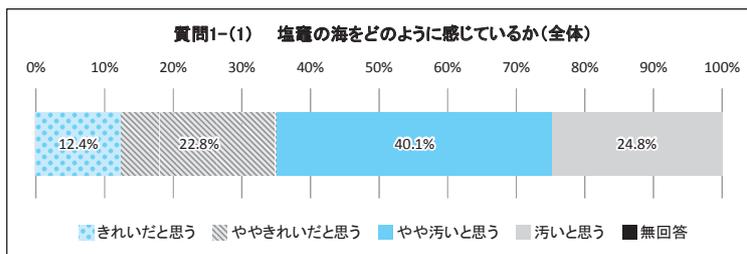
・ 「海や水辺と接する機会」についても、「変わらない（54.5%）」の回答が最も多くみられるが、「増えた」よりも「むしろ減少した（37.1%）」の回答が多くみられる。



【塩竈の海の印象（質問1）】

・塩竈の海については、「汚れている」の印象（約65%）をもつ人が多くみられ、そのよごれについては、「水のごり（70.9%）」や「ゴミが浮いている（66.8%）」を挙げている人が多い。

・塩竈の海に親しみ、ふれあう機会については「ない（約65%）」の回答が多く、今後の海の活用方法としては、「海の自然環境を守っていく（38.4%）」「遊びや観光の場とする（22.5%）」「海の景観を活かした場所にする（21.8%）」をあげる人が多くみられます。



(3) 課題

① アンケートから抽出した課題

- 1) 一般市民、小中学生とも海に対しては「汚れている」印象が多く、「海の汚れ」に対しては、ごみの除去、生活排水の流出の抑制、法規制の徹底等の対策を検討していく必要がある。また、活用方法については、海の自然環境を保全するとともに、遊びや観光の資源としての活用を検討していく必要がある。
- 2) 残された緑については保全・活用を図る必要がある。

② 基本計画改定にあたっての視点（課題）

1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧・復興に係る施策の必要性

安全性を前提に、震災で消失した自然環境等を再生、復興させていく必要がある。

2) 生物多様性

- ・地域の自然的社会的特性を踏まえた生物多様性の保全や、持続可能な利用のための施策の積極的推進。具体的には、生物多様性地域戦略^{*}の策定・実施や生物多様性地域連携促進法^{*}に基づく地域連携保全活動計画の策定・実施等
- ・経済界では生物多様性民間参画パートナーシップを設置し自主的な取り組みが実施されている。
- ・消費行動を生物多様性に配慮したものに転換する仕組みとして、生物多様性の保全に配慮した民間主導の認証制度がある。

^{*}生物多様性地域戦略／生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

^{*}生物多様性地域連携促進法／地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全していくための法律。

3 都市・快適環境

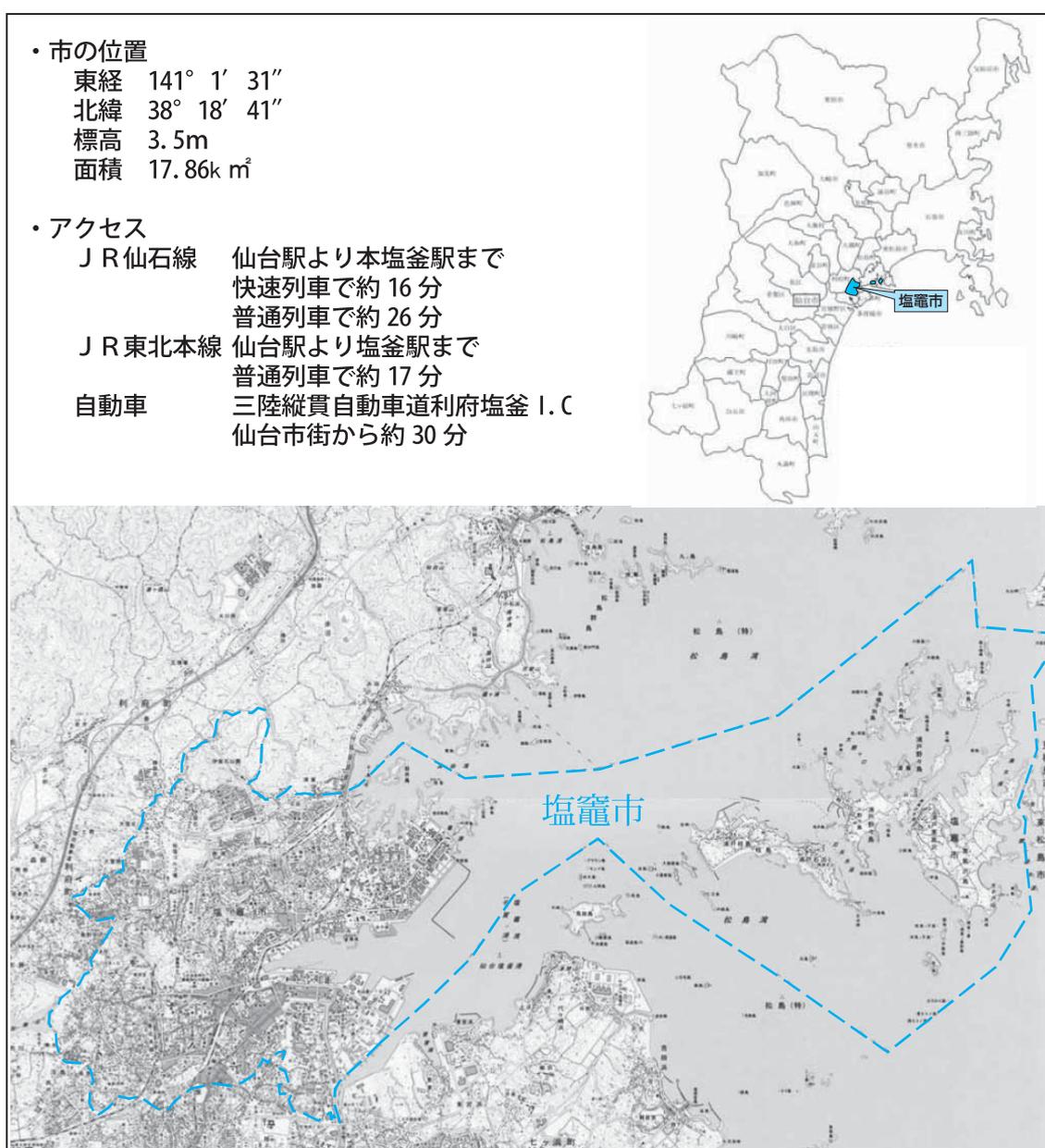
(1) 現況

① 社会環境

1) 塩竈市の位置

塩竈市は、宮城県ほぼ中央、仙台市より北東へ16kmに位置し、南は多賀城市及び七ヶ浜町に、西及び北は利府町に接しています。東は、日本三景で知られる松島湾、また島嶼*部（浦戸地区）は、海峡を隔てて東松島市宮戸島に接しています。市域面積は17.86km²で、宮城県内市町村の中で七ヶ浜町に次ぐ2番目に狭い面積となっています。

[塩竈市位置図]



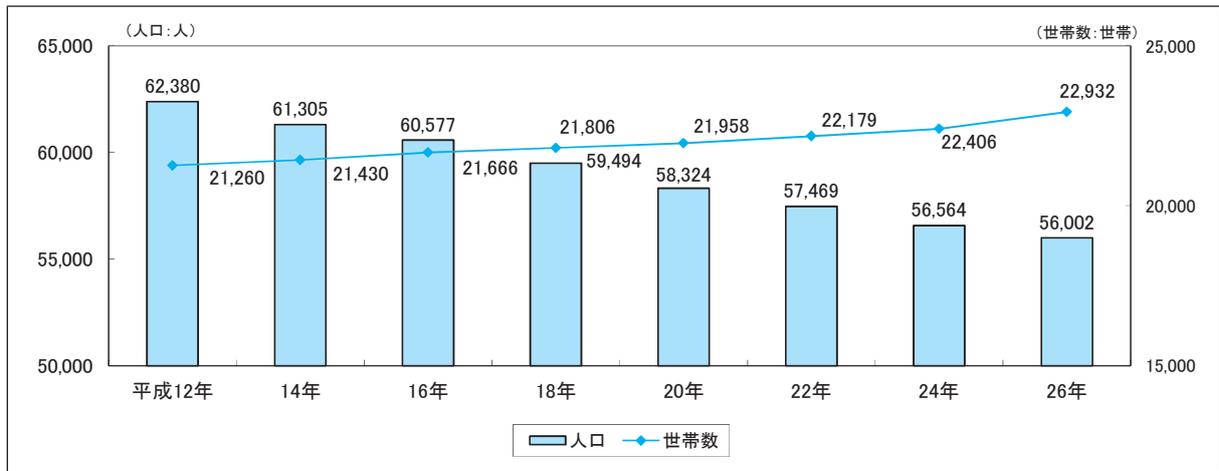
*島嶼／小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島をあわせて島嶼部としている。

2) 人口・世帯数

塩竈市の人口・世帯数（住民基本台帳 各年12月末現在）は、市全体の人口については、近年、本土、浦戸ともに減少傾向が続いており、平成26年12月末に56,002人となっています。また、世帯数については、市全体の世帯数は、微増傾向にあり、平成26年12月末に22,932世帯となっています。このうち、本土では、微増傾向にありますが、浦戸では、世帯数も減少が続いています。

第5次塩竈市長期総合計画では、人口減少傾向を踏まえて、平成32年の塩竈市の将来人口を55,000人と設定しています。

[人口・世帯数の推移]（住民基本台帳 各年12月末現在）



◆人口・世帯数の推移（各年12月末現在）

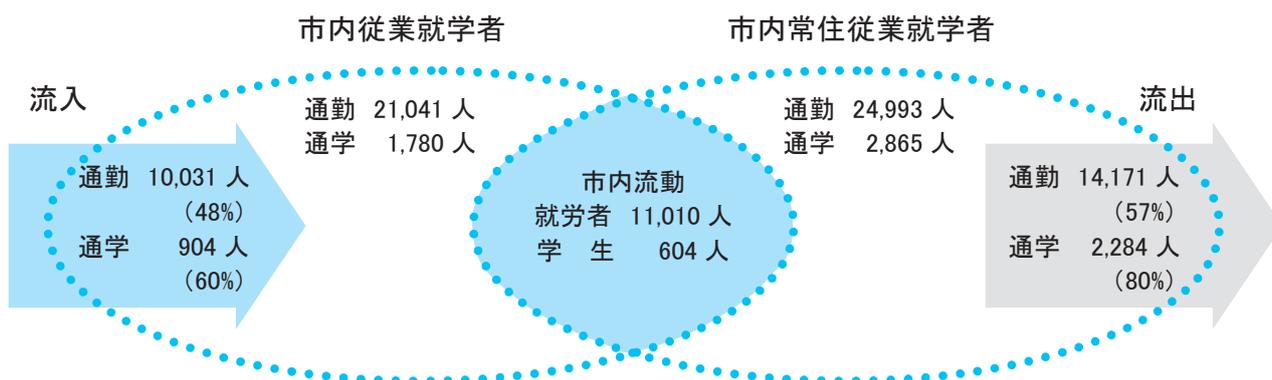
区分		平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	平26/平12 増減比(%)
本 庁	人口 (人)	61,553	60,533	59,860	58,823	57,698	56,878	56,091	55,585	90.3
	世帯数 (世帯)	20,981	21,150	21,393	21,542	21,697	21,922	22,192	22,733	108.4
浦 戸	人口 (人)	827	772	717	671	626	591	473	417	50.4
	世帯数 (世帯)	279	280	273	264	261	257	214	199	71.3
合 計	人口 (人)	62,380	61,305	60,577	59,494	58,324	57,469	56,564	56,002	89.8
	世帯数 (世帯)	21,260	21,430	21,666	21,806	21,958	22,179	22,406	22,932	107.9

(資料) 塩竈市統計書

3) 人口流動

平成22年国勢調査によると、市内で従業する就業者のうち、他市町村からの通勤者は全体の48%、市に常住する就業者のうち、他市町村への通勤者は全体の57%となっています。また、市内の就学者のうち、他市町村からの通学者は60%、市に常住する就学者のうち、他市町村へ通学する人は80%で、通勤、通学者とも、流出超過となっています。

[塩竈市の通勤・通学における人口流動イメージ (平成22年国勢調査)]



4) 土地利用

地目別の土地利用は、宅地が全体の約40%を占め、田・畑等の農地や山林・原野等の自然的土地利用面積を大きく上回っています。

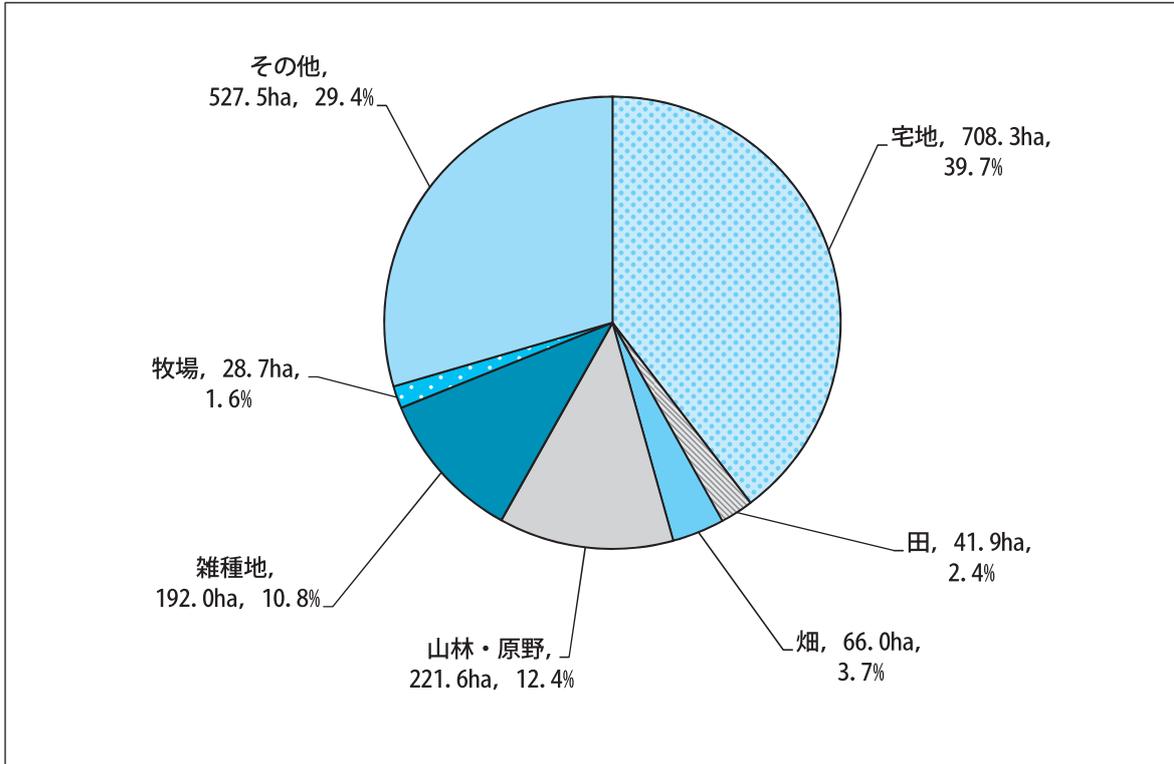
市内の土地利用規制については、赤崎地区、鹽竈神社社寺林（一森山）、桂島・野々島・寒風沢・朴島の浦戸諸島では風致保安林^{*}に指定されており、さらに浦戸諸島は、国の特別名勝と県立自然公園^{*}に指定され、土地の改変や開発行為等に規制がかかっています。

また、加瀬沼とその一帯周辺は、宮城県緑地環境保全地域に指定されています。

^{*}風致保安林／社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

^{*}県立自然公園／優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

[地目別土地利用割合（平成24年）]



◆地目別土地利用状況（各年1月1日現在）

(単位：ha)

区分	平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	構成比 (%)	平24/平12増減比 (%)
宅地	688.0	691.5	695.1	696.5	698.6	702.9	708.3	39.7	103.0
田	46.9	46.9	45.9	45.6	45.5	41.9	41.9	2.4	89.3
畑	71.3	70.6	67.4	66.8	65.6	66.4	66.0	3.7	92.6
山林・原野	232.9	230.8	226.8	224.2	222.3	221.7	221.6	12.4	95.1
雑種地	191.2	190.4	191.7	195.0	196.3	192.4	192.0	10.8	100.4
牧場	30.6	30.6	30.6	28.7	28.7	28.7	28.7	1.6	93.8
その他	522.1	524.2	527.5	528.2	529.0	532.0	527.5	29.4	101.0
合計	1,783.0	1,785.0	1,785.0	1,785.0	1,786.0	1,786.0	1,786.0	100.0	100.2

注) 総面積は、各年の前年10月1日国土地理院調査による

(資料) 塩竈市統計書

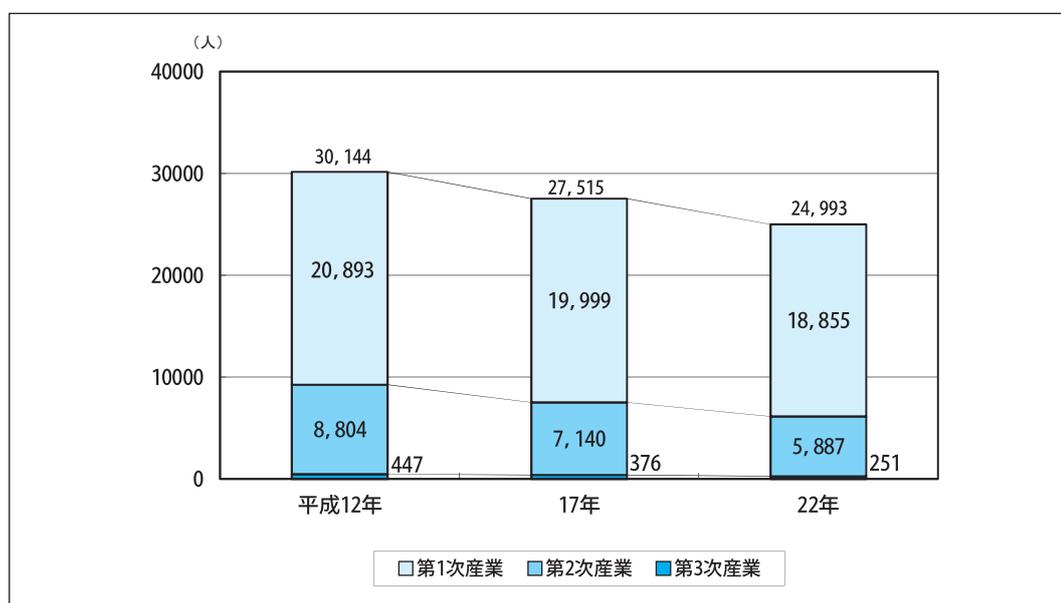
5) 産 業

平成22年国勢調査における産業別就業者総数は24,993人で、第1次産業については251人（1.0%）、第2次産業が5,887人（23.6%）、第3次産業が18,855人（75.4%）となっています。

また、平成24年の経済センサスによる市内民営事業所は、2,553事業所で、第1次産業が6事業所（0.2%）、第2次産業が465事業所（18.2%）、第3次産業が2,082事業所（81.6%）となっています。

市内の事業所、従業者数のうち、第3次産業の事業所、就業者数が大部分を占めています。

[産業別就業者数の推移]（国勢調査 各年10月1日現在）



◆産業別就業者数の推移（国勢調査 各年10月1日現在）

(単位：人)

区分	平成12年	17年	22年	平22 / 平12 増減比(%)
第1次産業	447	376	251	56.2
第2次産業	8,804	7,140	5,887	66.9
第3次産業	20,893	19,999	18,855	90.2
合計	30,144	27,515	24,993	82.9

(資料) 国勢調査

◆民営事業所数・従業員数の推移

(単位：事業所、人)

産業別	平成13年		平成16年		平成18年		平成21年		平成24年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第1次産業	14	582	10	403	9	385	8	131	6	185
①農林漁業	14	582	10	403	9	385	8	131	6	185
第2次産業	683	7,629	606	6,184	560	5,878	552	5,501	465	5,284
①鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②建設業	326	1,907	294	1,601	278	1,655	287	1,521	241	1,383
③製造業	357	5,722	312	4,583	282	4,223	265	3,980	224	3,901
第3次産業	3,183	16,593	2,904	15,955	2,818	15,381	2,647	15,378	2,082	13,680
①電気・ガス・水道業	1	50	1	44	2	51	3	59	1	43
②運輸・通信業	93	1,462	73	1,607	77	1,560	87	1,808	78	1,672
○情報通信業			5	26	6	29	10	42	7	28
○運輸業			68	1,581	71	1,531	77	1,766	71	1,644
③卸売業・小売業	1,872	8,521	1,191	6,152	1,127	5,553	1,055	5,415	826	4,647
④金融・保険業	72	844	60	750	51	637	53	597	49	568
⑤不動産業・物品賃貸業	166	298	235	336	233	344	235	413	198	381
⑥サービス業	979	5,418	1,344	7,066	1,328	7,236	1,214	7,086	930	6,369
○学術研究、専門・技術サービス業							88	392	78	363
○宿泊業・飲食サービス業			520	1,656	496	1,694	413	1,734	250	1,318
○生活関連サービス業・娯楽業							298	1,032	230	845
○教育・学習支援			110	453	109	444	101	436	85	389
○医療・福祉			131	2,180	142	2,354	152	2,512	147	2,566
○複合サービス業			25	196	38	433	21	157	15	116
○その他サービス業			558	2,581	543	2,311	141	823	125	772
合計	3,880	24,804	3,520	22,542	3,387	21,644	3,207 (3,271)	21,010	2,553 (2,728)	19,149

(資料) 塩竈市資料

注) 平成13年、16年、18年は事業所・企業統計調査、平成21年は経済センサス・基礎調査、平成24年は経済センサス・活動調査

平成16年事業所・企業統計調査から産業分類が一部改定、平成21年経済センサス・基礎調査から産業分類が一部改定
事業所数合計の()内の数値は、事業内容等不詳を含む事業所数

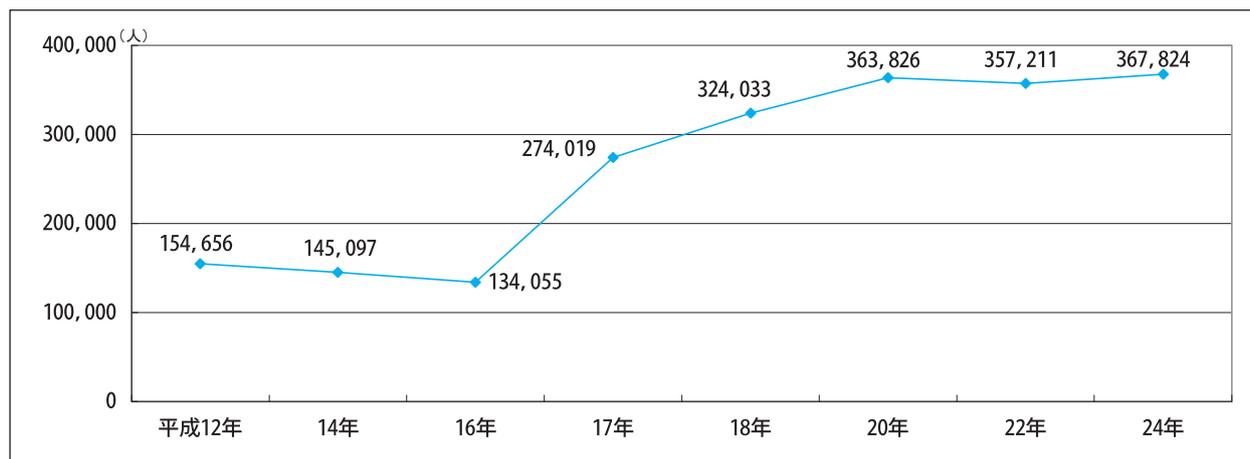
② 交通

1) 市内循環バスの利用状況

市内循環バスは、公共施設やJR各駅などを結び、日常生活の利便性を図ることを目的として、昭和63年から運行が始まりました。

平成17年度からは市内100円循環バスの運行が行われたことによって乗車人数が大幅に増加し、その後も増加が続き、最近年では36万人を超える乗車人数となっています。

[循環バス年間乗車人数の推移]



◆循環バス乗車人数の推移

区分	平成12年	14年	16年	17年	18年	20年	22年	24年	平24/平12増減比(%)
乗車人数(人)	154,656	145,097	134,055	274,019	324,033	363,826	357,211	367,824	237.8
経常収益(千円)	26,176	24,092	21,210	26,371	31,085	35,321	32,320	33,181	126.8
助成額(千円)	5,690	4,908	9,337	14,000	14,000	11,044	4,611	4,587	80.6

注) 平成17年度より100円循環バス運行開始

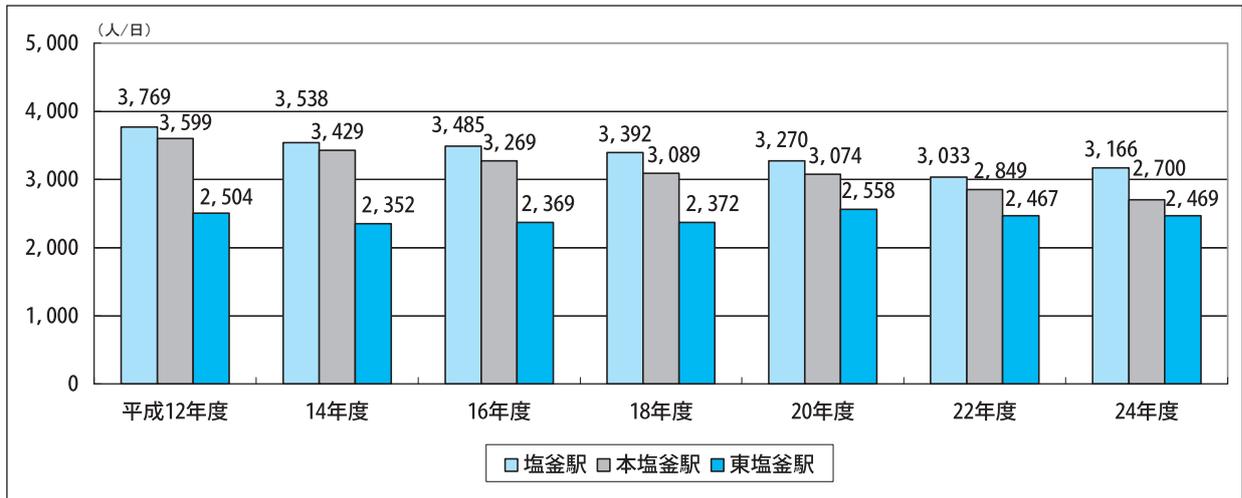
(資料) 塩竈市政策課

2) 市内J R各駅乗車人員の推移

市内には、JR東北本線の塩釜駅と、JR仙石線の本塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅の4駅があります。

各駅の1日当たり乗車人員は減少傾向にありますが、塩釜駅と東塩釜駅では、東日本大震災後若干の増加を示しています。

[市内J R駅1日当たり乗車人員の推移]



◆市内JR駅1日当たり乗車人員の推移

(単位：人)

駅名	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	平24/平12 増減比(%)
塩釜駅	3,769	3,538	3,485	3,392	3,270	3,033	3,166	84.0
本塩釜駅	3,599	3,429	3,269	3,089	3,074	2,849	2,700	75.0
東塩釜駅	2,504	2,352	2,369	2,372	2,558	2,467	2,469	98.6
合計	9,872	9,319	9,123	8,853	8,902	8,349	8,335	84.4
西塩釜駅	1,120	1,005	964	-	-	-	-	-

注) 平成18年度以降西塩釜駅は非公表

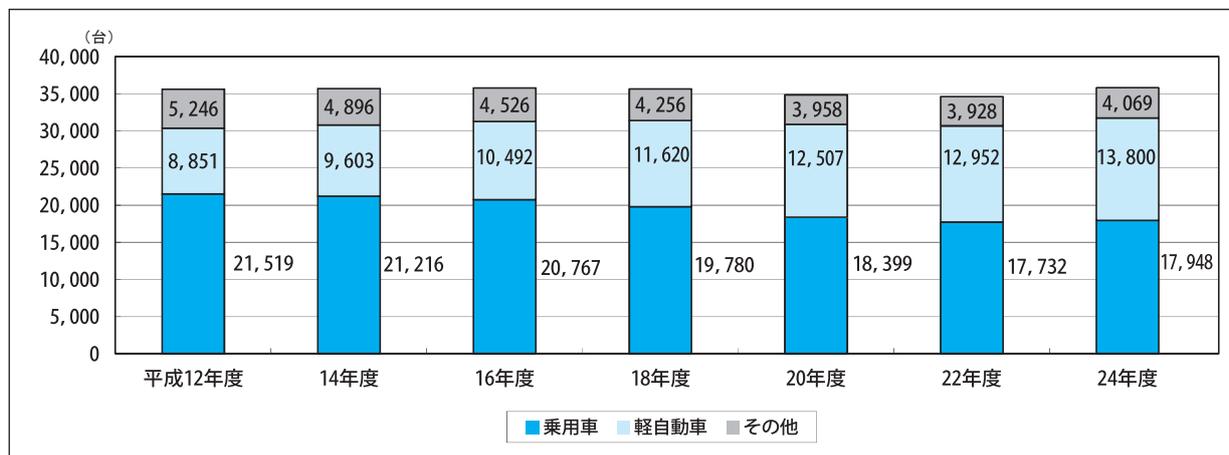
(資料) 東日本旅客鉄道株式会社HP

3) 市内自動車保有台数の推移

自動車保有台数は、保有台数の合計は概ね横ばいで推移しています。

自動車のうち、乗用車や、貨物自動車等のその他の車種については減少傾向にあり、軽自動車は増加傾向を示しています。

[市内自動車保有台数の推移]



◆市内自動車保有台数の推移

(各年度末現在 単位：台)

車種	平成12年度	14年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	平24/平12 増減比(%)
乗用車	21,519	21,216	20,767	19,780	18,399	17,732	17,948	83.4
軽自動車	8,851	9,603	10,492	11,620	12,507	12,952	13,800	155.9
その他	5,246	4,896	4,526	4,256	3,958	3,928	4,069	77.6
合計	35,616	35,715	35,785	35,656	34,864	34,612	35,817	100.6

(資料) 東北運輸局HP

③ 歴史・文化

市内の文化財は下表に示すとおりで、鹽竈神社のある一森山と浦戸諸島に集中しています。

[塩竈市文化財一覧]

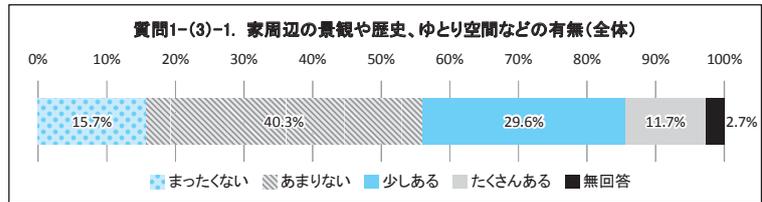
名 称	種 別	所 有 地	指定年月日
国指定文化財			
太刀 銘 来国光	重要文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	明治42年 9月21日
太刀 銘 雲生	重要文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	明治42年 9月21日
特別名勝松島	特別名勝	浦戸諸島	昭和27年11月22日
鹽竈神社の鹽竈ザクラ	天然記念物	一森山（鹽竈神社）	昭和62年12月17日
鹽竈神社	重要文化財	一森山	平成14年12月26日
県指定文化財			
多羅葉樹	天然記念物	一森山	昭和45年10月30日
藻塩焼神事	無形民俗文化財	本町（御釜神社）	昭和54年 8月17日
伊達家歴代藩主奉納系巻太刀三十五振	有形文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	昭和54年 6月26日
カマ神（竈神面）	有形民俗文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	昭和60年 5月24日
市指定文化財			
志波彦神社	有形文化財	一森山	昭和38年 7月 1日
曲木島	名勝	新浜町1丁目	昭和41年 9月20日
桂島貝塚	史跡	桂島	昭和44年 9月18日
四口の神釜	有形民俗文化財	本町（御釜神社）	昭和51年10月 1日
老杉 御神木	天然記念物	一森山（鹽竈神社）	昭和51年10月 1日
銅鉄合製燈籠 文化燈籠	有形文化財	一森山（鹽竈神社）	昭和51年10月 1日
寒風沢造艦の碑	有形文化財	寒風沢	昭和62年 2月 1日
十二支方角石	有形文化財	寒風沢	昭和62年 2月 1日
塩釜村風土記	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
宮城郡塩竈村下町御蔵入茶畑御物成小割帳	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
奥鹽地名集	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
絵馬「鮭を運ぶアイヌ」	有形文化財	寒風沢神明社 保管：東北歴史博物館	平成10年 7月 1日
塩竈神楽	無形民俗文化財(民俗芸能)	(保持団体：塩竈神楽保存会)	平成22年 3月 1日
登録有形文化財			
丹六園店舗兼主屋	有形文化財	宮町	平成26年 4月25日

(資料) 塩竈市ホームページ

(2) 都市・快適環境における市民・事業者の意識（平成24年アンケート調査）

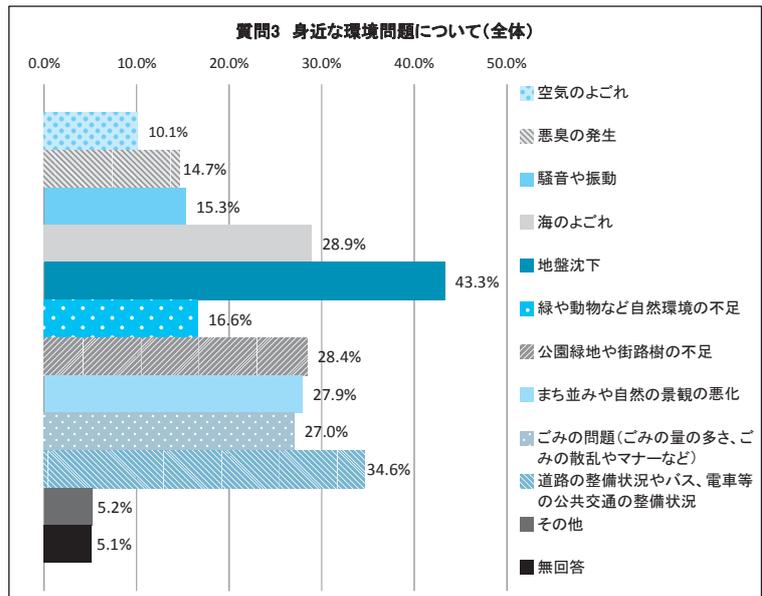
【家周辺における身近な環境に対する意識（質問 1）】

・家周辺の景観や歴史、ゆとりある空間については、「不足している（「まったくない」+「あまりない」）」と感じている人が多くみられる。



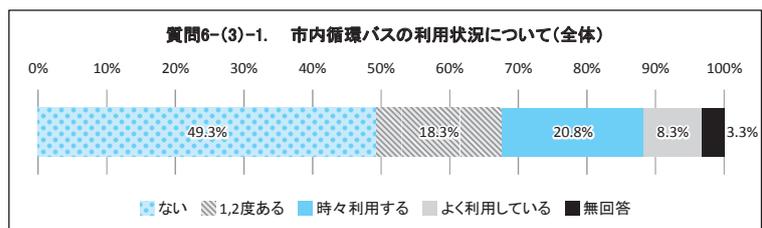
【身近な環境問題に対する意識（質問 3）】

・快適性に関する環境問題としては、「公共交通の整備（34.6%）」「公園等の不足（28.4%）」「景観の悪化（27.9%）」をあげる人が多い。



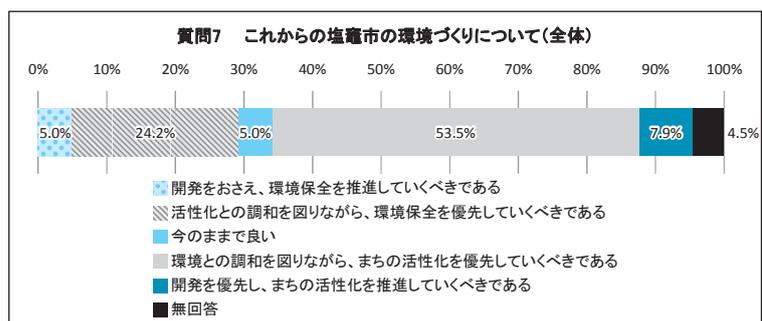
【市内循環バスの利用状況（質問 6）】

・市民循環バスについては、半数が利用したことがないと回答しており、その理由としては、自家用車の利用やバスを利用するにあたっての不便さがあげられている。



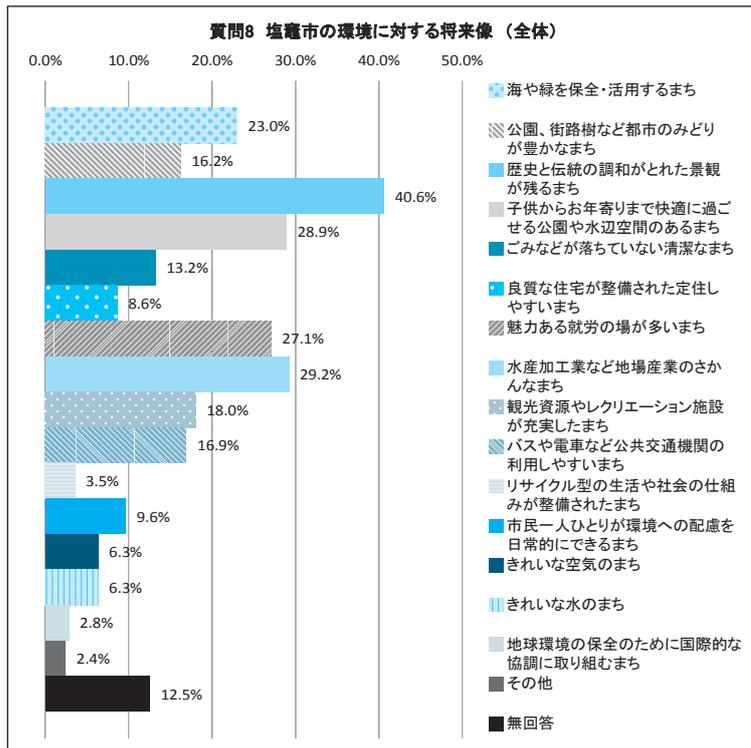
【塩竈市の環境づくりの方向性（質問 7）】

・半数以上の回答者が「環境との調和を図りながら、まちの活性化を優先していくべきである（53.5%）」と答えており、環境へ配慮しつつ活性化を重視する傾向がうかがえる。



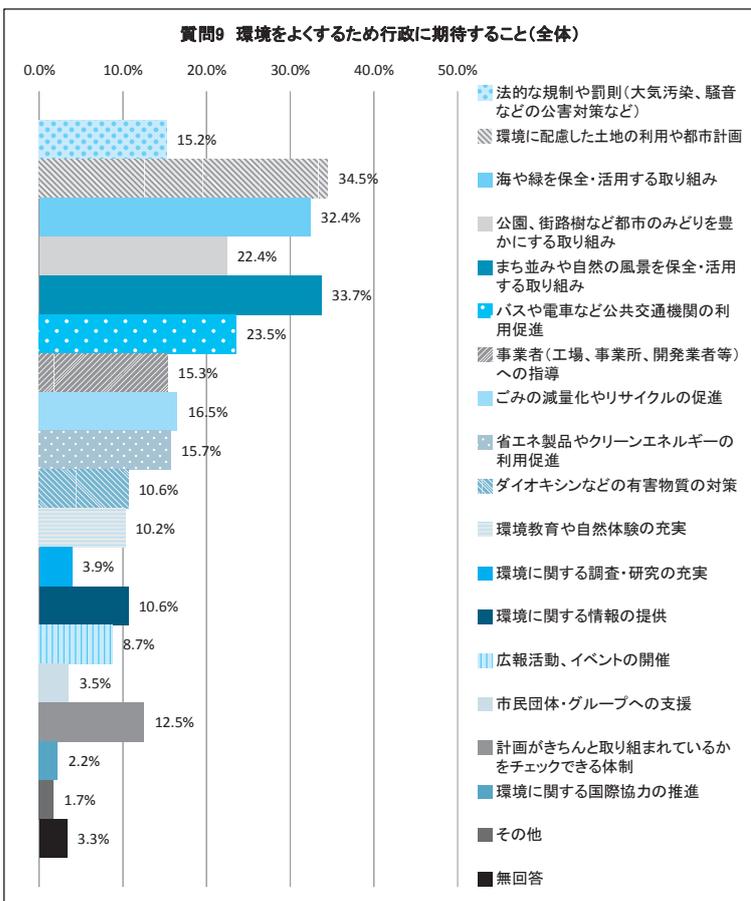
【将来の環境像（質問 8）】

- ・ 「歴史と伝統の調和がとれた景観が残るまち」や「子どもからお年寄りまで快適に過ごせる公園や水辺空間のあるまち」を望む声が高く、ゆとりある環境が重視される傾向がうかがえる。
- ・ 加えて「水産加工業など地場産業のさかんなまち」「魅力ある就労の場が多いまち」を望む声も高く、地場産業等の振興による地域活性化を重視する傾向がうかがえる。



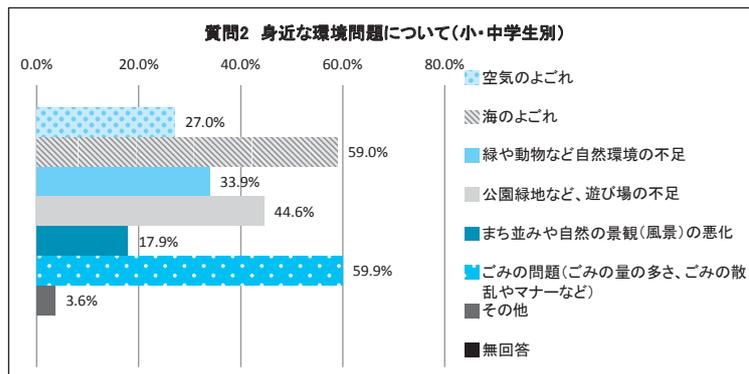
【行政に期待する環境への取り組み（質問 9）】

- ・ 行政に期待する環境への取り組みとしては、「環境に配慮した土地の利用や都市計画」「まち並みや自然風景を保全・活用する取り組み」「海や緑を保全・活用する取り組み」をあげる回答が多くみられる。



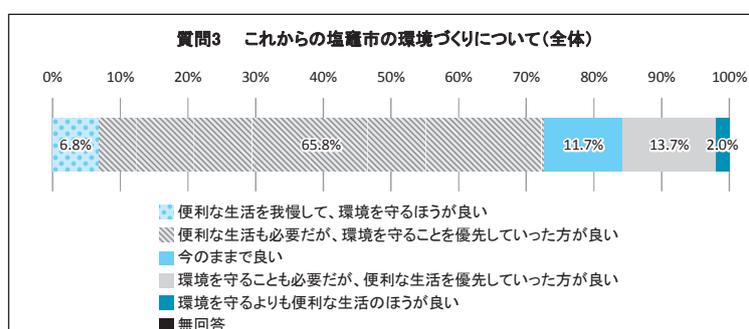
【身近な環境問題に対する意識（質問 2）】

- ・快適性に関する環境問題としては、「公園緑地など、遊び場の不足」を挙げる小中学生が多い。



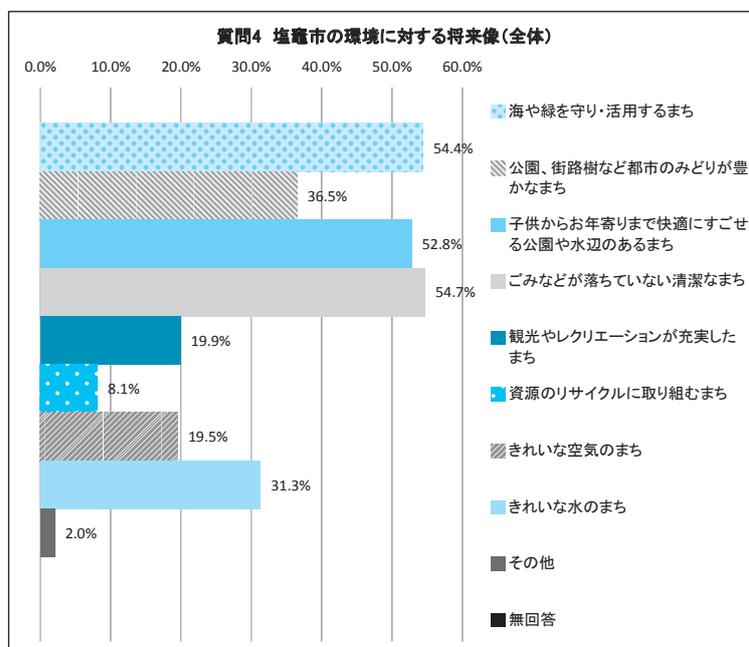
【塩竈市の環境づくりの方向性（質問 3）】

- ・「便利な生活も必要だが、環境を守ることを優先していったほうが良い」の回答率が最も多く、約65%を占めている。



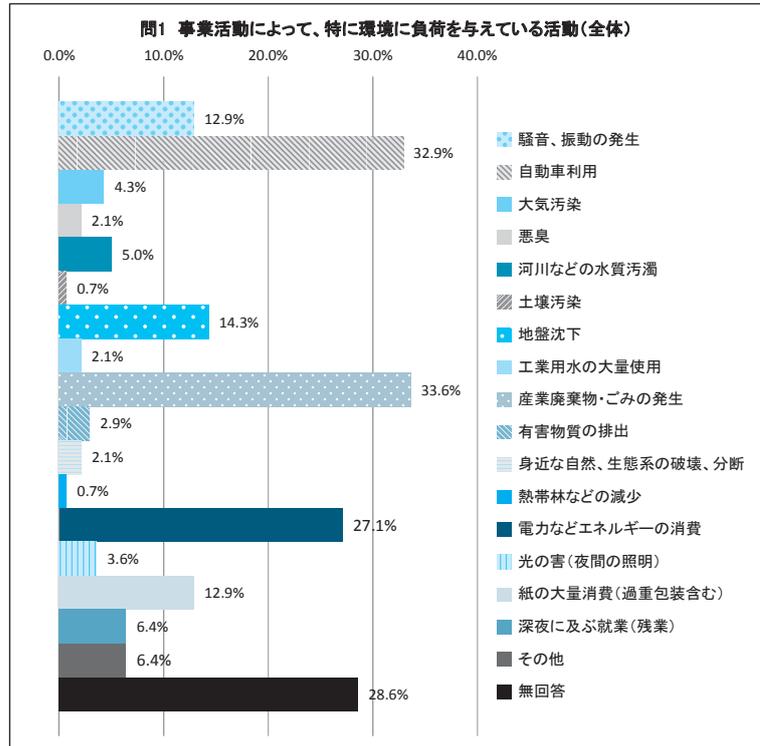
【将来の環境像（質問 4）】

- ・「ごみの落ちていない清潔なまち（54.7%）」「海や緑を守り・活用するまち（54.4%）」「子どもからお年寄りまで快適にすごせる公園や水辺のあるまち（52.8%）」を挙げる小中学生が多い。



【特に環境へ影響を与える事業活動について（問1）】

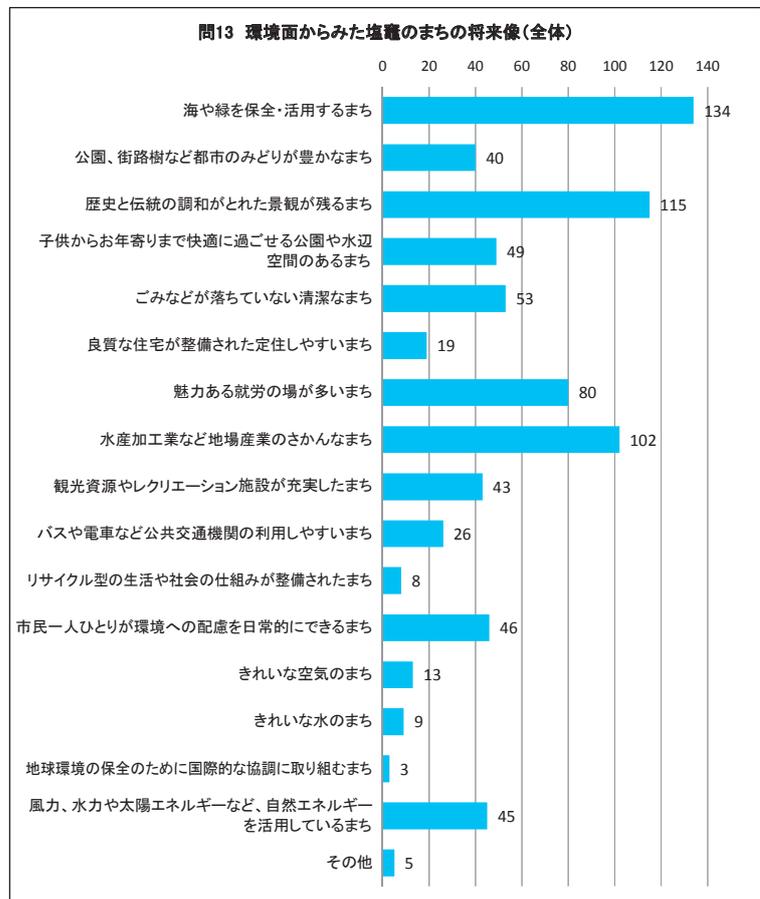
・特に、環境への影響を与える事業活動については、「自動車の利用」「産業廃棄物・ごみの発生」「電力などのエネルギーの消費」をあげる事業者が多い。



【塩竈市の環境像について（問13）】

・「海や緑を保全するまち」「歴史と伝統の調和がとれた景観が残るまち」「水産加工業など地場産業がさかんなまち」を将来像としてあげる事業者が多い。

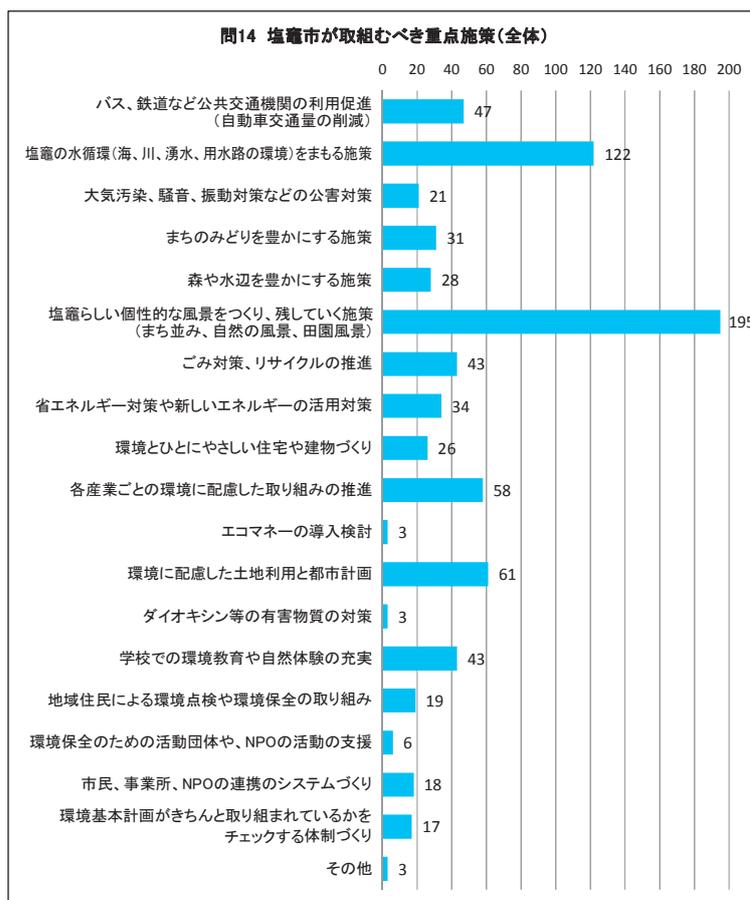
※優先順位の第1位の回答を3ポイント、優先順位第2位の回答を2ポイント、優先順位第3位の回答を1ポイントとしてグラフを作成した。



【塩竈市が取り組むべき重点課題（問14）】

- ・「塩竈らしい個性的な風景をつくり、残していく施策」「塩竈の水環境を守る施策」を重点施策としてあげられる事業者が多い。

※優先順位の第1位の回答を3ポイント、優先順位第2位の回答を2ポイント、優先順位第3位の回答を1ポイントとしてグラフを作成した。



(3) 課題

① アンケートから抽出した課題

- 1) 快適性に関する環境問題としては、「公共交通の整備」「公園等の不足」「景観の悪化」については、他のまちづくり関連の施策等と連携し、快適な環境づくりを推進していく必要がある。
- 2) 今後ともゆとりある環境を形成していくとともに、地場産業等の振興による地域活性化のための環境づくりを推進していく必要がある。
- 3) 塩竈市のもつ歴史資源や自然資源などを保全・利活用し、塩竈らしいまちづくりや景観形成を推進していく必要がある。
- 4) 市内循環バスについては、運行ルートや本数の見直し等により、さらに利便性の向上を図る必要がある。

② 基本計画改定にあたっての視点（課題）

1) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取り組み

- ・ 廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施
- ・ 行政による各主体間のコーディネーターとしての役割
- ・ 地域単位での住民の生活に密着した循環システムの構築

2) 大気環境保全に関する取り組み

- ・ 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る（排ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷^{*}の低減等）。

3) 持続可能な社会を実現するための基盤整備の推進

- ・ 地域の自然的社会的条件に応じた森林、農地、都市等の持続可能な整備、保全、利用に向けた取り組みの推進

4) グリーン経済^{*}の拡大

- ・ 低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ^{*}の推進
- ・ 環境マネジメントシステム^{*}やエコ・ファースト制度^{*}などの企業による事業活動の推進

5) 国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進

- ・ 行政による地球温暖化対策や省資源に向けた優良事例をローカライズし、社会システムのパッケージとして途上国の行政に移転や環境モデル都市の構築に協力などを進め、途上国の利害関係者と連携することで、行政の活力増進を図る。

※環境負荷／環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

※グリーン経済／環境保全や持続可能な循環型社会などを基盤とする経済。自然環境の保全や天然資源の循環利用によって、将来にわたって持続可能な経済成長を実現しようとするもの。

※低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ／低炭素社会の創出のため、金融メカニズムを活用して、民間資金も呼び込みつつ、建築物の低炭素リニューアル、低炭素まちづくり、低炭素技術の対策強化・市場化・研究開発の4分野について、低炭素投資の促進、市場の創出を図るイニシアティブ。

※環境マネジメントシステム／事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組みのこと。

※エコ・ファースト制度／企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組みを約束し、その企業が、環境の分野において「先進的、独自のかつ業界をリードする事業活動」を行っている企業（業界における環境トップランナー企業）であることを、環境大臣が認定する制度。

4 地球環境

(1) 現況

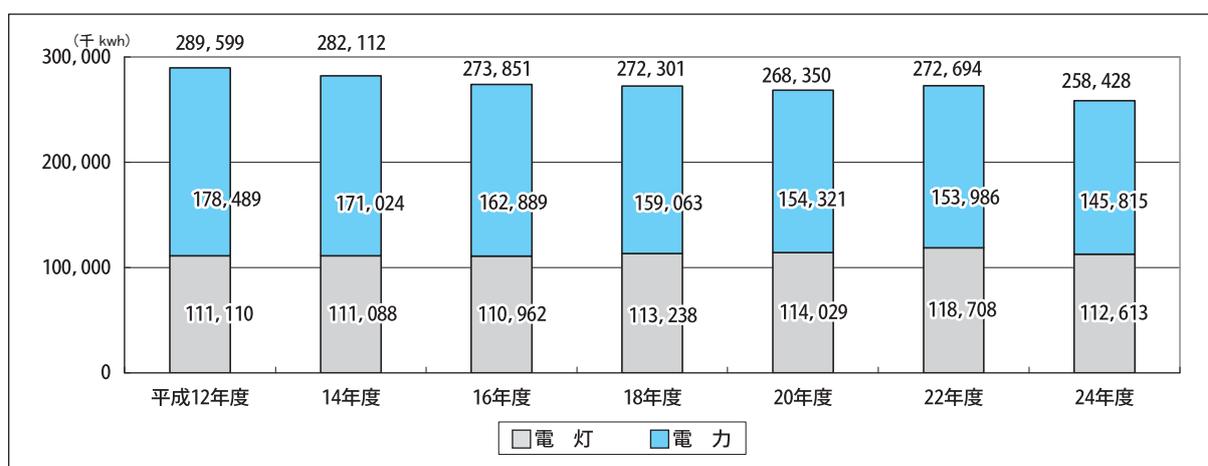
① エネルギー・資源

1) 電力消費量

電力消費量は減少傾向にあり、平成24年度には258,428千kwhで、平成12年度に比べ約10%の減少になっています。

電力消費量のうち、電灯は横ばいで大きな変化がありませんが、電力が20%近く減少しています。

[電力消費量の推移]



◆電力消費量の推移

(単位：千kwh)

区分	平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	平24/平12 増減比(%)
電灯	111,110	111,088	110,962	113,238	114,029	118,708	112,613	101.4
電力	178,489	171,024	162,889	159,063	154,321	153,986	145,815	81.7
合計	289,599	282,112	273,851	272,301	268,350	272,694	258,428	89.2

(資料) 東北電力

2) 都市ガス消費量

都市ガス消費量については、平成15年度に製造ガスから天然ガスに切り替えられたことにより、熱量が約2.4倍になったため、ガスの消費量が大幅に減少しています。その後は横ばいになっており、4,200,000m³前後で推移しています。

[都市ガス消費量の推移]



注) 平成15年度からは天然ガス

◆都市ガス消費量の推移

(単位：m³)

区分	平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	平24/平12 増減比(%)
消費量	11,427,356	11,673,054	4,342,972	4,348,865	4,201,269	4,189,808	4,252,279	37.2

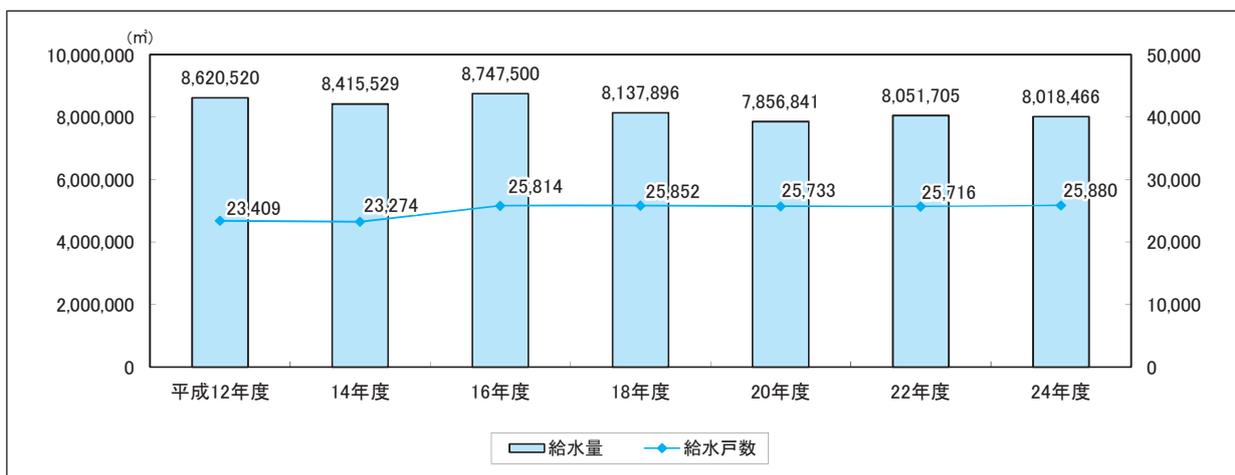
(資料) 塩釜ガス

② 上水道給水量

上水道給水区域（行政区域外も含む）における給水戸数は、近年25,000戸～26,000戸程度で、ほぼ横ばいで推移しています。

給水量はやや減少傾向にあり、平成24年度には8,018,466㎡で、平成12年度に比べ7%程度の減少となっています。

[上水道給水戸数・給水量の推移]



◆上水道給水戸数・給水量の推移

(単位：㎡)

区分	平成12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	平24/平12 増減比(%)
給水戸数	23,409	23,274	25,814	25,852	25,733	25,716	25,880	110.6
給水量	8,620,520	8,415,529	8,747,500	8,137,896	7,856,841	8,051,705	8,018,466	93.0

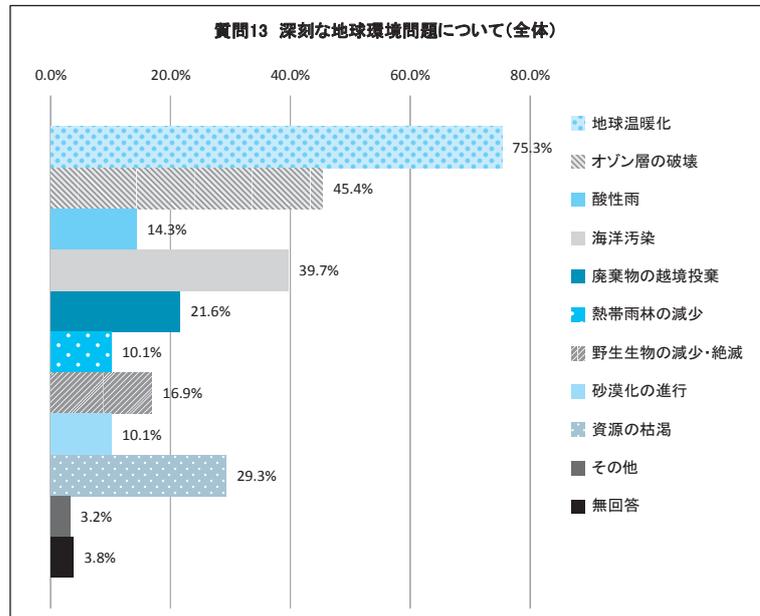
(資料) 塩竈市水道部

(2) 地球環境における市民・事業者の意識（平成24年アンケート調査）

市民アンケート

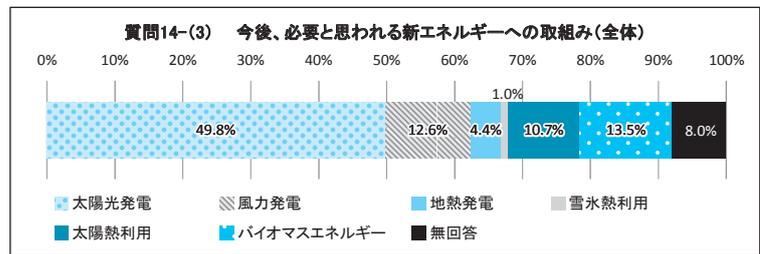
【深刻な地球環境問題に対する意識（市民アンケート質問 13）】

・ 深刻な地球環境問題としては「地球温暖化」「オゾン層※の破壊」「海洋汚染※」「資源の枯渇」を挙げる人が多くみられる。



【新エネルギーに対する意識（質問 14）】

・ 今後、取り組みが必要な新エネルギーについては、「太陽光発電 (49.8%)」を挙げる人が最も多い。



※オゾン層／強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（ O_2 ）がオゾン（ O_3 ）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20～25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

※海洋汚染／都市からの排出、陸上からの流出、船舶や海底油田からの油流出、不法海洋投棄等を原因として海が汚染されること。

(3) 課題

① アンケートから抽出した課題

- 1) 深刻な地球環境問題について対策を推進していくため、省資源・省エネ対策、循環型社会の構築、再生可能エネルギーの導入等を推進していく必要がある。

② 改定にあたっての視点（課題）

1) 地球温暖化対策

- ・ 地方公共団体は、温室効果ガス[※]の排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定、実施が必要。また、自らの事務・事業に対し、緩和策、適応策を優先的に実施することが必要。

緩和策：省エネルギーや再生可能エネルギー導入等による温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収源の増加など。

適応策：気候変動がもたらす様々な影響に対して、人や社会、経済システムを調節して影響を軽減する対策。具体的には、災害に備え、海岸保全施設や農業施設、下水道施設、河川施設などの施設の質的向上。水不足対策として水資源の確保、保水力の確保（森林保全等）。またこれらの各対策が一体となった流域単位での総合治水対策など。

- ・ 地域住民等への情報提供と活動推進、環境教育等の推進による人材育成等が必要。
- ・ エネルギー政策の動向
 - 低炭素社会に向け取り組みを進めていく上ではエネルギー需要を見直すことが必要。
 - 太陽光、風力、バイオマス、地熱発電、潮流発電など再生可能エネルギーの普及促進。
 - 地球環境問題への対応、世界のエネルギー需要のひっ迫度の増大、東日本大震災がもたらした環境変化などを踏まえ、経済産業省では「電力システム改革」を進めている。

※温室効果ガス／地球温暖化の原因といわれている、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出量増加により地球全体の平均気温が上昇する。

5 協働と参画

(1) 現況

① 環境講座等開催状況

本市においては、市内小学校や町内会等を対象に、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学や正しいごみの分別方法等の説明を行うごみの出し方講座などを実施しています。

◆主な環境講座等開催状況（平成25年度）

名称	内容	参加状況	回数
施設見学会・ごみの出し方講座	市内の小学校や町内会等を対象に清掃工場やリサイクルセンターの施設見学・正しいごみの分別方法等の説明	市内小学校 351名 町内会等 196名 合計 547名	11回/年

(資料) 塩竈市環境課資料

② 市民等の環境活動の状況

現在、下記7団体が、各種環境に関わる活動を実施しているほか、身近なところでは、各町内会により、清掃活動や公園の美化活動が実施されています。

◆市民等の環境活動状況

名称	活動状況	構成員数
塩釜まちづくり研究所	まちづくり・環境・地域福祉・ジェンダーの4部会で構成され、市民講座、交流会、各種研修会及び調査研究活動を実施	39名
塩竈花「浜街道」をつくる市民の会	公共施設の空きスペースへの植栽、公園における環境美化活動、塩竈市の花「白菊」の普及活動	20名
塩釜市ホテルの里保存会	伊保石公園内のビオトープ [※] でホテルを育て上げ、世代を超えた交流と人と自然の共生を実現	45名
塩竈市花と緑の会	植栽と維持活動（保全）・桜の木の維持管理	12名
塩竈市日本赤十字奉仕団	毎年、12月上旬に本塩釜駅と塩釜駅の駅前広場の清掃を実施	約80名
塩竈海道まちづくり研究会	北浜沢乙線の清掃、みなと祭りへの出店等	37名
塩釜さくらの会	桜のオーナー募集、桜の植樹や管理等	89法人・個人
各町内会	市民清掃などをはじめ町内会エリアの公園の環境美化や側溝の清掃作業などを実施	—

(資料) 塩竈市資料

※ビオトープ／野生動植物の生息空間の意味。多様な動植物が共存して生息できる良好な生態系、空間をさす。

③ 事業者の環境活動の状況

本市においては、塩釜市団地水産加工業協同組合で精製しているBDF燃料の利用を推進しており、平成25年度は、29の回収事業者により廃食用油331,809ℓが回収され、37の販売事業者により、BDF燃料243,226ℓが販売されています。

◆BDF燃料利用状況

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
回収事業者数	24	28	27	25	30	27	28	29
回収量 (ℓ/年)	514,185	448,778	362,956	382,684	332,164	333,369	335,080	331,809
精製量 (ℓ/年)	44,973	275,969	235,833	245,781	283,898	209,997	269,410	253,159
販売事業者数	42	102	90	59	51	43	39	37
販売量 (ℓ/年)	39,287	279,382	224,114	256,917	276,373	217,445	262,963	243,226

(資料) 塩竈市環境課資料

④ 小中学生の環境活動の状況

小中学生の環境活動としては、学校での美化活動・環境学習のほか、子ども会などによる環境活動も実施されている。

◆小中学生の環境活動状況

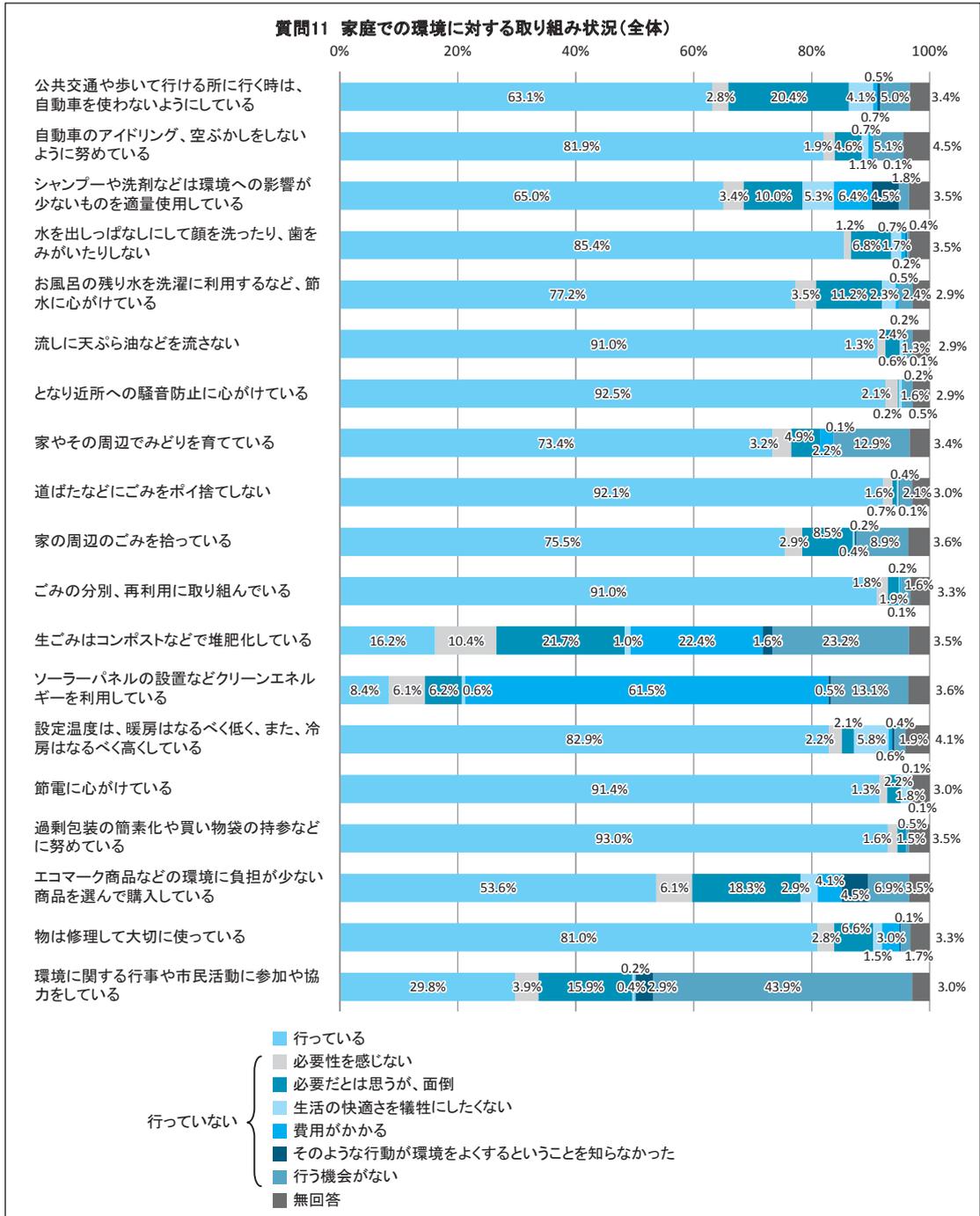
	活動状況	参加人員
第一小学校 みどりの少年団	校地及び地域の緑化活動、緑の募金活動、県や国の緑化行事への参加、野外活動キャンプ	少年団員17名 育成会員21人 指導員等7名
第二小学校	EM菌の学習として、EM塩釜地区の協力のもと、プール清掃の際に投入するEM菌づくりと発酵のさせ方等の講義を実施	参加者5～6名
第三小学校	地区子ども会：夏休みに親子でごみ拾いや草取りなど地区内の清掃活動を実施	尾島・旭・南錦・舟入・花立地区 (計約150名)
玉川小学校	愛校清掃：自分たちの学校の周りをきれいに清掃することで、学校への愛着心を育み、校舎や校庭を大切にしようとする気持ちを育てることをねらいとして実施。	全校児童 (327名)
月見ヶ丘小学校	緑化委員会：委員会活動の一環で年20回程度校内の植物への水やり、除草、堆肥やりを実施	4・5・6年生からなる全16名
	スマイルプロジェクト：年1回登校中にごみ袋持参でごみ拾いを行い玄関先で集約した児童会活動。	1～6年生まで 395名
	EM菌の投入：プール清掃前にEM菌をペットボトルで発酵させ、清掃を容易にする。	4年生69名
	開校50周年記念植樹の世話：開校記念植物の水やり、除草、堆肥やりを実施。	緑化委員、教員 (全20名)
杉の入小学校	例年全校縦割り活動として、学校敷地内及び学校周辺の公園の美化（清掃奉仕）活動を実施	児童440名 教職員35名
第三中学校	緑の羽根の募金活動、アルミ缶・エコキャップの回収、校庭ごみ拾いを実施	生徒会、環境委員会 (18名)
玉川中学校	プロジェクトV：10月から3月まで5日、部活動単位で朝の始業時間前に地域清掃（ごみ拾い）を実施	1回10名程度 (延150人/年)
各学校共通	清掃工場やりサイクルセンター施設の見学、正しいごみの分別方法の学習等	

(資料) 塩竈市資料

(2) 協働と参画における市民・事業者の意識 (平成24年アンケート調査)

【環境に関する市民の取り組み (市民アンケート質問 11)】

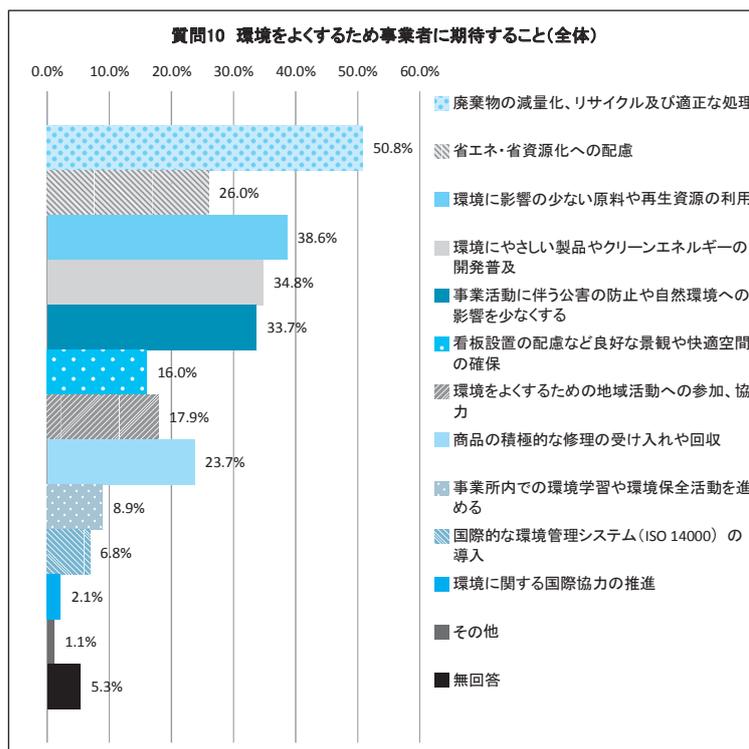
・「生ごみの堆肥化 (16.2%)」「クリーンエネルギー*の利用 (8.4%)」など経済的な負担が大きな取り組み、及び「環境活動への参加 (29.8%)」については実施率が低いものの、概ね6~8割の実施率となっており、環境への配慮が定着化・日常化しつつあることがうかがえる。



*クリーンエネルギー／化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。

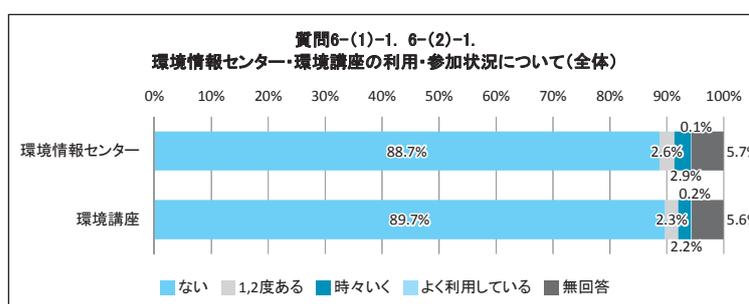
【事業者に期待する環境保全の取り組み（質問 10）】

・「廃棄物の減量化、リサイクル及び適正な処理」「環境に影響の少ない原料や再生資源の利用」「環境にやさしい製品やクリーンエネルギーの開発普及」「事業活動に伴う公害の防止や自然環境への影響を少なくする」の回答が多くみられる。



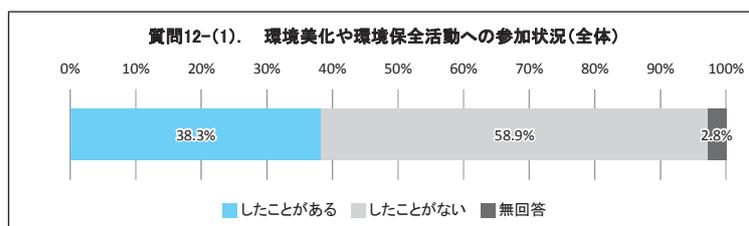
【環境情報センター・環境講座の利用状況（質問 6）】

・環境情報センターと環境講座については、利用や参加状況が低く、市民の認知度が低い。



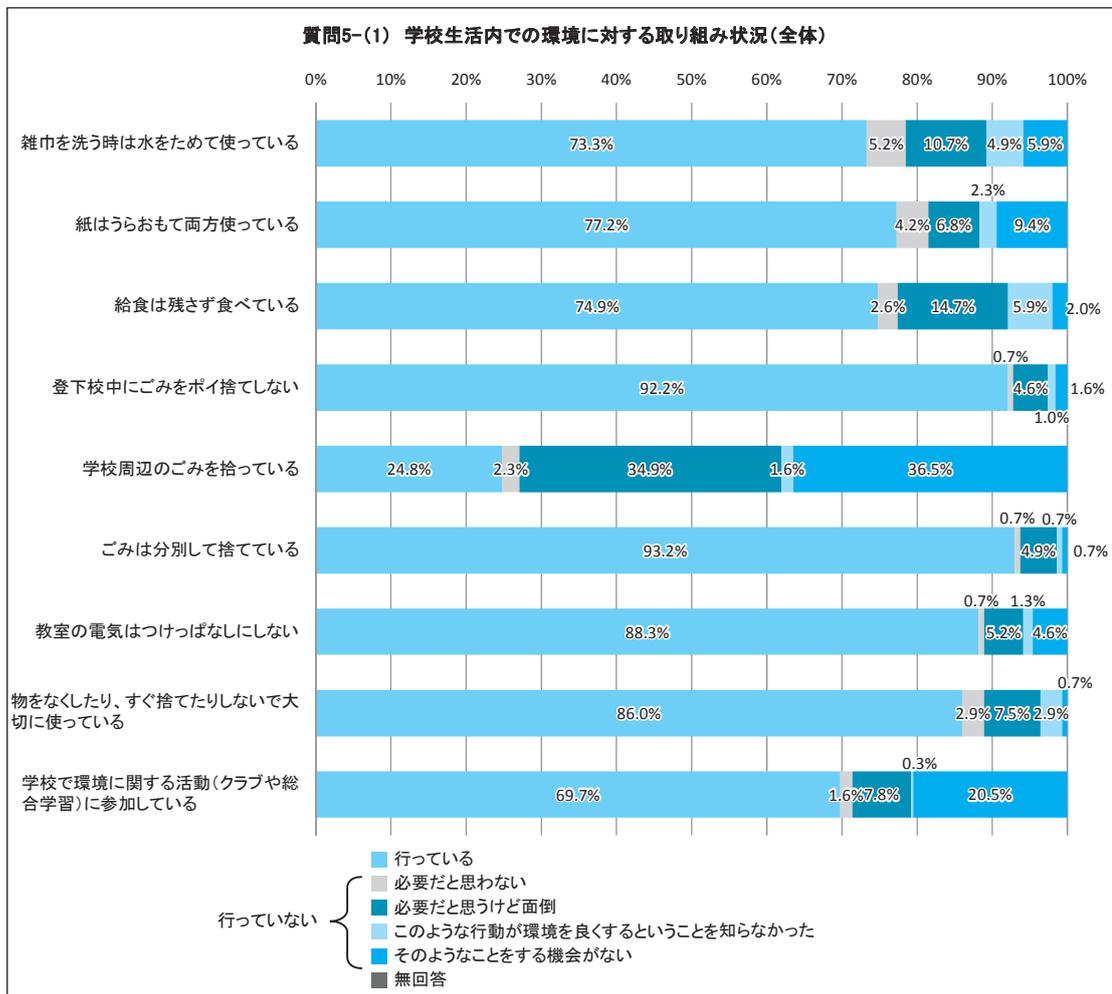
【環境に関する活動について（市民アンケート質問 12）】

・環境美化や環境保全活動への参加率は、約40%となっている。参加しなかった理由としては、「実施されていることを知らない」の回答が多くみられる。

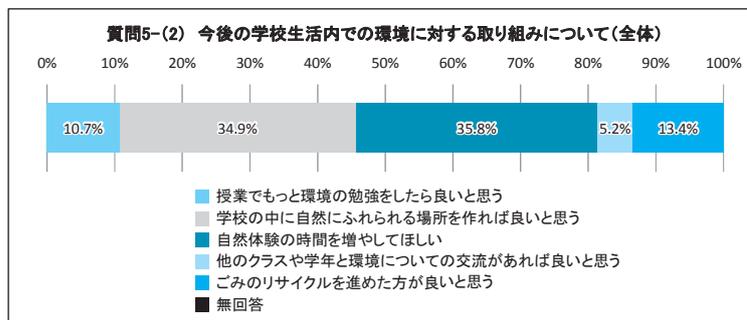


【学校生活内での環境に対する取り組み（質問 5）】

- ・「学校周辺のごみを拾っている」については実施率が低いものの、その他は概ね7割以上の実施率となっており、学校生活内での環境への取り組みは、定着化・日常化しつつあることがうかがえる。

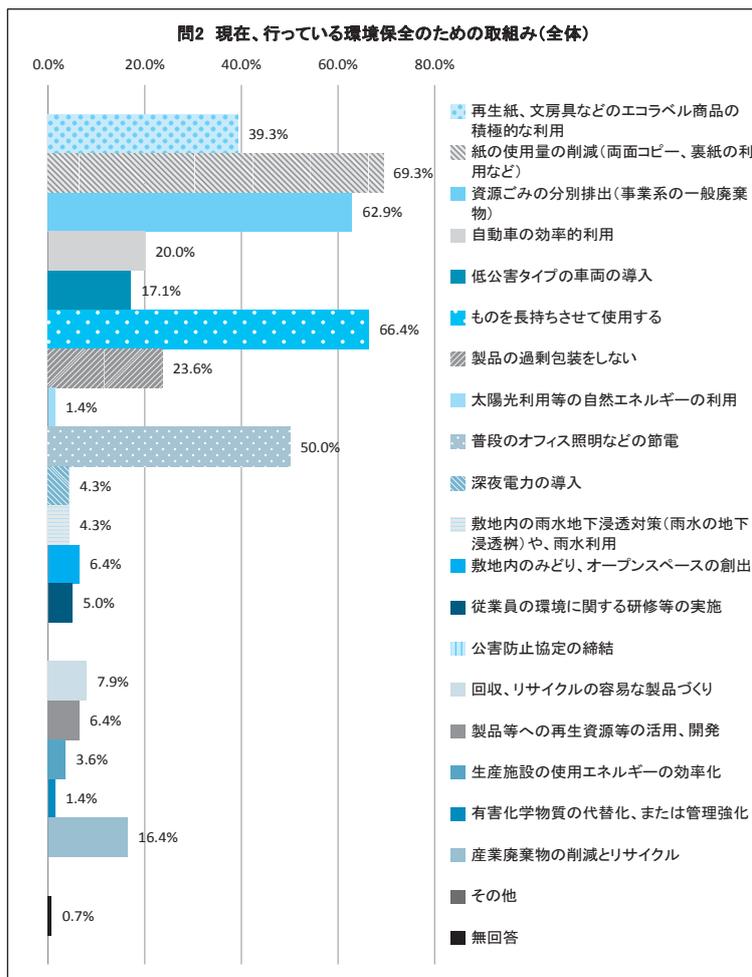


- ・今後の学校生活での環境に対する取り組みとしては、自然体験の充実に関する要望が多くみられる。



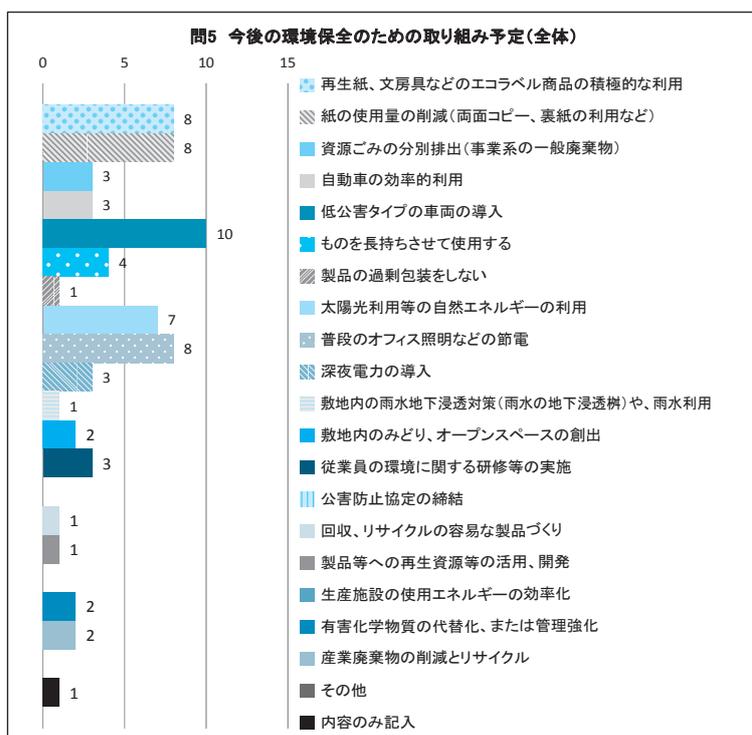
【事業者が行っている環境保全のための取り組み（問2）】

・「紙の使用量の削減」「ものを長持ちさせて使用する」「資源ごみの分別排出」「普段のオフィス照明などの節電」「再生紙、文房具などエコラベル商品の積極的な利用」など、事業活動に大きな負担とならない取り組みが中心となっている。



【事業者が今後予定している環境保全のための取り組み（問5）】

・今後予定している環境保全のための取り組みとしては、「低公害タイプの車両の導入」「再生紙、文房具などのエコラベル商品の積極的な利用」「紙の使用量の削減」「普段のオフィス照明などの節電」「太陽光利用等の自然エネルギー*の利用」を挙げる事業者が多く、現在、事業者が行っている取り組みに加え、比較的経費負担等の大きい低公害車*の導入や自然エネルギーの利用が予定されている。

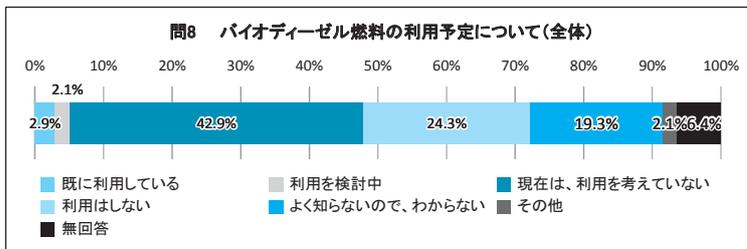
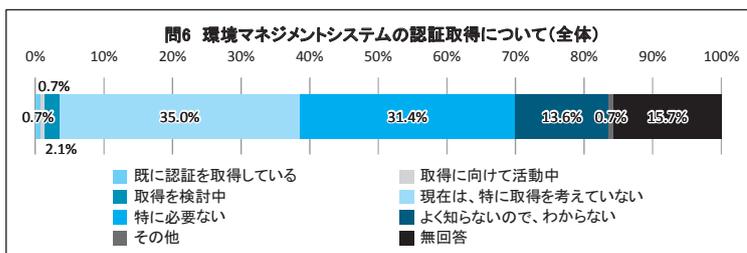


*自然エネルギー／地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス（生物エネルギー）など。

*低公害車／従来の自動車に比べ、大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車の総称。低燃費車、電気自動車など。

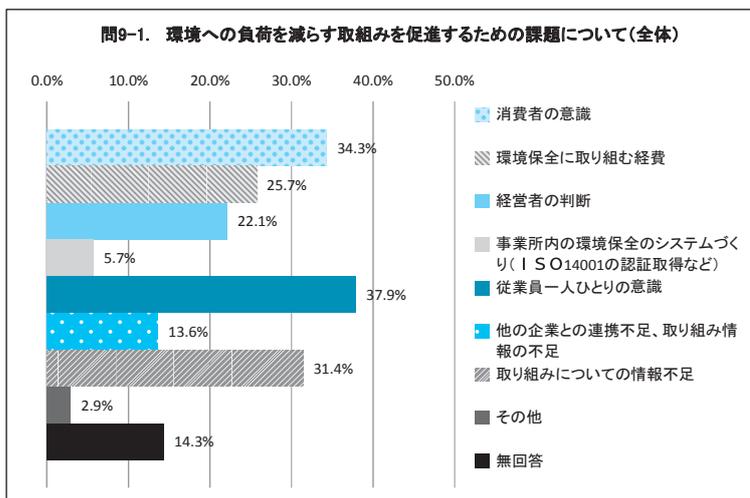
【環境マネジメントシステムの取得、BDFの利用予定について（問6、問8）】

- ・環境マネジメントシステムの取得やBDFの利用予定に対する意向は低い。

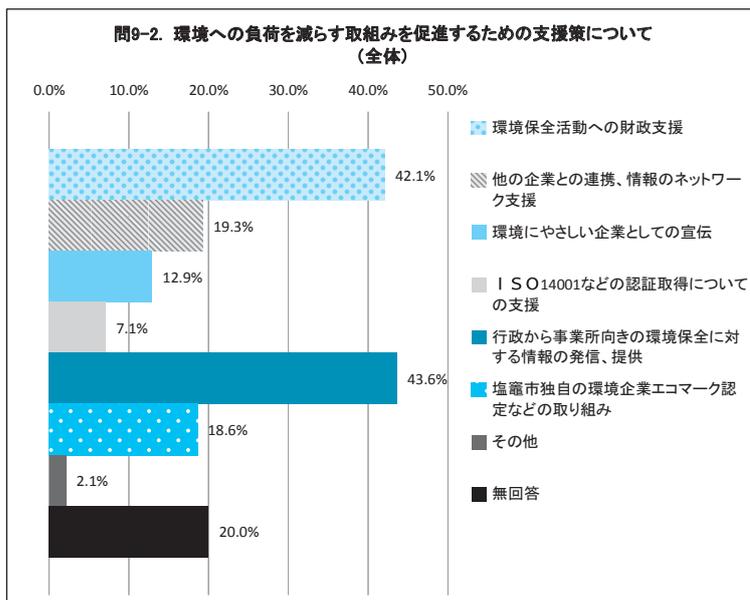


【事業者が環境への負荷低減を図るための課題と支援策（問9）】

- ・事業者が環境への負荷低減を図るための課題としては、「従業員一人ひとりの意識」「消費者の意識」「取り組みについての情報不足」「環境保全に取り組む経費」をあげる事業者が多い。

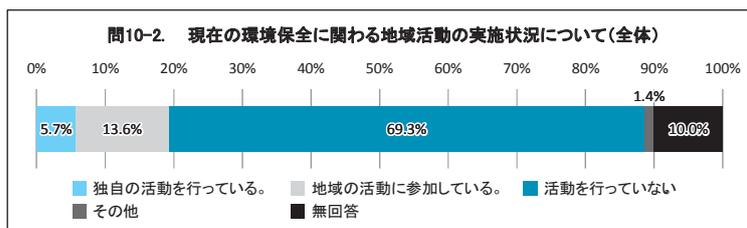


- ・支援策については、「行政から事業所向きの環境保全に対する情報の発信、提供」「環境保全活動への財政支援」を要望する声が多く、課題と対応した内容となっている。



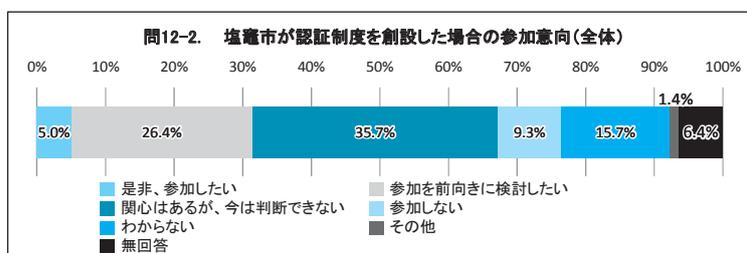
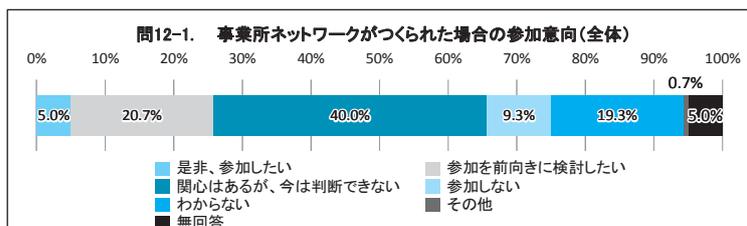
【環境保全に関わる地域活動の実施状況（問10）】

- ・「行っている」と回答したのは、20％程度であり、現時点の環境保全に関わる地域活動の実施率は低い。



【環境保全に関わる取り組みへの参加意向（問12）】

- ・事業ネットワークがつけられた場合と塩竈市が認証制度を創設した場合の参加意向は、25％～30％となっており、現時点では「関心はあるが、今は判断できない」の回答が最も多くなっている。



(3) 課題

① アンケートから抽出した課題

- 1) 市民・事業者に対しては、今後は、経済的な負担が大きい取り組みに対する支援策の検討や環境活動への参加促進のためのPR、情報提供、啓発等を推進していく必要がある。
- 2) 市民の事業者に対する要望としては、廃棄物対策、事業活動による環境への負荷低減、環境へ配慮した製品開発、クリーンエネルギーの普及などがあげられており、これらの意向を踏まえ、必要となる支援策等について検討していく必要がある。
- 3) 現時点で市民の認知度が低い環境情報センター（コーナー）や環境講座については、その内容等についてPR、情報提供等を推進し、市民への活用を促す必要がある。
- 4) 現時点で事業者の参加や利用の意向が低い「環境マネジメントシステムの取得」や「BDFの利用」については、今後とも、関連する情報提供や啓発・指導等を検討していく必要がある。

② 基本計画改定にあたっての視点（課題）

1) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

- ・国の方針のもと、環境保全関連計画等を策定し、多様な主体の参画のもと、国の制度や支援・誘導策を活用しながら、計画を実施。
- ・地域づくりに必要な人、組織・ネットワークづくりなどの環境を整備。
- ・環境統計調査について、精度の向上が必要。
- ・地域に密着した環境関連の先進事例等についての情報発信が必要(地域住民や事業者等が保有している情報の共有化)。
- ・地方公共団体自らの活動に環境配慮を盛り込む。

第3章

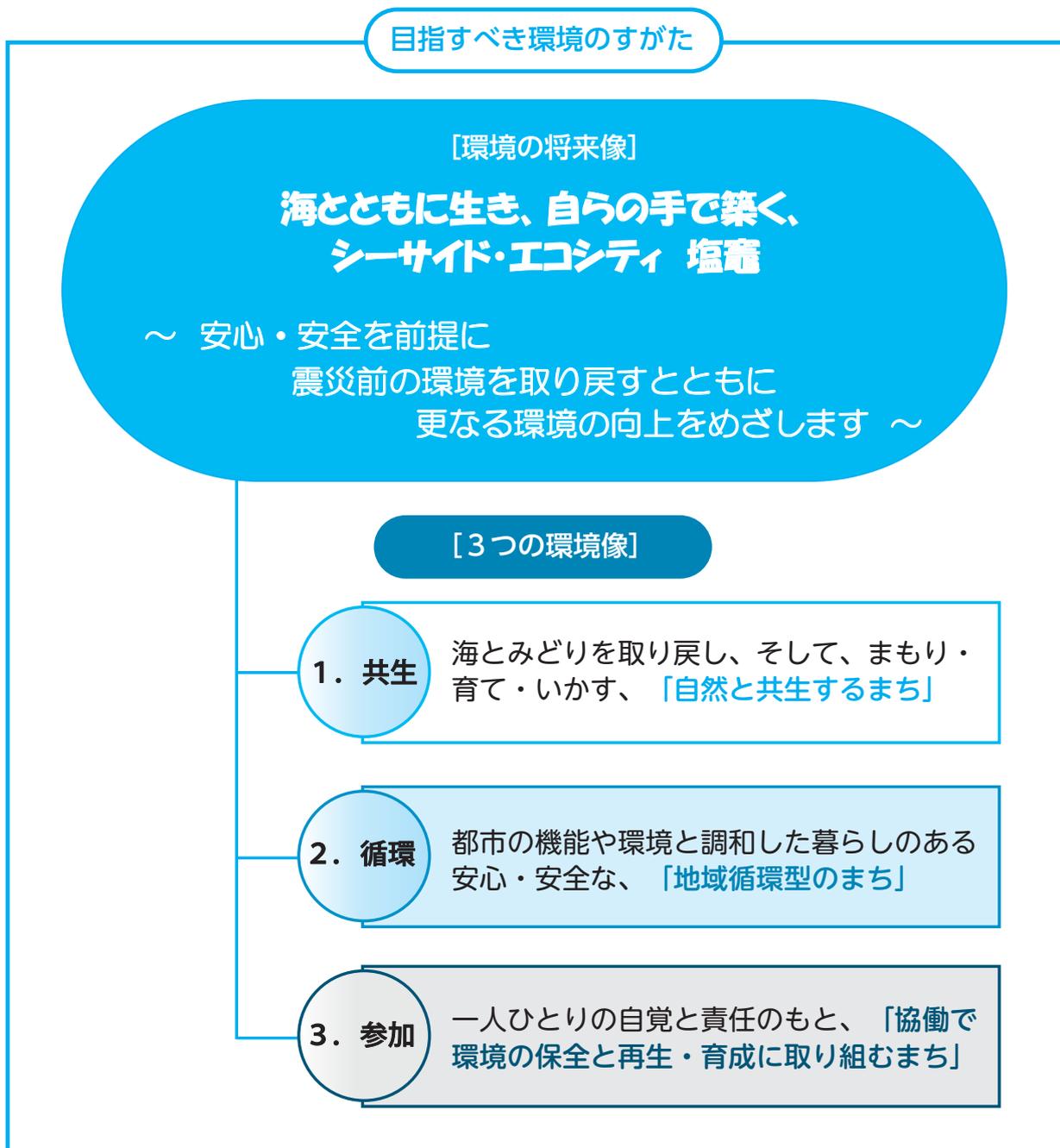
目指すべき環境のすがた

1. 目指すべき環境像
2. 計画の体系（管理指標）
3. 計画の体系（具体的施策）

第3章 目指すべき環境のすがた

1 目指すべき環境像

前計画（第1次塩竈市環境基本計画）では、「海とともに生き、自らの手で築く、シーサイド・エコシティ 塩竈」を環境に関する将来像として、様々な環境問題等への取組を進めてきた結果、多くの成果を上げてきました。しかし、まだ、達成できていない課題等も少なくありません。本計画は、前計画を引き継ぐものとして、前計画での取り組みや現在の環境の状況を踏まえ、新たな課題に対応するものです。こうしたことから、目指すべき将来像及び環境像については前計画を踏襲することとし、以下のとおり設定します。



2 計画の体系（管理指標）

将来像・環境像

基本目標

管理指標

1. 共生

「自然と共生するまち」
海とみどりを取り戻し、そして、まもり・育て・いかす、

(1) 水辺の保全と創造

生活の中で身近に海を感じるまちをつくる

- ・水辺でのイベント開催数
- ・マリゲート塩釜の総利用者数、船舶利用以外の利用者割合
- ・海と接する機会が「少しある」「たくさんある」の回答率

(2) 自然と緑の保全と創造

自然を守り、まちの緑を育てる

- ・1人当りの都市公園等面積
- ・公園の整備または再整備箇所数
- ・生活排水処理率
- ・「家やその周辺で緑を育てている」の実施率

(3) 自然と都市の景観の保全と創造

自然や伝統的な景観を守り活用する

- ・塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進
- ・総合的な案内サインの整備・更新箇所数
- ・景観や歴史・ゆとり空間が「少しある」「たくさんある」の回答率

2. 循環

「地域循環型のまち」
都市の機能や環境と調和した暮らしのある、安心・安全な、

(4) エネルギー・資源、循環環境の保全と創造

地域循環型の都市をつくる

- ・リサイクル率
- ・家庭ごみ排出量の削減率
- ・事業系一般廃棄物排出量の削減率
- ・省エネによるエネルギー消費量の削減率
- ・公共施設の太陽光発電量
- ・循環型社会への取り組みの実施率

(5) 環境負荷の少ない都市環境の創造

環境負荷の少ないまちの基盤をつくる

- ・市民1人当たりの市内循環バスの年間利用回数
- ・下水道水洗化率
- ・「公共交通や歩いていける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率
- ・温室効果ガス排出量の削減率

(6) 身近な環境質の向上

快適で安全な生活環境を確保する

- ・二酸化窒素の環境基準
- ・浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準
- ・騒音の環境基準
- ・市内河川のBOD年平均値
- ・市内海域の水質の環境基準
- ・生活型公害の苦情件数

3. 参加

「協働で環境の保全と再生・育成に取り組むまち」
一人ひとりの自覚と責任のもと、

(7) 環境学習と情報の共有

環境について知る・学ぶ機会をふやす

- ・環境講座への参加率
- ・学校での環境に関する活動への参加率
- ・環境情報コーナー内アクセス件数

(8) 環境活動と市民の参加

市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

- ・環境活動団体数
- ・環境活動のリーダー・指導員養成講座の開催数
- ・環境に関する活動への市民参加率

(9) 暮らしの中での環境配慮

環境に配慮した暮らし方をすすめる

- ・環境率先実行計画の計画的な推進
- ・ISO14001取得企業数
- ・塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進
- ・重点行動指針に対する取組の実施率

(10) 震災からの環境の再生・復興

震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

- ・復旧・復興事業による安全・安心な生活環境の再生
- ・今後の豊かな自然環境の再生

「安心・安全を前提に 震災前の環境を取り戻すとともに 更なる環境の向上をめざします」

海やともて生き、自然と共生するまち、自分の手で築く、シーサイド・エコシティ 塩竈

3 計画の体系（具体的施策）

基本目標	施策の方向	具体的施策
(1) 水辺の保全と創造 生活の中で身近に海を感じるまちをつくる	A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる B 港町の特性を活かし、その魅力を高める環境整備を進める C 暮らしと産業が共存する海辺をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●浦戸諸島や越の浦に残る自然海岸の保全に努めます。 ●散策路や広場など親水施設の整備を進めます。 ●サインや駐車場の整備など、水辺へのアクセス機能を充実していきます。 ●海とのつながりを重視したまちの活性化を進めます。 ●魚市場地区の魅力を高め、利用を促進します。 ●港町の資源を結びつけるネットワーク整備を市民・事業者と連携して進めます。
(2) 自然と緑の保全と創造 自然を守り、まちの緑を育てる	D 身近な都市の緑をつくる E 生物の生息・生育環境を保全する F 島嶼部の自然環境を保全し、その特性を活用する	<ul style="list-style-type: none"> ●港の利用を高めるような漁港や港湾部の多目的・高次利用を推進します。 ●市民も観光客も楽しめる海辺の拠点整備と活用を進めます。 ●市民や事業者の緑化意識の向上を図ります。 ●公共施設の緑化や民有地の緑地保全など、まちなかの緑を増やし、ネットワーク化を進めます。 ●地域のシンボルとなる樹木などを保全し、活用していきます。 ●市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。 ●生物多様性についての広報・教育・普及啓発等の充実強化に努めます。 ●伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など、市民の意見・要望を取り入れながら、市内に残された生物生息・生育環境の保全に努めます。 ●樹木植栽の際に、地域の特性に応じた植樹を選定していきます。 ●下水道の普及推進などにより、きれいな水環境づくりを進めます。 ●新しい技術の応用などにより、環境負荷の少ない漁場づくりを進めます。 ●農林漁業と連携した生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた活動を促進します。 ●適正な土地利用による生物の生息環境の保全に努めます。 ●市民等の生物多様性の意識向上にあわせ、生物多様性地域戦略の策定について検討していきます。 ●環境学習への活用やイベントの開催など、島嶼部の自然環境の保全意識を高めるとともにその利用機会を拡大していきます。 ●豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。
(3) 自然と都市の景観の保全と創造 自然や伝統的な景観を守り活用する	G 伝統的な景観を守り、活用する H 貴重な自然景観を保全する I 環境に配慮・調和した都市景観を創造する	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に残る伝統的な景観を保全し、その歴史的・文化的価値を活用していきます。 ●サインやガイドブックの整備など、伝統的な景観を結びつけ活用していきます。 ●市内に残された自然景観の保全に努めます。 ●松島の松林を将来にわたって保全し、再生していきます。 ●自然景観と接する産業や建造物の景観配慮を促進します。 ●自然景観や周辺の環境と調和した公共施設等の景観整備を進めます。 ●市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。
(4) エネルギー・資源、循環環境の保全と創造 地域循環型の都市をつくる	J 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する L 水の有効利用を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●市内の省エネルギーの目標を定め、市が率先して省エネに取り組みます。 ●公共施設への再生可能エネルギー導入に向け、新エネルギービジョンを推進します。 ●住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、支援策について検討します。 ●市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●市が率先して目標値を定め、庁内事務におけるごみの減量とリサイクルに取り組みます。 ●市民・事業者によるごみの減量・リサイクルの主体的な取り組みを支援します。 ●市・市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●水源の保全に広域的に協力していきます。
(5) 環境負荷の少ない都市環境の創造 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	M 環境に配慮した交通体系の整備を進める N 社会資本の整備における環境配慮を進める O 都市防災における環境配慮を進める	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない道路の体系的な整備を進めます。 ●公共交通網の利便性・連続性を高めて利用向上を図ります。 ●環境にやさしいバスなどの導入を検討し、公共交通の利用意識を高めていきます。 ●バリアフリーの推進など、誰もが安心して利用できる公共交通・歩行空間の整備を進めます。 ●社会資本整備において環境負荷の少ない資材・工法を導入していきます。 ●土地利用における環境配慮を進めます。 ●環境負荷の少ないまちをつくるため、下水道整備を進めます。 ●豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。 ●海岸保全施設や急傾斜地崩壊対策などに環境に配慮した整備方法を取り入れていきます。 ●雨水流出抑制施設の整備を進めます。
(6) 身近な環境質の向上 快適で安全な生活環境を確保する	P 環境汚染を未然に防止する Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める R 廃棄物の適正処理を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止対策の強化を図ります。 ●環境問題に対する情報収集・発信の体制をつくります。 ●悪臭・地盤沈下など塩竈特有の環境問題への監視を継続します。 ●身近な環境の調査・観察を推進し、その結果を市民と共有していきます。 ●生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。 ●市民との協働により地域の環境づくりを推進します。 ●ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。 ●ごみ処理の広域化などにより計画的な施設整備を進めます。 ●清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。
(7) 環境学習と情報の共有 環境について知る・学ぶ機会をふやす	S 環境教育・学習を推進する T 環境情報の共有化を進める	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な学習ニーズに対応する環境教育・環境学習活動の機会を拡大していきます。 ●まちの歴史から環境保全に役立つ暮らし方やまちづくりを学び、活用していきます。 ●総合的な学習の時間などを活用した環境教育を進めます。 ●市民・事業者・市の環境情報の共有や連携を構築するツールとしてホームページ上の環境情報コーナーの充実を図ります。 ●出前講座の開催など、市民・事業者・市が交流し環境情報の共有化を図ります。
(8) 環境活動と市民の参加 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ●環境活動の支援制度をつくり、充実していきます。 ●環境活動への参加を促進し、人材を育成していきます。 ●環境に関する行政施策等への市民参加の機会を拡大していきます。 ●企業、団体、高等教育機関等との環境に関する協力・連携体制を強化していきます。 ●隣接自治体などとの環境に関する広域的な協力・連携体制を築いていきます。 ●市民・事業者・市のパートナーシップを築き推進します。
(9) 暮らしの中での環境配慮 環境に配慮した暮らし方をすすめる	W 環境に配慮した行動を推進する X 環境美化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ●環境率先実行計画の定期的な見直しを行い、市が率先して環境配慮に取り組みます。 ●市民や事業者の環境配慮指針の普及・啓発を進めます。 ●散乱ごみを防止し、市民の美化意識の向上を図ります。 ●地域での美化指導を徹底し、美化推進の主体的な取り組みを積極的に支援します。
(10) 震災からの環境の再生・復興 震災によって消失した環境の再生及び復興を図る	Y 震災で消失した自然環境の再生及び生活環境の復興を図る Z 港町としての復興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ●浦戸地域住民の安全性に十分配慮した自然環境の再生に努めるため、復興事業との整合を図ります。 ●被災した生活環境基盤などの整備を進めます。 ●災害からの復旧・復興事業を促進し、港町としての復興を促進します。

第4章

基本目標と施策の展開

基本目標1 水辺の保全と創造

基本目標2 自然と緑の保全と創造

基本目標3 自然と都市の景観の保全と創造

基本目標4 エネルギー・資源、循環環境の保全と創造

基本目標5 環境負荷の少ない都市環境の創造

基本目標6 身近な環境質の向上

基本目標7 環境学習と情報の共有

基本目標8 環境活動と市民の参加

基本目標9 くらしの中での環境配慮

基本目標10 震災からの環境の再生・復興

第4章 基本目標と施策の展開

基本目標1 水辺の保全と創造 … 生活の中で身近に海を感じるまちをつくる

■ 管理指標

- 人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を年4回以上開催することを目標とします。
- マリンゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。
- 市民アンケート調査での海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

水辺の保全と創造

生活の中で身近に海を感じるまちをつくる

[施策の方向]

A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる

B 港町の特性を活かし、その魅力を高める環境整備を進める

C くらしと産業が共存する海辺をつくる



塩竈みなと祭



魚市場

A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる

市内に残る貴重な自然海岸を保全するとともに市民が日常的に海と親しみ、海辺のまちで暮らす利点を最大限に享受できるよう、海辺などの親水環境の整備を進めます。

そして、それらの水辺を市民が気軽にふれあい楽しめるよう、周辺環境やアクセス機能を充実し、一体的な整備を図ります。

■ 具体的施策

●浦戸諸島や越の浦に残る自然海岸の保全に努めます。

◇桂島・野々島・寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業と整合を図った自然海岸の保全

●散策路や広場など親水施設の整備を進めます。

◇「海辺の賑いゾーン」の整備

◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進

●サインや駐車場の整備など、水辺へのアクセス機能を充実していきます。

◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進【再掲】

B 港町の特性を活かし、その魅力を高める環境整備を進める

市民や観光客等が、海を身近に感じられるよう、鹽竈神社や魚市場などの、市内に点在している資源に目を向け、それぞれの魅力を活かした港町をつくります。

また、それらの資源を歩いて巡ることができるよう、海や緑との共生を重視しながら都市空間の整備を進め、港町のネットワークを実現していきます。

■ 具体的施策

●海とのつながりを重視したまちの活性化を進めます。

◇中心市街地活性化事業の推進

◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進【再掲】

●魚市場地区の魅力を高め、利用を促進します。

◇魚市場整備事業の推進

●港町の資源を結びつけるネットワーク整備を市民・事業者と連携して進めます。

◇中心市街地歩行者系サインの整備及び適正な維持管理

◇「しおナビぶらぶらりんマップ」の作成、更新

◇観光施設整備

C くらしと産業が共存する海辺をつくる

これまで市民のくらしと距離があった海辺を、広く市民が楽しめるものにしていくとともに、自然との共生や環境保全に関連する新たな産業が発展する環境づくりを推進します。

また、観光の玄関口である港を、市民も楽しめる海辺の拠点の一つとなるよう、市民の声を取り入れつつ整備を進めます。

■ 具体的施策

- 港の利用を高めるような漁港や港湾部の多目的・高次利用を推進します。

- ◇ 港湾の整備促進

- ◇ 漁港背後地の利用促進

- 市民も観光客も楽しめる海辺の拠点整備と活用を進めます。

- ◇ マリンゲート塩釜の利用拡大

- ◇ 海洋レジャーの受入体制の整備



マリンゲート塩釜



マリンゲート塩釜 棧橋



新魚市場完成予定イメージ



建設が進んでいる魚市場荷さばき所 B 棟

基本目標 2

自然と緑の保全と創造 … 自然を守り、まちの緑を育てる

■ 管理指標

- 一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大します。
- 5箇所以上の公園を整備または再整備します。
- 生活排水処理率[※]を現況以上に引き上げることを目標とします。
- 市民アンケート調査での「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率を85%に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

自然と緑の保全と創造
自然を守り、まちの緑を育てる

[施策の方向]

D 身近な都市の緑をつくる

E 生物の生息・生育環境を保全する

F 島嶼部の自然環境を保全し、その特性を活用する



鹽竈櫻



伊保石公園の自然

※生活排水処理率／行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合のこと。

D 身近な都市の緑をつくる

今ある緑を守るとともに、身近な緑を育て、結びつける取り組みをまち全体で進めます。そのために、限られた土地を有効に活用して、市民が親しめる公園・緑地を広げていきます。

また、身近な緑化を市民に呼びかけ、意識を高めるとともに、市民の主体的な活動の積極的な支援・連携を進めます。そして、それらの公園・緑地を結びつけ、うるおいある緑のネットワーク形成を図ります。

■ 具体的施策

- 市民や事業者の緑化意識の向上を図ります。
 - ◇「花いっぱい運動や花と緑の日」の啓発
 - ◇「みどりの少年団」の支援・育成
- 公共施設の緑化や民有地の緑地保全など、まちなかの緑を増やし、ネットワーク化を進めます。
 - ◇景観計画に基づく景観形成の推進
 - ◇幹線道路の街路樹整備の推進
 - ◇花と緑のネットワークづくり（沿道型緑地整備）
 - ◇緑化協定*制度の導入
- 地域のシンボルとなる樹木などを保全し、活用していきます。
 - ◇シンボルツリーの指定等の検討
 - ◇景観計画に基づく景観重要樹木の指定
- 市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。
 - ◇公園維持管理協定*の推進
 - ◇公園のリニューアル整備*

※緑化協定／緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、地区の住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のこと。

※公園維持管理協定／公園管理の一部を地域住民自らが引き、公園を活発に利用してもらうために地域団体と市が結ぶ協定のこと。

※公園のリニューアル整備／市民が使いやすいように、市民の声を取り入れながら公園を再整備すること。

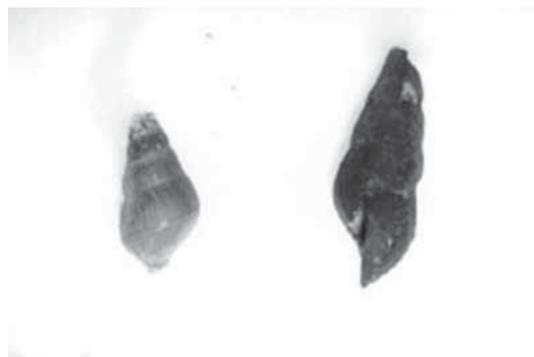
E 生物の生息・生育環境を保全する

生物の多様性を保全するために、その必要性等について普及啓発等に努めるとともに、伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など市内に残された貴重な生物生息環境を、生物の分布や生息圏等、広域の生態系にも配慮しつつ保全します。

また、きれいな塩竈の海を取り戻すために、引き続き水質改善策を推進するとともに、新たな生息環境づくりや、生態系と共存できる産業の支援・促進に努めます。

■ 具体的施策

- 生物多様性についての広報・教育・普及啓発等の充実強化に努めます。
- 伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など、市民の意見・要望を取り入れながら、市内に残された生物生息・生育環境の保全に努めます。
 - ◇伊保石公園の整備及び加瀬沼公園の適正な維持管理
 - ◇河川などの水質調査の実施
- 樹木植栽の際に、地域の特性に応じた植樹を選定していきます。
- 下水道の普及推進などにより、きれいな水環境づくりを進めます。
 - ◇公共下水道（汚水事業）の整備
 - ◇下水道への接続促進
 - ◇浦戸地区生活排水処理対策の推進及び適正な維持管理
- 新しい技術の応用などにより、環境負荷の少ない漁場づくりを進めます。
 - ◇漁業協同組合の支援
 - ◇カキ殻応用漁場の造成
- 農林漁業と連携した生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた活動を促進します。
 - ◇持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進
 - ◇森林の多面的機能の持続的発展等
 - ◇自然と共生した里山・里海づくりの取組の実施
- 適正な土地利用による生物の生息環境の保全に努めます。
- 市民等の生物多様性の意識向上にあわせ、生物多様性地域戦略の策定について検討していきます。



伊保石公園内ビオトープのホタル・カワニナ

F 島嶼部の自然環境を保全し、その特性を活用する

島嶼部の自然・景観を塩竈の貴重な財産と位置づけ、保全していくとともに、その活用を図ります。

そのために、島嶼部の自然や景観に関する情報を広く市民と共有するとともに、地域学習への活用やイベントの開催など自然とふれあう機会を拡大し、島嶼部の自然・景観を身近に感じられる環境づくりに努めます。

また、浦戸に暮らす人々が、豊かな自然を享受し、それらと共存できる生活基盤づくりを進めます。

■ 具体的施策

- 環境学習への活用やイベントの開催など、島嶼部の自然環境の保全意識を高めるとともにその利用機会を拡大していきます。

◇ 身近な環境調査の実施、啓発（小学校の浦戸における学習活動の実施等）

◇ 自然に親しむ機会の提供、充実

- 豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。

◇ 漁業集落環境、海岸保全施設及び漁港の整備

◇ 浦戸地区生活排水処理対策の推進及び適正な維持管理【再掲】



朴島の菜の花畑



浦戸サマースクール

基本目標3

自然と都市の景観の保全と創造

… 自然や伝統的な景観を守り、活用する

■ 管理指標

- 自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。
- 文化財等をネットワークした総合的な案内サインを5箇所以上、整備・更新します。
- 市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

自然と都市の景観の保全と創造

自然や伝統的な景観を守り、活用する

[施策の方向]

G 伝統的な景観を守り、活用する

H 貴重な自然景観を保全する

I 環境に配慮・調和した都市景観を創造する



鹽竈神社



海岸線に残された自然

G 伝統的な景観を守り、活用する

島市内に残っている歴史を感じさせる景観の再発見と保全を進めるとともに、その歴史的・文化的価値を広く市民と共有していきます。

また、昔の入り江などに沿ってそれらの景観資源や歴史的なまち並みを結びつけ、情緒ある空間を楽しめる「伝統的な景観のネットワーク」を形成していきます。

■ 具体的施策

- 市内に残る伝統的な景観を保全し、その歴史的・文化的価値を活用していきます。

- ◇身近なまちづくり支援街路の整備
- ◇「小さな博物館」運動の推進
- ◇文化財の保全、活用

- サインやガイドブックの整備など、伝統的な景観を結びつけ活用していきます。

- ◇文化財・史跡サインの整備及び適正な維持管理
- ◇ガイドブックの整備及び普及
- ◇広域観光ルートの整備、推進
- ◇ガイドブック等を活用したPRの促進

H 貴重な自然景観を保全する

特別名勝松島や鹽竈神社などを中心に、市内に残る貴重な自然景観を保全します。

そのために、松島の松林などの美しい景観の保全や再生、自然景観と接する建造物や産業の景観への配慮を促進するとともに、風致保安林などの公益的な緑を市の貴重な自然景観と位置づけ、保全を進めます。

■ 具体的施策

- 市内に残された自然景観の保全に努めます。

- ◇景観計画に基づく景観形成の推進【再掲】

- 松島の松林を将来にわたって保全し、再生していきます。

- ◇松くい虫対策の推進

- 自然景観と接する産業や建造物の景観配慮を促進します。

- ◇ワカメ・コンブ養殖振興対策の推進

I 環境に配慮・調和した都市景観を創造する

塩竈らしさを感じられるとともに、自然景観や周辺環境と調和した都市景観を創造します。そのために、市の整備事業に際しては、環境に配慮した施工を推進し、市民・事業者とともに、環境に配慮したまち並みづくりを進めます。

■ 具体的施策

- 自然景観や周辺の環境と調和した公共施設等の景観整備を進めます。

- ◇みなとまち・門前町のまち並み等を保全・活用した景観づくり

- ◇景観重要公共施設の指定の取り組み

- 市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。

- ◇主要幹線道路沿道における良好なまち並みの景観配慮の推進

- ◇景観計画に基づく景観形成の推進【再掲】



北浜沢乙線表坂の景観整備



下馬春日線の景観整備



門前町地区の景観整備



まちづくり懇談会（景観計画策定時）

基本目標 4

エネルギー・資源、循環環境の保全と創造

… 地域循環型の都市をつくる

■ 管理指標

- リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。
- 一人一日あたりの家庭ごみ排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（667g以下に）することを目標とします。
- 一人一日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（333g以下に）することを目標とします。
- 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル（5,949,741GJ[※]）より、5.1%削減することを目標とします。
- 再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。
- 市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、平成24年度のアンケート調査結果以上に引き上げることを目標とします。

※J(ジュール)とはエネルギー・熱量の単位である。1Jは約0.238cal(カロリー)であり、1GJ(ギガジュール)は1J×109で、市内の家庭1世帯5日分のエネルギー消費量に相当する。

■ 施策の方向

[基本目標]

エネルギー・資源、循環環境の
保全と創造
地域循環型の都市をつくる

[施策の方向]

- J** 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する
- K** 廃棄物の減量とリサイクルを推進する
- L** 水の有効利用を推進する

J 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する

市が率先して目標を定め、庁舎や公共施設における省エネ・再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民や事業者に対しても省エネ・再生可能エネルギーの導入を呼びかけ、まち全体で省エネ・省資源に取り組みます。

また、まちの特性を活かした新しいエネルギーの調査・研究を進め、方向性を定めるとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。

■ 具体的施策

- 市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。
 - ◇環境配慮行動指針の普及・啓発
 - ◇市民・事業者の温室効果ガス排出量の調査、削減啓発
 - ◇BDF燃料の利用の促進
- 庁内の省エネルギーの目標を定め、市が率先して省エネに取り組みます。
 - ◇環境率先実行計画の計画的な推進
 - ◇BDF燃料の使用推進
- 公共施設への再生可能エネルギー導入に向け、新エネルギービジョンを推進します。
 - ◇新エネルギービジョンの推進、継続
 - ◇GND基金、みやぎ環境税を活用した、公共施設への太陽光発電設備の設置及びLED照明の導入推進
- 住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、支援策について検討します。



市役所屋上に設置された太陽光パネル



LED 防犯灯

K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する

市民・事業者・市が一体となって、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）が日常的に取り組みられるまちを目指します。

そのために、市が具体的な目標を定め、率先して取り組んでいくとともに、一人ひとりが意識を持ってごみの減量・リサイクルに取り組めるよう、市民や事業者への呼びかけ・情報提供など意識啓発と主体的な取り組みの支援の充実を図ります。

■ 具体的施策

- 市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。
 - ◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】
 - ◇再資源化対策事業の推進
 - ◇ごみ減量化の普及促進
- 市が率先して目標値を定め、庁内事務におけるごみの減量とリサイクルに取り組みます。
 - ◇環境率先実行計画の計画的な推進【再掲】
- 市民・事業者によるごみの減量・リサイクルの主体的な取り組みを支援します。
 - ◇地域等での集団回収の支援、推進
 - ◇民間団体等のフリーマーケットなどの推進
 - ◇トレーなどの店頭回収の推進
 - ◇事業者によるISO14001取得の推進
 - ◇家電製品・衣類などの不用品の再使用（リユース）の推進
 - ◇廃棄物減量化に関する講習会等の開催
 - ◇レジ袋削減、過剰包装削減の推進
 - ◇小型家電リサイクル事業の推進

L 水の有効利用を推進する

安全な水を安定して供給するために、水源水質の保全・施設整備を進めるとともに、塩竈にとって水が限られた資源であるという認識を持ち、節水・有効利用に取り組めるよう、市民意識の高揚を図ります。

■ 具体的施策

- 市・市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。
 - ◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】
 - ◇環境率先実行計画の計画的な推進【再掲】
- 水源の保全に広域的に協力していきます。

基本目標5

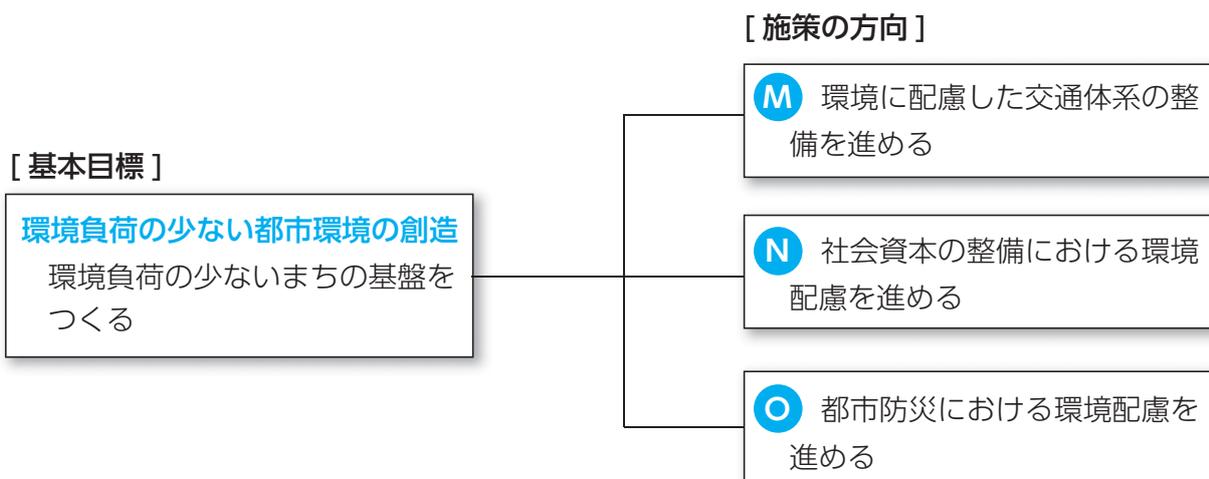
環境負荷の少ない都市環境の創造

… 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる

■ 管理指標

- 市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。
- 下水道水洗化率を現況以上にすることを目標とします。
- 市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を70%以上に引き上げることを目標とします。
- 温室効果ガス排出量を平成22年レベル（461,000 t CO₂）より3.4%削減することを目標とします。

■ 施策の方向



M 環境に配慮した交通体系の整備を進める

公共交通機関の整備・利用促進や、渋滞の解消策の充実などにより、安全かつ連続性・周遊性のある交通環境を、環境や景観との調和に留意しながら進めます。それにより、自動車利用による排出ガスや騒音・振動などの環境負荷を低減し、歩行者にも道路沿いに住む人にも環境にも負荷の少ない交通体系の確立を目指します。

■ 具体的施策

●環境負荷の少ない道路の体系的な整備を進めます。

- ◇都市計画道路の整備
- ◇地方道改良、交通安全施設等の市道整備
- ◇狭あい道路の整備や私道等整備の支援

●公共交通網の利便性・連続性を高めて利用向上を図ります。

- ◇市内循環バス路線の整備・充実
- ◇バス路線のダイヤの充実

●環境にやさしいバスなどの導入を検討し、公共交通の利用意識を高めていきます。

- ◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】
- ◇BDFなどのクリーンな燃料の活用、排気ガス規制に適合する車両の導入等についての検討

●バリアフリーの推進など、誰もが安心して利用できる公共交通・歩行空間の整備を進めます。



しおナビ100円バス



港町地区道路整備（復興道路整備事業）

N 社会資本の整備における環境配慮を進める

誰もが安心して快適に暮らすことができるまちづくりのために、住宅や公共施設の配置、道路整備等の社会資本の整備において、環境負荷の少ない資材の利用や計画的な市街地整備など、環境への配慮を進めます。また、公共施設の長寿命化を検討していきます。

また、浦戸諸島の環境衛生、福祉、防災などの基盤整備を、恵まれた自然環境との共生を重視しつつ進めます。

■ 具体的施策

- **社会資本整備において環境負荷の少ない資材・工法を導入していきます。**
 - ◇環境率先実行計画の計画的な推進【再掲】
 - ◇低騒音舗装*などによる路面改良の推進
- **土地利用における環境配慮を進めます。**
 - ◇都市マスタープラン*の改定
- **環境負荷の少ないまちをつくるため、下水道整備を進めます。**
 - ◇公共下水道（汚水事業）の整備、接続促進【再掲】
 - ◇下水道長寿命化計画の策定の検討
- **豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。**
 - ◇漁業集落環境、海岸保全施設及び漁港の整備【再掲】
 - ◇浦戸地区生活排水処理対策の推進【再掲】



汚水管整備（下水道復旧工事）

*低騒音舗装／タイヤと路面間の空気による騒音低減効果を活用した舗装のこと。自動車が走行するとき、空気を路面の中に逃がすことで、騒音を3デシベル程度低減する効果があるといわれている。

*都市マスタープラン／都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。

○ 都市防災における環境配慮を進める

災害に強い安全なまちづくりを、環境や景観を配慮しつつ推進します。

そのために、津波・高潮対策や急傾斜地対策を進める上で、緑化など環境への配慮や周辺景観との調和を図ります。

また、水害対策としての雨水流出抑制施設*整備を進めます。

■ 具体的施策

- 海岸保全施設や急傾斜地崩壊対策などに環境に配慮した整備方法を取り入れていきます。

◇ 環境率先実行計画の計画的な推進【再掲】

- 雨水流出抑制施設の整備を進めます。

◇ 公共下水道（雨水事業）の整備



中の島地区下水道整備（工事中）

*雨水流出抑制施設／雨水を一時的に貯めたり、地中に浸みこませることで、降った雨がすぐには流れ出にくくする施設のこと。

基本目標6

身近な環境質の向上… 快適で安全な生活環境を確保する

■ 管理指標

- 二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。
- 浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。
- 騒音に係る環境基準を達成・維持します。
- 市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を2.0mg/l以下とするよう努めます。
- 市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。
- 工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。

■ 施策の方向

[基本目標]

身近な環境質の向上

快適で安全な生活環境を確保する

[施策の方向]

P 環境汚染を未然に防止する

Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める

R 廃棄物の適正処理を推進する

P 環境汚染を未然に防止する

環境汚染・公害の未然防止のために、公害防止協定*の締結、環境影響評価*の導入推進や監視・指導體制の充実を図ります。

また、化学物質など、新たな環境問題に常に目を向け、情報収集と迅速な対応に努めるとともに、市民・事業者・市相互のすみやかな情報伝達のしくみをつくります。

■ 具体的施策

● 公害防止対策の強化を図ります。

- ◇ 公害防止の監視・指導體制の充実強化
- ◇ 公害防止協定、環境影響評価導入の推進
- ◇ 公害防止に係る条例・要綱等の整備

● 環境問題に対する情報収集・発信の体制をつくります。

- ◇ 国、県、他自治体との連携強化
- ◇ 環境情報の情報発信機能の整備・充実
- ◇ わかりやすい環境情報の提供



水質調査（石田川）



水質調査（新町川）

※ 公害防止協定／公害の防止を目的として、地方公共団体及び地域住民等と事業者の間で結ぶ協定のこと。公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。

※ 環境影響評価（環境アセスメント）／開発事業の実施に先だって、その事業がもたらす環境への影響について調査・予測・評価する制度のこと。

Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める

大気・水・土壌など、生活を取り巻く環境の質を保持し、より高めていくために、悪臭や地盤沈下に対する監視や苦情への対応を継続していくとともに、「一人ひとりが環境質の向上の責任を担っている」ことについての理解・認識を深めるため、情報周知や啓発活動等を通じて、生活型の公害を含めた市民や事業者のマナー向上や環境保全への協力を呼びかけます。

■ 具体的施策

- 悪臭・地盤沈下など塩竈特有の環境問題への監視を継続します。
- 身近な環境の調査・観察を推進し、その結果を市民と共有していきます。
 - ◇酸性雪*・PM2.5・放射性物質モニタリング調査の継続、情報提供
 - ◇簡易大気調査、スターウォッチング*などへの参加推進、啓発
- 生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。
 - ◇「環境の日・環境月間」の啓発
 - ◇生活騒音防止の啓発
 - ◇小型焼却炉などでの焼却自粛の啓発
- 市民との協働により地域の環境づくりを推進します。
 - ◇地区と連携した環境への取り組みの推進



地盤沈下の状況



放射性物質モニタリング地点

※酸性雪／化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雪のこと。通常pH5.6以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

※スターウォッチング／星を観察すること（イベント）。

R 廃棄物の適正処理を推進する

市民一人ひとりがごみの出し方のマナーを守り、ポイ捨てや不法投棄のないまちを実現できるよう、啓発・指導体制の充実を図ります。

また、今後も広域を含めた計画的なごみ処理施設の整備を進め、処理処分の適正化を図るとともに、廃棄物に関する事業者責任への理解と協力を求め、事業活動に伴う廃棄物の適正処理を推進します。

■ 具体的施策

- ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。
 - ◇ごみ集積所環境整備の支援
 - ◇小型焼却炉などでの焼却自粛の啓発【再掲】
 - ◇廃棄物の適正処理に関する事業者指導の強化
- ごみ処理の広域化などにより計画的な施設整備を進めます。
 - ◇ごみ処理広域化の推進
- 清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。



清掃工場



埋立処分場

基本目標7

環境学習と情報の共有… 環境について知る・学ぶ機会をふやす

■ 管理指標

- 市民アンケート調査での環境講座への参加率4.7%（H24）から、20%以上に引き上げることを目標とします。
- 小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率を69.7%（H24）から、現況以上に引き上げることを目標とします。
- 塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナー内へのアクセス件数を4,229件（H25）から、20%以上に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

環境学習と情報の共有

環境について知る・学ぶ機会を
ふやす

[施策の方向]

S 環境教育・学習を推進する

T 環境情報の共有化を進める



出前講座



清掃工場等見学会

S 環境教育・学習を推進する

市民の学習ニーズに対応できる多様な環境教育の機会を提供・推進するとともに、市民の環境への関心を高め、環境学習への参加を促進するような、身近でわかりやすい学習プログラムをつくります。

また、子どもの頃から環境について知り、学ぶことができるよう、学習教材の提供など、学校における環境教育を地域社会と連携して進めます。

■ 具体的施策

- 多様な学習ニーズに対応する環境教育・環境学習活動の機会を拡大していきます。
 - ◇環境学習プログラムの作成、提供
- まちの歴史から環境保全に役立つ暮らし方やまちづくりを学び、活用していきます。
 - ◇市民と行政との協働による景観形成
- 総合的学習の時間^{*}などを活用した環境教育を進めます。
 - ◇小中学校総合的学習及び体験学習の推進
 - ◇環境教育に関する教職員の研修・研究活動の推進
 - ◇環境教育副読本の作成、活用

^{*}総合的学習の時間／小中学校で平成14年度から本格的に始まったカリキュラム（高校もそれ以降）。教科の枠を超えて特定の主題に沿って総合的に学習を組織する教育課程・方法のこと。



環境教育（アマモの栽培）



BDF燃料工場の見学

T 環境情報の共有化を進める

誰もが必要に応じて環境情報を入手することができ、また自らの情報を自由に発信できる環境をつくとともに、市の広報やホームページ*などの多様な情報提供ツールの充実を図ります。

また、市民・事業者・市が常に情報を共有し、双方向の意見交換ができるよう、情報ネットワークの構築を図ります。

■ 具体的施策

● 市民・事業者・市の環境情報の共有や連携を構築するツールとしてホームページ上の環境情報コーナーの充実を図ります。

- ◇環境情報コーナーの利用方法等の普及・啓発
- ◇市民・事業者・市の環境情報共有ツールとしての環境情報コーナーの活用・充実
- ◇市民・事業者・市とのネットワークを構築する環境情報ツールの検討
- ◇環境に関わる動向、市民・事業者等の需要に応じた環境情報の更新・提供

● 出前講座の開催など、市民・事業者・市が交流し環境情報の共有化を図ります。

- ◇出前講座などの開催、参加促進



塩竈市ホームページ 環境情報コーナー

*ホームページ／home page www（ワールド・ワイド・ウェブ）のこと。インターネット上にある情報提供ページ。

基本目標 8

環境活動と市民の参加

… 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

■ 管理指標

- 環境活動団体数を12団体以上とすることを目標とします。
- 環境活動のリーダー・指導員数を養成するため、年4回、養成講座を開催することを目標とします。
- 市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を29.8%（H24）から、45%以上に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

環境活動と市民の参加

市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

[施策の方向]

U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する

V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する



塩釜市ホタルの里保存会 活動状況



塩竈市環境審議会開催（H26.11.28）

U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する

市民・事業者の環境に関する主体的な活動を積極的に支援するとともに、リーダーや環境学習を担う貴重な人材の育成及び活動の場の提供など、活動しやすく、かつ、新たな活動が生まれやすい環境づくりに努めます。

また、それら環境活動の情報・交流拠点や新たな環境活動支援制度の整備を図ります。

■ 具体的施策

●環境活動の支援制度をつくり、充実していきます。

- ◇環境活動サポートシステムの整備
- ◇環境NPO^{*}・市民活動団体等との協働による事業の推進
- ◇県などの環境活動支援制度などの活用

●環境活動への参加を促進し、人材を育成していきます。

- ◇事業者や市民への積極的な環境情報の提供などによる環境活動への参加促進
- ◇環境活動サポートシステムの活用推進
- ◇環境教育リーダー制度などを活用した環境リーダーなどの育成

※NPO / 営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体（Non-profit Organization）。社会構造の複雑化により行政や企業では対応が困難な分野でNPOに対する期待が高まっている。

V 市・市民・事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する

環境に関する行政施策等への市民参加の機会を、世代や職業の別に関わらず誰もが自分の時間の範囲内で参加できるように、多様な手法で拡大していきます。

また、市・市民・事業者がそれぞれに知識・技術や人材を提供し合い、環境に関する取り組みを協働で進めることができるしくみづくりを推進します。

■ 具体的施策

●環境に関する行政施策等への市民参加の機会を拡大していきます。

- ◇環境審議会委員等への市民公募、定期的な懇談会の開催

●企業、団体、高等教育機関等との環境に関する協力・連携体制を強化していきます。

●隣接自治体などとの環境に関する広域的な協力・連携体制を築いていきます。

●市民・事業者・市のパートナーシップを築き推進します。

- ◇「（仮称）環境基本計画推進協議会」の設置の検討
- ◇市民・事業者・市の交流機会の拡大
- ◇市民・事業者・市の協働事業の推進

基本目標9

くらしの中での環境配慮… 環境に配慮したくらし方をすすめる

■ 管理指標

- 環境率先実行計画を5ヵ年ごとに見直しながらか推進します。
- ISO14001*取得企業を現況以上とすることを目標とします。
- 塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。
- 市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。

■ 施策の方向

[基本目標]

くらしの中での環境配慮

環境に配慮したくらし方をすすめる

[施策の方向]

W 環境に配慮した行動を推進する

X 環境美化を推進する



公園愛護活動



緑化・清掃活動

※ISO14001 / 企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構 (ISO) が作成した国際規格 (環境マネジメントシステム) のこと。

W 環境に配慮した行動を推進する

市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、環境配慮に取り組めるよう啓発・教育活動を進め、また、事業者にも指針を示し環境配慮への取り組みを啓発します。

さらに、市民や事業者の積極的な環境配慮行動に結びつくよう、市が率先して環境配慮行動に取り組みます。

■ 具体的施策

- 環境率先実行計画の定期的な見直しを行い、市が率先して環境配慮に取り組みます。

◇環境率先実行計画の計画的な推進【再掲】

- 市民や事業者に環境配慮指針の普及・啓発を進めます。

◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】

X 環境美化を推進する

きれいな塩竈を市民一人ひとりの手で実現できるよう、ごみの散乱やポイ捨て防止、動物飼養のマナー向上などの啓発を進めるとともに、美化活動・清掃活動などへの主体的な取り組みを積極的に支援します。

また、景観計画に基づき、地域を基盤とした景観形成に取り組みます。

■ 具体的施策

- 散乱ごみを防止し、市民の美化意識の向上を図ります。

◇環境美化・マナー向上の啓発

◇「ごみの持ち帰り運動」の推進

◇ペット飼育のマナー向上の啓発

- 地域での美化指導を徹底し、美化推進の主体的な取り組みを積極的に支援します。

◇美化活動の取り組み団体などに対する支援

◇景観計画に基づく景観形成の推進【再掲】

基本目標10

震災からの環境の再生・復興

… 東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

■ 管理指標

- 復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。
- 今後は豊かな自然環境の再生に努めます。

■ 施策の方向

[基本目標]

震災からの環境の再生・復興

東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

[施策の方向]

Y 震災で消失した自然環境の再生及び生活環境の復興を図る

Z 港町としての復興を図る



魚市場被災状況



マリゲート塩釜被災状況



浦戸諸島 寒風沢被災状況



浦戸諸島 桂島被災状況

Y 震災で消失した自然環境の再生及び生活環境の復興を図る

塩竈市は、特別名勝「松島」の指定を受けており、住民の安全性を確保しつつ東日本大震災で消失した浦戸地域などの自然環境の再生に努め、景勝地としての復興を図ります。

また、被災した下水道施設や生活環境基盤などの復興を図り、住民等の快適な生活環境の復興を推進します。

■ 具体的施策

●浦戸地域住民の安全性に十分配慮した自然環境の再生に努めるため、復興事業との整合を図ります。

- ◇桂島・野々島・寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業
- ◇桂島・寒風沢地区防災集団移転促進事業
- ◇災害公営住宅整備事業（桂島・野々島・寒風沢・朴島）
- ◇朴島地区小規模住宅改良事業

●被災した生活環境基盤などの整備を進めます。

- ◇海岸通地区震災復興市街地再開発事業
- ◇北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ◇藤倉地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ◇新浜町杉の下線道路事業

Z 港町としての復興を図る

東日本大震災で被災した漁業関係施設の復旧を図るとともに、マリングート周辺の防災機能の強化などを図り、港町としての復興を促進します。

■ 具体的施策

●災害からの復旧・復興事業を促進し、港町としての復興を促進します。

- ◇港町地区津波復興拠点整備事業の推進
- ◇水産加工業施設整備等支援事業の推進
- ◇魚市場整備事業の推進【再掲】
- ◇漁港施設復旧工事の推進

第5章

リーディングプロジェクト

- | | |
|--------|----------------------------|
| 重点施策1 | 水に親しむ空間の整備 |
| 重点施策2 | まちの緑の保全と活用 |
| 重点施策3 | 歩いて楽しめるまちの創造 |
| 重点施策4 | ごみの減量とリサイクルの促進 |
| 重点施策5 | 再生可能エネルギー導入の推進 |
| 重点施策6 | 環境に配慮した交通体系の整備 |
| 重点施策7 | 身近な環境問題を改善するしくみづくり |
| 重点施策8 | 地域の教育力を活用した環境学習プログラムの充実 |
| 重点施策9 | 環境情報の交流を進める基盤づくり |
| 重点施策10 | 市民・事業者の参加・活動を促し、支援するしくみづくり |
| 重点施策11 | 環境配慮行動の推進 |

第5章 リーディングプロジェクト

塩竈の環境の改善に向けて、体系化された施策の方向ごとの具体的施策を計画的に推進していきます。そして、基本目標を達成するために優先的に取り組むべき施策や、市・市民・事業者が連携して実施する上で特に重要な施策、塩竈らしさや塩竈の環境を特徴づけるような施策を「重点施策」と位置づけ、重点的に取り組むこととします。

また、計画の実効性を確保するため、計画の期間（10 ヶ年）を短期（初年度～3年度程度）・中期（4年～6年度程度）・長期（7年度以降）の3つの時期に分け、それぞれの施策における概ねの実施時期を設定しています。

凡	例
-----	検討・準備期間
●	施策のスタート
————→	実施・供用期間

重点施策1 水に親しむ空間の整備

■ 概要

市民が水辺に集い、安らぎ、水に親しむことができるような親水性の高い環境の整備をはじめ、散歩コースや海を見晴らせる場所など、水と親しめる空間を広げていきます。

また、既存の親水空間*の情報を市民・事業者と協力して集め、その情報を広く市民と共有し、見過ごされている親水資源の利用を高めていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる			
◇「海辺の賑わいゾーン」の整備	————→		
◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進	————→		
◇桂島・野々島・寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業と整合を図った自然海岸の保全	————→		

*親水空間／川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水ととりまく樹木や通路などの空間も含む。

重点施策2

まちの緑の保全と活用

■ 概要

市内に残された自然・緑の保全を、規制等に加え、市民の保全意識を高めるなど多面的に展開していきます。

また、公共施設の緑化を率先して進めるとともに、緑化協定の締結など、市民一人ひとりの緑化への取り組みを呼びかけ、積極的に支援していきます。

さらに、身近な公園・緑地の再生を目指し、市民の意見や参加に基づいて既存の公園の魅力を高め、活用を図っていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
D 身近な都市の緑をつくる			
◇景観計画に基づく景観形成の推進	●		
◇緑化協定制度の導入			
◇公園のリニューアル整備			
◇公園の維持管理協定の推進			
E 生物の生息・生育環境を保全する			
◇生物多様性についての広報・教育・普及啓発等の充実強化			

重点施策3

歩いて楽しめるまちの創造

■ 概 要

鹽竈神社、中心商店街、親水空間等、市内にある拠点空間を歩いてまわれるように、遊歩道や駐車場などの空間整備を進めていくとともに、市民・事業者の協力のもと、まちの魅力を再発見し、それらの情報発信機能を充実していきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
B 港町の特徴を活かし、その魅力を高める環境整備を進める			
◇中心市街地活性化事業の推進	→		
◇北浜地区緑地護岸整備事業の推進【再掲】	→		
◇魚市場整備事業の推進	→		
G 伝統的な景観を守り、活用する			
◇身近なまちづくり支援街路の整備	→		
◇「小さな博物館」運動の推進	→		
◇広域観光ルートの整備、推進	→		
◇ガイドブック等を活用したPRの促進	→		

重点施策4

ごみの減量とリサイクルの促進

■ 概要

ごみの減量・リサイクルを市民や事業者との協働により進めるため、目標を定めて計画的かつ積極的に取り組みます。

そのために、ごみの減量や分別の徹底などを市民や事業者呼びかけていくとともに、事業者による店頭回収や地域での集団回収など、リサイクルを促進するための主体的な活動を支援していきます。

■ 施策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する			
◇ごみの減量化普及促進	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発	→		
◇環境率先実行計画の計画的な推進	→		
◇地域等での集団回収の支援、推進	→		
◇家電製品・衣類などの不用品の再使用（リユース）の推進	→		
◇トレーなどの店頭回収の推進	→		
◇再資源化対策事業の推進	→		
◇レジ袋削減、過剰包装削減の推進	→		
◇小型家電リサイクル事業の推進	---●	→	

重点施策5 再生可能エネルギー導入の推進

■ 概要

まちの特性を踏まえつつ、現況調査や計画の策定など、再生可能エネルギー^{*}導入の体制づくりを進めていきます。そして、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーを庁舎や学校などの公共施設へ計画的に導入していくとともに、浦戸諸島などにおいて、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用方法を検討していきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
J 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する			
◇新エネルギービジョンの推進、継続	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発 【再掲】	→		
◇市民・事業者の温室効果ガス排出量の調査、削減啓発	→		
◇市民・事業者のBDF燃料の利用促進	→		
◇環境率先実行計画の計画的な推進 【再掲】	→		
◇庁内でのBDF燃料の使用推進	→		
◇GND基金、みやぎ環境税を活用した、公共施設への太陽光発電設備の設置及びLED照明の導入推進	→		
◇住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するための支援策の検討	→		

※再生可能エネルギー／エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。

重点施策6

環境に配慮した交通体系の整備

■ 概要

中心部の渋滞を解消し、自動車交通量の増加に伴う環境汚染物質の排出を抑制するために、JR駅や中心市街地を拠点とした市内循環バスや駐輪場の整備、市民等に対する自家用車利用の抑制の啓発などの施策を一体的に展開し、公共交通機関の充実・活用を市民の声を取り入れつつ推進していきます。

また、バリアフリーの推進や環境にやさしいバスの導入などを検討し、誰もが利用しやすく、環境にやさしい公共交通の整備を進めていきます。

■ 施策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
M 環境に配慮した交通体系の整備を進める			
◇市内循環バス路線の整備・充実	→		
◇バス路線ダイヤの充実	→		
◇BDFなどのクリーンな燃料の活用、排気ガス規制に適合する車両の導入等について検討	●	→	
◇環境配慮行動指針の普及・啓発【再掲】	→		

重点施策7

身近な環境問題を改善するしくみづくり

■ 概 要

市民が環境問題に対する確かな判断や対応ができるよう、PM2.5や放射性物質などの情報を、市民と共有できる体制をつくっていきます。

また、景観計画に基づく景観形成の推進、美化活動団体への支援などにより、地域住民や事業者が地域の美化などについて、官民一体となって取り組めるしくみづくりを進めていきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
R 廃棄物の適正処理を推進する			
◇ごみ集積所環境整備の支援	→		
X 環境美化を推進する			
◇美化活動の取り組み団体などに対する支援	●	→	
◇景観計画に基づく景観形成の推進【再掲】	●	→	
Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める			
◇酸性雪・PM2.5・放射性物質モニタリング調査の継続、情報提供	→		
◇地区と連携した環境への取り組みの推進	●	→	

重点施策8

地域の教育力を活用した環境学習プログラムの充実

■ 概要

地域の自然・文化や環境活動に取り組んでいる人々など、地域の教育力を活用した環境学習のプログラムを作成・充実し、学校における総合的学習の時間や社会・理科の学習に取り入れていくとともに、生涯学習*としての活用も進め、まち全体の環境に対する意識の向上を図っていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
S 環境教育・学習を推進する			
◇環境学習プログラムの作成、提供	→		
◇小中学校総合的学習及び体験学習の推進	→		
◇環境教育副読本の作成、活用	→		
◇市民と行政との協働による景観形成	- - - ● →		

*生涯学習／乳幼児から老年までのその人間の発達段階に応じて、学校教育・社会教育などの枠を越えて行う学習のこと。基本的にはその人の自発的な学習活動が前提。

重点施策9

環境情報の交流を進める基盤づくり

■ 概要

誰もが環境に関する情報を入手・発信でき、化学物質などの新たな環境問題についても情報がすみやかに伝わるような市民・事業者・市双方向での情報交流のしくみをつくっていきます。

また、すべての市民が自らの興味・関心に応じて気軽に情報交流の場に参加し、意見が語られるしくみをつくっていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
T 環境情報の共有化を進める			
◇出前講座などの開催、参加促進	→		
◇環境情報コーナーの利用方法等の普及・啓発	→		
◇市民・事業者・市の環境情報共有ツールとしての環境情報コーナーの活用・充実	→		
◇環境に関わる動向、市民・事業者等の需要に応じた環境情報の更新・提供	→		
V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇「(仮称)環境基本計画推進協議会」の設置の検討	- - - ● →		
◇市民・事業者・市の交流機会の拡大	→		
P 環境汚染を未然に防止する			
◇わかりやすい環境情報の提供	→		

重点施策10

市民・事業者の参加・活動を促し、支援するしくみづくり

■ 概要

市民や事業者が環境活動に興味を持ち主体的に取り組んでいけるよう、啓発活動や情報提供を市民と連携して進めるとともに、経済的な支援や学習機会の提供などにより、環境NPO・市民活動団体等の活動を多面的に支援していきます。

また、定期的な市民懇談会の開催や審議会など、市民が環境施策策定過程に参加できる機会の拡大を図っていきます。

■ 施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
T 環境情報の共有化を進める			
◇環境情報コーナーの利用方法等の普及・啓発【再掲】	→		
◇市民・事業者・市の環境情報共有ツールとしての環境情報コーナーの活用・充実【再掲】	→		
◇環境に関わる動向、市民・事業者等の需要に応じた環境情報の更新・提供【再掲】	→		
U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する			
◇環境活動サポートシステムの整備	- - - ● →		
V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇環境審議会委員等の市民公募、定期的な懇談会の開催	→		

重点施策11 環境配慮行動の推進

■ 概 要

市民や事業者のモデルとなるよう市が率先して実行計画をつくり、環境配慮に取り組むとともに、市民生活と地球環境の結びつきや、生活の中で環境に配慮して取り組むべきことを発信していきます。

そして、市民が日常的に環境配慮に取り組めるよう、行動指針の普及に努め、広く市民に環境に優しいライフスタイルを呼びかけていきます。

また、ISO14001取得の推進など、事業者による環境活動を積極的に支援していきます。

■ 施 策

施 策	実施時期		
	短期	中期	長期
W 環境に配慮した行動を推進する			
K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する			
◇環境率先実行計画の計画的な推進 【再掲】	→		
◇環境配慮行動指針の普及・啓発 【再掲】	→		
◇事業者によるISO14001取得 の推進	---	●	→

第6章

環境行動指針（市民・事業者の取組）

1. 市民・事業者の環境配慮のための行動指針
2. 土地利用における環境配慮指針

第6章 環境行動指針（市民・事業者の取組）

今日の環境問題は、廃棄物の増大や資源・エネルギーの大量消費など、私たちの日常生活や事業活動と関わりの深いものが増えてきています。

今後、環境を守っていくためには、このような環境問題の特性を理解し、私たちが自主的かつ積極的に環境の保全と創造に向けた取り組みを日常生活や事業活動の中で行っていく必要があります。

ここでは、日常生活や事業活動を営むうえで市民・事業者に期待される、環境配慮のための行動指針及び、土地利用面からの環境配慮指針を示しています。

1 市民・事業者の環境配慮のための行動指針

（1）市民の環境配慮のための行動指針

この行動指針は、本市の現況、近年の社会的な環境への取り組み動向などを踏まえ、前計画（第1次塩竈市環境基本計画）の見直しを行い、環境を守っていくために日常生活の中で市民一人ひとりに期待される配慮事項を3つの環境像ごとに関連づけ、具体的な行動例として示したものです。

■ 市民の環境配慮のための行動指針と具体的な行動例

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	
共生	生活の中で身近に海を感じるために	<自然とのふれあいをもちましょう。> <ul style="list-style-type: none"> ・浦戸諸島や伊保石公園の自然を楽しみましょう。 ・塩竈の海の魅力を再発見しましょう。 ・自然観察会や環境調査などへ参加、協力しましょう。 ・ごみはきちんと持ち帰るなどの自然を守るマナーを身につけましょう。 	
		<塩竈が持つ地域の文化や特性を大切にしましょう。> <ul style="list-style-type: none"> ・塩竈らしい景観形成を一人ひとりが心がけましょう。 ・伝統的なお祭りなどの行事でも、環境に対する配慮を心がけましょう。 ・地場の食材をおいしく食べるために塩竈の環境について考えてみましょう。 	
	自然を守り、自然や景観を守り、活用するために	自然を守り、まちの緑を育てるために	<まちの緑を守り育てましょう。> <ul style="list-style-type: none"> ・庭、ベランダ、屋上などで身近な緑を育てましょう。 ・庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないようにきちんと管理しましょう。 ・空き地などは、隣家の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。 ・自生する植物は持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物などの生き物を大切にしましょう。 ・身近な生き物に関心をもち、多様な生き物が関わりあう生態系から得られる恵みについて考えてみましょう。
			<公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。> <ul style="list-style-type: none"> ・環境関連団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。 ・緑化募金や緑化基金[※]に協力しましょう。 ・公園や緑をつくる活動に積極的に参加しましょう。

※緑化基金／都市の緑化を図るための基金。市民からの寄付金を積み立て、その利息を用いて個人の住宅の生け垣の助成等を行う。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例
循環	地域循環型の都市を目指して	<p><ごみの排出が少ない買い物に努める。></p> <ul style="list-style-type: none"> • ごみにならないよう unnecessaryなものは買わないように心がけましょう。 • 買い物袋を持参して、包装を断るようにしましょう。 • 紙コップや紙皿などの使い捨て製品は、なるべく使用しないようにしましょう。 • トレイやパックを使っていない、ばら売りなどの簡易包装の商品の購入に努めましょう。 • 長期間の使用が可能な修理体制が充実している製品の購入に努めましょう。 • シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品の購入に努めましょう。 • 再使用又はリサイクルのルートが確立しているものの購入に努めましょう。
		<p><リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の購入に努める。></p>
		<ul style="list-style-type: none"> • エコマーク※、グリーンマーク※などの表示のある製品の購入に努めましょう。 • ノートやトイレットペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品の購入に努めましょう。 • 省エネになり電気代の節約にもなるので、効率の良い電化製品の利用を検討しましょう。 • 野菜などを購入する際は、旬のものや地場産のもの、有機農産物などの購入に努めましょう。 • 乗用車などを買うときは、有害物質の排出抑制のため、エコカーの購入を検討しましょう。 • 家の新築、改築などを行うときは、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について検討しましょう。

※エコマーク／（財）日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業のシンボルとして、アルファベットの e（エコロジー、アースの頭文字）を図案化したもの。特定フロンを使わないスプレーや再生紙を利用した冊子など、環境の保全に役立つものとして認定を受けた商品に表示される。

※グリーンマーク／（財）古紙再生促進センターが、古紙を再生利用した製品であることを認定し、表示するマークのこと。緑化推進と自然保護を目的として実施されているもので、学校や町内会・自治会などでマークを集め事務局へ送ると、苗木やリサイクルノートなどと交換できるしくみ。1981（昭和56）年制定。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例
循環	地域循環型の都市を目指して	<p>＜日常生活におけるごみの減量化に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不用になったものは、譲りあったり、バザーやフリーマーケットを活用しましょう。 ・ 生ごみは、堆肥化して利用するなど減量の工夫をしましょう。 ・ 生ごみは水を良く切って出しましょう。 ・ 衣料品や電化製品は、大切に使って、すぐにごみにならないようにしましょう。 ・ 町内会やこども会などが実施する集団回収などのリサイクル活動へ参加、協力しましょう。 ・ 販売店が行うトレイやペットボトル、ビンなどの回収を積極的に利用しましょう。
		<p>＜日常生活における電気の節約に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な照明は消しましょう。 ・ 電化製品のスイッチはこまめに消しましょう。 ・ 待機電力の消費量は大きいので、電気製品の使い方を工夫しましょう。 ・ 冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に設定温度を調節しましょう。 ・ 冷蔵庫には適量を入れ、ドアの開閉回数は少なくしましょう。 ・ 掃除機のフィルターなどはこまめに掃除しましょう。 ・ 環境家計簿※などを活用しながら日常生活を見直してみましょう。
		<p>＜日常生活におけるガス・灯油などの節約に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、こまめに掃除しましょう。 ・ ガスコンロの火が外へ大きくはみださないように使用しましょう。 ・ お風呂には、家族が続けて入るようにしましょう。 ・ 濡れたままやかんや鍋を火にかけないようにしましょう。

※環境家計簿／日々の生活において環境に影響を与える行動を記録し、集計、採点するチェックリストのこと。家庭で、電力・ガス、石油などの消費量をCO₂に換算するなどして記録する家計簿。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例
循環	地域循環型の都市を目指して	<p>＜水の有効利用や生活排水の適切な処理に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を流し放しにしないようにしましょう。 • 雨水を溜めることで有効に使えるので工夫してみましょう。 • お風呂の残り湯は、洗濯水などに利用しましょう。 • 食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。 • 食器や鍋などは、油汚れを拭き取ってから洗いましょう。 • 三角コーナーや排水口に水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。 • 合成洗剤の使用を控え、環境にやさしい石鹸を適量使用しましょう。
		<p>＜自動車の使用をできるだけ控えるように努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車利用を控え、できるだけ循環バスや電車を利用しましょう。 • 同じ方向に移動するときは、できるだけ相乗りするようにしましょう。
		<p>＜環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転はやめましょう。 • トランクを整理し、不必要な荷物は載せないようにしましょう。 • アイドリングストップを心がけましょう。 • タイヤの空気圧は燃費に影響するので、適正な空気圧にしましょう。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例
循環	快適で安全な生活環境を確保するために	<p>＜家庭ごみの適正な処理に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみは決められた回収日に決められた方法で出しましょう。 空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出しましょう。 テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機の処分は、自己負担で適正に行いましょう。 ダイオキシン類[*]の発生を抑えるため、庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
		<p>＜マナーを守って生活公害の発生防止に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物などを飼うときは、糞尿などをきちんと処理しましょう。 近所迷惑となる騒音や振動を出さないように気配りしましょう。 たばこや空き缶、空きビン、ペットボトルなどのポイ捨てはやめましょう。 釣り糸の放置は野生生物を傷つけるなどの原因になるため、きちんと後始末をしましょう。
		<p>＜新しい環境問題への対処に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境や健康に配慮し、除草剤や殺虫剤は適量を正しく使いましょう。 化学物質など、新しい環境問題に関する正しい知識や情報を得て生活を見直しましょう。 健康の安全に配慮し、有害な化学物質の使用を避けましょう。
参加	環境について知る・学ぶために	<p>＜環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境問題について調べたり、家族や周りの人と話し合しましょう。 市や環境関連団体などが主催する環境保全活動や学習会へ参加しましょう。 周囲と協力しあって、環境保全活動や学習会を企画して、開催しましょう。 環境家計簿などを活用しながら日常生活を見直してみましょう。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題や、日常生活が環境に与える影響についての情報を共有しましょう。 化学物質など、新しい環境問題に関する正しい知識や情報を得て生活を見直しましょう。【再掲】

^{*}ダイオキシン類／ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっている。

(2) 市民の環境配慮のための重点行動指針

この重点行動指針は、市民生活の実態を考慮し、特に優先的に取り組むべき行動指針を抽出し、それぞれの具体的な行動例を示したものです。

■ 市民の環境配慮のための重点行動指針と具体的な行動例

重点行動指針	具体的な行動例
家庭ごみの適正な処理に努める。	<ul style="list-style-type: none">・ごみは決められた回収日に決められた方法で出しましょう。・ダイオキシン類の発生を抑えるため、庭先などでのごみの焼却はやめましょう。・空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出しましょう。
日常生活における電気の節約に努める。	<ul style="list-style-type: none">・待機電力の消費量は大きいので、電気製品の使い方を工夫しましょう。・環境家計簿などを活用しながら日常生活を見直してみましょう。
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	<ul style="list-style-type: none">・自家用車利用を控え、できるだけ循環バスや電車を利用しましょう。
公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。	<ul style="list-style-type: none">・公園や緑をつくる活動に積極的に参加しましょう。・環境関連団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。
環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	<ul style="list-style-type: none">・市や環境関連団体などが主催する環境保全活動や学習会へ参加しましょう。・周囲と協力しあって、環境保全活動や学習会を企画して、開催しましょう。

(3) 事業者の環境配慮のための行動指針

この行動指針は、事業者に期待される環境配慮行動を、3つの環境像ごとに関連づけ、具体的な行動例を示したものです。

また、主に対象となる事業主体や、環境配慮製品の購入や活動への参加など、市民の協力が必要な行動例について、該当する項目を示しています。

■ 事業者の環境配慮のための行動指針と具体的な行動例

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
共生	生活の中で身近に海を感じるために	<海を活用し、ふれあいの場をつくる。>						
		・マリントーリズムを推進し、市民との交流を進めましょう。					○	○
		・マリンスポーツなどのレジャーの推進に努めましょう。					○	
		・事業所内外の海辺に市民が海と親しめるオープンスペースを設けましょう。	○	○	○	○	○	
		・海辺の情緒を感じさせる倉庫などの建造物を保全しましょう。	○	○	○	○		
		<海の環境保全に努める。>						
		・動植物の生息機能を高めるようにしましょう。					○	
		・海の持つ公益的機能を理解し、環境に配慮した漁業を進めましょう。					○	
		・資源管理型のつくり育てる漁業を推進しましょう。					○	
		・養殖場などは適正に管理し、海底に有機物が堆積しないようにしましょう。					○	
		・海の清掃などで漁場の美化を進めましょう。					○	○
		・松島湾の景観を損なわない漁場づくりに努めましょう。					○	

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
共生	自然を守り、 まちの緑を育てるために	<自然環境に配慮した事業活動に努める。>						
		・地域の自然環境に負荷をかけない事業活動を進めましょう。	○	○	○	○	○	
		・自然環境に配慮した土地利用を進めましょう。	○	○	○	○	○	
		・市が行う自然環境保全施策に協力しましょう。	○	○	○	○	○	
		<自然環境保全活動への協力に努める。>						
		・市や環境保全団体などが実施する活動に協力・参加しましょう。	○	○	○	○	○	○
		・自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。	○	○	○	○	○	
		<緑化に対する協力・支援に努める。>						
		・地域における緑化活動へ協力・支援しましょう。	○	○	○	○	○	○
		・敷地や建物の緑化とともに、快適なオープンスペースの整備を進めましょう。	○	○	○	○	○	
	自然や伝統的な景観を守り活用するために	<周辺の自然や景観などに配慮した建築を推進する。>						
		・工場などを建設するときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。	○	○	○	○	○	
		・看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。	○	○	○	○	○	
		・建築物などの色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにしましょう。	○		○			
<地域の伝統的な景観の保全に努める。>								
・歴史的景観の保全へ協力・支援しましょう。		○	○	○	○	○		
・歴史を感じられるまち並みづくりに参加・協力しましょう。	○	○	○	○	○			

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	地域循環型の都市を目指して	<リサイクル製品や省エネ製品などの購入に努める。>						
		・エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品の購入に努めましょう。	○	○	○	○	○	
		・OA機器などの電化製品を購入するときは、省エネルギー効果の高い製品の購入に努めましょう。	○	○	○	○	○	
		・再生品リサイクル品を積極的に利用していきましょう。	○	○	○	○	○	
		・計画を立て、必要な物を必要分だけ買うようにしましょう。	○	○	○	○	○	
		<職場における電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。>						
		・電化製品やOA機器、不要な照明のスイッチはこまめに消しましょう。	○	○	○	○	○	
		・エレベーターなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。	○	○	○	○	○	
		・冷房は28℃、暖房は20℃を設定温度の目安としましょう。	○	○	○	○	○	
		・定期的に事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。	○	○	○	○	○	
		・業務時間の合理化を図りましょう。	○	○	○	○	○	
		<職場における水の節約に努める。>						
		・節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。	○	○	○	○	○	
		・洗車などのときには、水を流し放しにしないようにしましょう。	○	○	○	○	○	
		・雨水貯留施設の設置などにより、水を有効利用しましょう。	○	○	○	○	○	

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	地域循環型の都市を目指して	<職場におけるリユース・リサイクルを推進する。>						
		・両面印刷・両面コピーを心がけましょう。	○	○	○	○	○	
		・ミスコピーや使用済みのコピーの裏面を利用しましょう。	○	○	○	○	○	
		・会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量としましょう。	○	○	○	○	○	
		・不用となった事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。	○	○	○	○	○	○
		・地域の集団回収や不用品交換会などの活動に協力や支援しましょう。	○	○	○	○	○	○
		・生ごみの堆肥化など、ごみ減量化の工夫をしましょう。		○	○		○	
		・ごみの分別を徹底しましょう。	○	○	○	○	○	
		<省エネルギー型や新エネルギー型の建築に努める。>						
		・省電力機器の採用を検討しましょう。	○	○	○	○	○	
		・断熱、通風、採光性などに配慮した設計をしましょう。	○	○	○	○	○	○
		・再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討しましょう。	○	○	○	○	○	
		<雨水の有効利用に配慮した敷地の管理に努める。>						
		・敷地における土の面の確保や透水性舗装*の導入により、雨水の有効利用に配慮しましょう。	○	○	○	○	○	

※透水性舗装／道路や駐車場などの舗装面上に降った雨水を、すきまが多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果が期待される。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	地域循環型の都市を目指して	<事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努める。>						
		・工場や事業所における省エネルギー対策や新エネルギーの導入を進めましょう。	○	○	○	○	○	
		・製造・輸送過程での温室効果ガスの排出を抑制しましょう。	○	○	○	○	○	
		<省エネルギー・省資源に配慮した建築物づくりの推進に努める。>						
		・省エネルギー型の建築物づくりを進めましょう。	○					○
		・型枠用熱帯木材などの使用を削減しましょう。	○					
		<省エネルギー・省資源型製品の開発・製造に努める。>						
		・エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を開発・製造しましょう。		○				
		<ごみの減量化・再資源化に適した製品の開発・製造に努める。>						
		・リサイクル、リユースに配慮した製品を開発・製造しましょう。		○				
		<事業活動におけるごみの減量・リサイクルの推進に努める。>						
		・廃棄物の再資源化に向け事業者間の協力を検討しましょう。	○	○	○	○	○	
		・製造工程の効率化、排熱の有効利用など省エネルギー対策を進めましょう。		○				
		・製造工程から排出される廃棄物を減量・リサイクルしましょう。		○				
・再資源化が可能な建設副産物※などは有効利用しましょう。	○							

※建設副産物／建設工事に伴い発生する廃棄物のこと。建設廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材など）及び建設発生土（建設工事の際に搬出される土）の総称。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	地域循環型の都市を目指して	＜リサイクルや省エネに配慮した商品などの販売に努める。＞						
		・エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を販売しましょう。			○		○	
		・リサイクル製品や省エネ商品を販売しましょう。			○		○	
		＜容器包装の減量化とリサイクルを推進する。＞						
		・包装紙や使い捨て容器の使用を減らしましょう。			○			
		・チラシ・ポスターに再生紙を使用しましょう。			○			
		・ポリ製買い物袋の使用を減らすよう消費者に呼びかけましょう。			○		○	
		＜地球温暖化防止策を推進する。＞						
・消費者に地球温暖化に関する情報や省エネルギーの方法などの情報を提供しましょう。	○	○	○	○	○	○		

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	環境負荷の少ないまちをつくるために	<自動車の使用をできるだけ控えるように努める。>						
		・出張などではできるだけ公共交通機関を利用しましょう。	○	○	○	○	○	
		・近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。	○	○	○	○	○	○
		・社内におけるノーマイカーデー※などを実践しましょう。	○	○	○	○	○	
		<汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努める。>						
		・下水道などが整備された地区では、すみやかに接続しましょう。	○	○	○	○	○	
		快適で安全な生活環境を確保するために	<ダイオキシンの発生を抑制する。>					
	・ダイオキシン類の発生の原因となる塩化ビニールはできるだけ使用を控えましょう。		○	○	○	○	○	
	<事業ごみの適正処理に努める。>							
	・ごみは決められた方法で処分しましょう。		○	○	○	○	○	
	・有害化学物質などは適正に処理しましょう。		○	○	○	○	○	
	・ダイオキシン類の発生を抑えるため、簡易焼却炉などでのごみの焼却はやめましょう。		○	○	○	○	○	
	<屋外照明の適正化に配慮する。>							
	・光害※防止のためネオンや屋外照明の時間帯、場所、照明方法に配慮しましょう。	○	○	○	○	○		

※ノーマイカーデー／日を決めて不要不急の自動車利用を自粛する呼びかけのこと。大気汚染や違法駐車、道路渋滞、交通事故などの自動車公害問題解消の方策として、期待されている。

※光害／夜、照明の光による害のこと。特に、天体観測の妨げや野鳥の生態に悪影響を与える光をいう。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	快適で安全な生活環境を確保するために	<事業活動からの公害防止に努める。>						
		・大気汚染、水質汚濁、悪臭や騒音を発生させないよう従業員への技術的指導を徹底しましょう。	○	○	○	○	○	
		・悪臭防止のための調査や研究を推進しましょう。	○	○	○	○	○	
		・トラックなどの自動車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。	○	○	○	○	○	
		・防音施設などを整備しましょう。	○	○	○	○	○	
		・低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。	○	○	○	○	○	
		・カラオケや拡声器などを使用するときは、音量や時間帯に十分注意しましょう。			○			
		<低公害車*などの環境負荷の少ない車の導入と利用に努める。>						
		・低公害車を積極的に導入しましょう。	○	○	○	○	○	
		・バイオディーゼル燃料を活用しましょう。				○		
		<環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。>						
		・不必要なアイドリングはやめましょう。	○	○	○	○	○	
		・急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転はやめましょう。	○	○	○	○	○	
		・不必要な荷物は載せないようにしましょう。	○	○	○	○	○	
		・自動車の整備点検はこまめにしましょう。	○	○	○	○	○	

※低公害車／従来の自動車に比べ、大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車の総称。
低燃費車、電気自動車など。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	快適で安全な生活環境を確保するために	＜脱フロン型の生産体制の整備に努める。＞						
		・フロンを使用しない製品の製造を進めましょう。	○	○	○	○	○	
		＜工事にともなう廃棄物は適正に処理する。＞						
		・建設作業などを実施するときは、騒音・振動の少ない建設機材などを使用しましょう。	○					
		・廃材や鉄筋などの廃棄物は、適正に管理しましょう。	○					
		・再資源化できない廃棄物は、適正に処理しましょう。	○	○	○	○	○	
		＜環境負荷の少ない製品の開発・製造に努める。＞						
		・ダイオキシン類を発生しない製品を開発・製造しましょう。		○				
		・自然界で分解される素材を活かした製品を開発・製造しましょう。		○				
		＜水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努める。＞						
		・排水の管理体制を整備しましょう。		○				
		・排水処理施設の整備充実を図りましょう。		○				
		・定期的に排水の水質調査を実施しましょう。		○				

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	快適で安全な生活環境を確保するために	＜大気汚染防止対策の充実に努める。＞						
		・ベンゼンやトリクロロエチレンなどの有害化学物質を排出しないよう管理を徹底しましょう。		○				
		・施設の管理を徹底しましょう。		○				
		・大気汚染防止のための測定や調査・研究を推進しましょう。		○				
		・共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めましょう。		○	○	○		
		・配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図りましょう。				○		
		＜安全な商品などの販売に努める。＞						
		・農産物は地場産のものや有機栽培のものを進んで販売しましょう。			○		○	
		＜廃棄物の適正処理に努める。＞						
		・廃棄物処理の担当者を置きましょう。			○			
		・廃棄物の適正管理、適正処理に努めましょう。			○			
＜廃棄物の管理の徹底に努める。＞								
・廃棄物処理に関する情報を公開しましょう。	○	○	○	○	○	○		

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
循環	快適で安全な生活環境を確保するために	<地域住民の安全対策を徹底する。>						
		・緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。		○				
		・市民、市、事業者間の情報交換に努め、日頃からリスクコミュニケーション※を行いましょう。	○	○	○	○	○	○
		<低公害車などによる輸送とエコドライブに努める。>						
		・過積載しないように十分注意しましょう。	○	○	○	○	○	
・輸送車用の最短走行ルートを選定しましょう。				○				
参加	環境について知る・学ぶために	<環境教育の推進に努める。>						
		・環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。	○	○	○	○	○	
		・職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。	○	○	○	○	○	
		・環境に関する情報を広く市民に公開しましょう。	○	○	○	○	○	○
		<市やNPOなどが行う環境学習会などへの協力に努める。>						
		・市や市民との交流の場や環境協働事業に積極的に参加しましょう。	○	○	○	○	○	○
		<地域の環境保全活動を推進する。>						
・地域で行う環境保全活動へ参加・支援しましょう。	○	○	○	○	○	○		
<職場における環境保全活動を推進する。>								
・環境保全活動を企画してみましょう。	○	○	○	○	○			

※リスクコミュニケーション／化学物質の影響等、環境に対する危険性に関する正確な情報を行政・事業者・国民等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

環境像	項目	行動指針と具体的な行動例	対象となる事業主体					市民の 関わり
			建設業	製造業	販売・ 飲食業	運輸・ 流通業	漁業・ 農業・ その他	
参加	環境について知る・ 学ぶため	<環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進する。>						
		・ ISO14001 認証取得に向けて取り組みましょう。	○	○	○	○	○	
		・ 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。	○	○	○	○	○	
		・ 環境保全のための担当部署設置を検討しましょう。	○	○	○	○	○	

2 土地利用における環境配慮指針

土地は限りある貴重な資源であり、土地利用行為の際には安全性を確保しつつ適切な環境配慮を行うことが必要です。

ここでは、開発事業などでの土地利用に関し、安全性を確保することを前提とし、一般的に環境に配慮すべき事項を示しています。

■ 土地利用における環境配慮指針

項目	土地利用における環境配慮指針
身近な海辺の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 良好な樹林地や海辺をできるだけ保全するとともに、それらを生かした、うるおいとやすらぎのある空間を形成するように努める。 親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出を推進する。
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴うような事業はできるだけ避ける。 ビオトープ（野生生物の生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造の手法により、地域の健全な生態系の維持に配慮する。 護岸整備等における多自然型工法の採用など、水生生物や水辺植物等の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系に配慮する。
自然や伝統的な景観の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然的景観資源は残すように努める。 歴史的文化的資源の保存に影響を及ぼすような事業は避けるように努める。 建築物の周辺は緑化するなど、良好な景観形成に努める。 商業や工業系の整備に当たっては、建築物や駐車場、構造物の周辺は緑化するなど、良好な景観形成に努める。また、オープンスペースを十分確保するように配慮する。
環境負荷の少ないまちの基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音、雨水流出量、廃棄物等を著しく増加させないように配慮する。 駐車場等を十分に確保し、交通渋滞やそれに伴う公害を発生させないように配慮する。
快適で安全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 周辺土地利用との整合を図る。 道路の整備に当たっては、大気汚染や騒音、振動等の公害や生活環境への影響に配慮する。 電波障害や日照への著しい影響が生じないように周辺環境に配慮する。

第7章

計画の推進体制

1. 計画の推進組織
2. 計画の進行管理と見直し

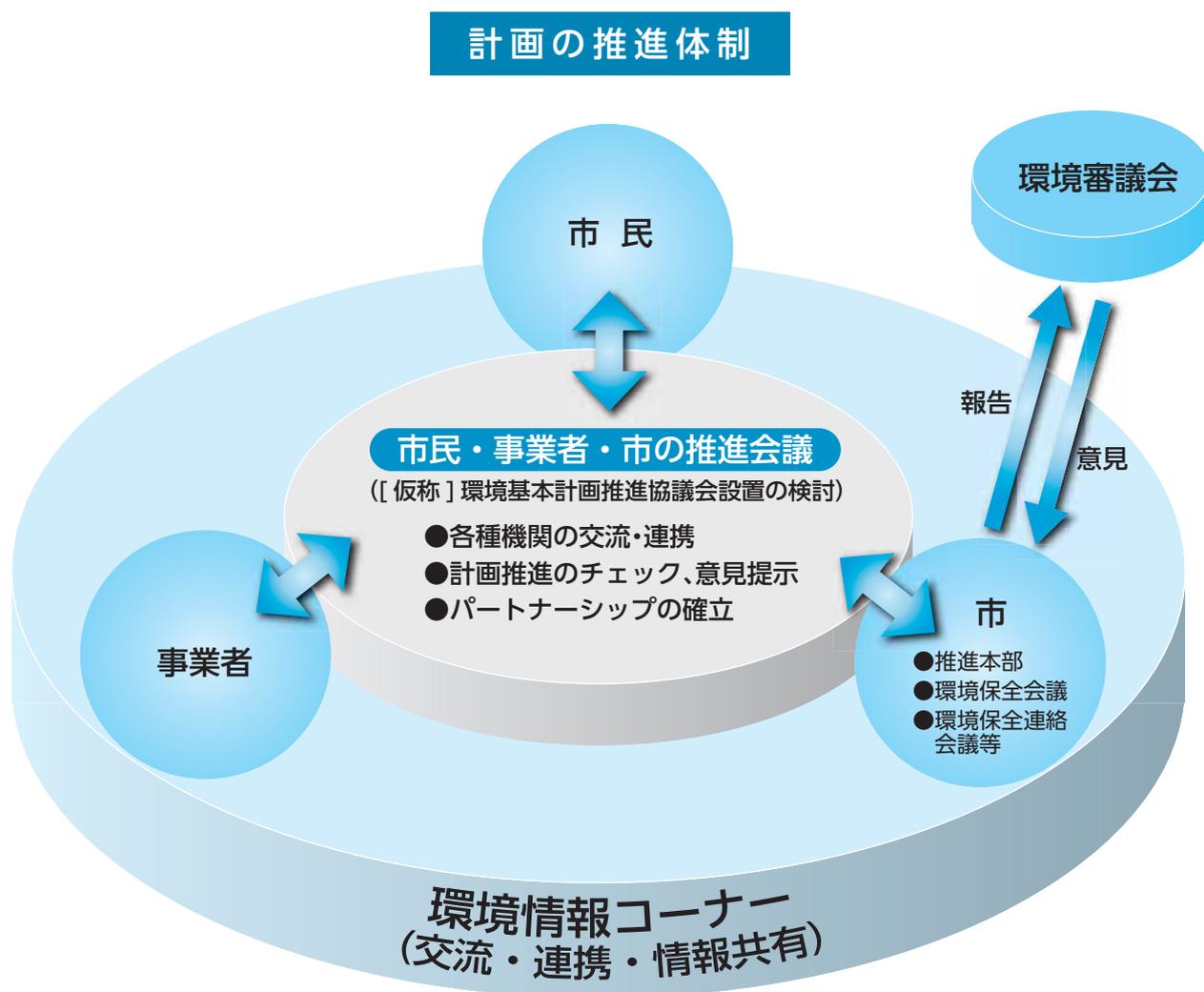
第7章 計画の推進体制

1 計画の推進組織

本計画の推進にあたり、塩竈市環境審議会を計画進行のチェック機関として定期的を開催し、施策・事業の報告及び意見の聴取を行っていくものとします。

また、市民・事業者・市が塩竈の環境や目的意識について共通認識に立つための協議の場として、推進会議（〔仮称〕環境基本計画推進協議会）の設置を検討するとともに、3者の日常的な交流・連携・情報共有のツールとして環境情報コーナーの活用を推進していきます。

本計画の各種施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、市内部の横断的組織である塩竈市環境保全対策推進本部（本部長：市長）、環境保全会議及び環境保全連絡会議を活用し、各種施策で複数の所管に係る事業の調整や、計画の管理、必要な制度等の検討を行っていきます。



2 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理、情報開示

本計画は、施策の達成度をみるための指標に基づき、現況を把握しながら前述の体制によって推進していきます。

また、計画を着実に実施し、その費用対効果や問題点等を把握し、継続的な改善を図るため、次のようなサイクル(PDCAサイクル)により進行管理を実施します。PDCAサイクルとは、施策を企画・立案し(Plan)、施策を実施し(Do)、施策の実施状況の点検や評価をし(Check)、見直しや是正(Action)を継続的に行う管理システムのことです。

さらに、環境審議会への年次報告や意見聴取を行うほか、広報やホームページ等で施策の実施状況などを公表し、会議に参加していない市民や事業者の意見を聴取する機会を設けていきます。

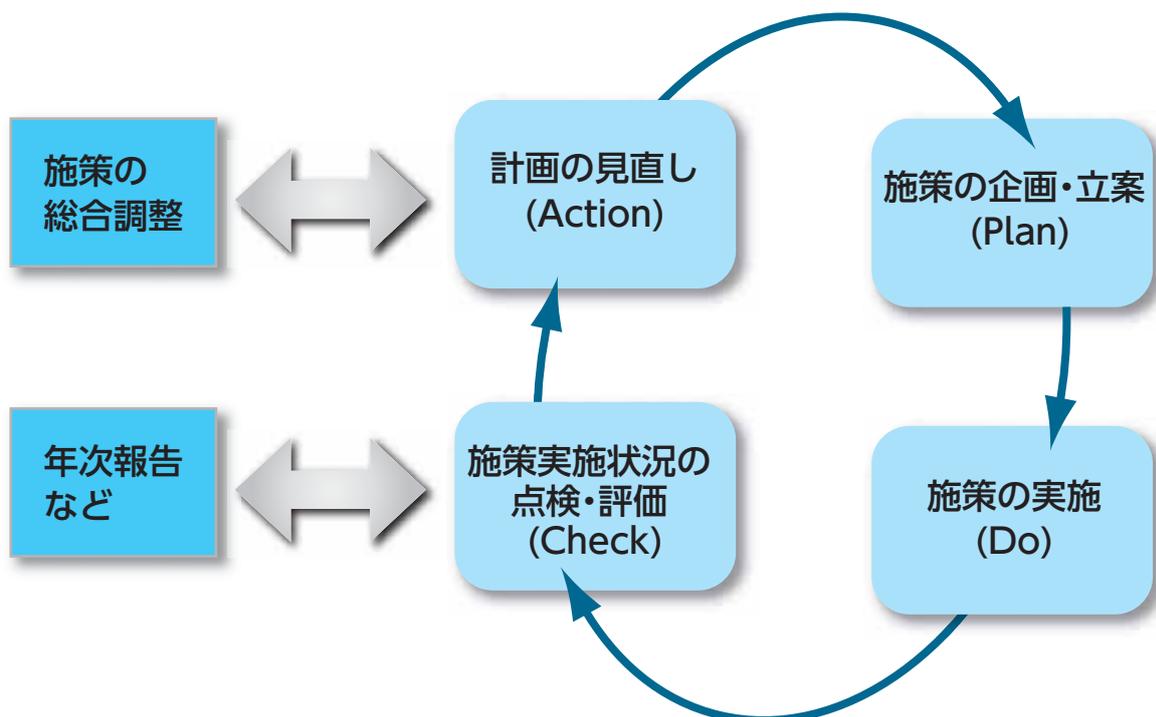
(2) 計画の見直し

指標や施策などは、環境を取り巻く状況の変化や進行状況等によりPDCAで随時見直しを図っていきますが、計画策定後5年を経過した段階で、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の全体的な見直しを行います。

(3) 財政上の措置

本計画に掲げる各種施策を具体化するため、必要な財政上の措置を計画的に行っていきます。

計画の推進管理・見直しのPDCAサイクル

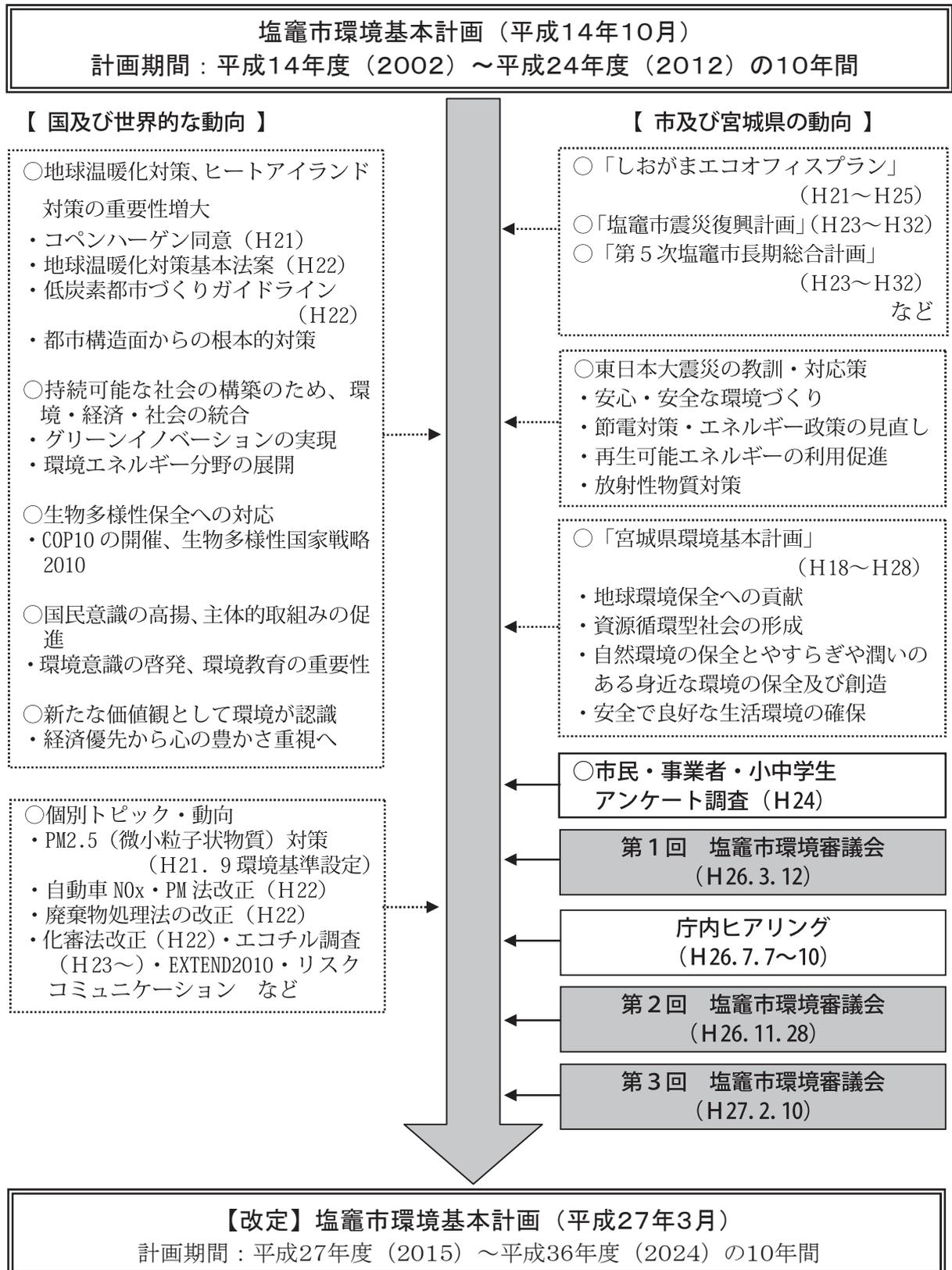


参考資料

1. 計画策定の経緯等
2. 管理指標一覧等
3. アンケート調査の概要
4. 塩竈市環境基本条例
5. 用語解説

1 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯



(2) 塩竈市環境審議会委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	長谷川 信 夫	東北学院大学名誉教授	会長・学識経験者
2	菊 地 立	東北学院大学名誉教授	副会長・学識経験者
3	浅 野 敏 江	塩竈市議会議員	
4	鎌 田 礼 二	塩竈市議会議員	
5	高 橋 輝 兆	宮城県塩釜医師会理事	平成26年度から鳥越委員に替 わって任命
6	下 山 雄 司	塩釜商工会議所議員	
7	阿 部 豊 子	塩竈市婦人会副会長	
8	稲 井 謙 一	塩釜ガス株式会社代表取締役社長	
9	水 間 正 夫	元塩釜市浅海漁業振興協議会副会長	
10	津 田 武 彦	塩釜市水産振興協議会副会長	
11	栗 津 洋 子	みやぎ生活協同組合監事	
12	伊 藤 陽太郎	塩釜市ホタルの里保存会会長	
13	鳥 越 紘 二	宮城県塩釜医師会副会長	平成25年度任命

※敬称略、順不同、役職は平成27年3月現在

2 管理指標一覧等

(1) 管理指標一覧

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(1) 生活のなかで身近に海を感じるまちをつくる	当初	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上を増やすことを目標とします。	水辺のいい場所ランキング認定数	未認定	2倍以上	未認定/—	—	—
	今回	人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を年4回以上開催することを目標とします。	水辺でのイベント開催数	—	—	0回(H24)	4回/年以上	市民が水辺に親しむ機会が増えるよう、四半期に1回以上、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を開催する
	目標の継続	マリゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。	マリゲート塩釜の総利用者数	130万人	150万人維持	119万人(H24)/△	150万人	平成11年水準の総利用者数維持が目標
			船舶利用以外の利用者割合※	44.6%	50%以上	調査未実施/—	50%以上	市民利用の5割以上が目標 ※利用者割合(マリゲート塩釜の総利用者数と船舶利用実績を基に算出)
	当初	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	41.8%	60%以上	28.3%(H24)/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	—	—	28.3%(H24)	50%以上	当初計画策定時の回答率を回復させつつ、その回答率を半数(50%)にすることを目標
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	当初	1人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26%以上にします。	1人あたりの都市公園等面積	8.0㎡	20㎡	17.4㎡/○(H24)	—	—
			街路樹整備率	18.3%	26%以上	18.3%/—(H23)	—	—
	今回	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大します。	1人あたりの都市公園等面積	—	—	17.4㎡	20㎡	当初の目標の継続 →都市マスタープランにおける整備目標(平成27年)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	当初	8箇所以上の公園を再整備します	公園の再整備	0箇所	8箇所	0箇所/—(H24)	—	—
	今回	5箇所以上の公園を整備または再整備します。	公園の整備または再整備箇所数	—	—	0箇所	5箇所	—
	当初	生活排水処理率を99%以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率※	87%	99%以上	99%/◎(H24)	—	—
	今回	生活排水処理率を現況以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率※	—	—	99%(H24)	現況以上	きれいな水環境づくりを進め、自然環境を保全することを目標 ※生活排水処理率 行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合
	目標の継続	市民アンケート調査での「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率を85%に引き上げることを目標とします。	「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率	81%	85%以上	73.4%/○(H24)	85%以上	市民アンケート調査(当初)では、80%を上回っていることから、5ポイント程度増加を見込んだ目標
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	当初	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を4.2km以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業の整備延長	0.1km	4.2km	0.25km(H23)/—	—	—
	今回	自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	自然や伝統的景観を保全・活用することを目標
	当初	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	文化財・史跡サインの設置数	12箇所	40箇所	91箇所/◎(H23)	—	—
	今回	文化財等をネットワークした総合的な案内サインを5箇所以上、整備・更新します。	総合的な案内サインの整備・更新箇所数	—	—	0箇所(H26)	5箇所	文化財等のネットワーク化を目標

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未滿

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	目標の継続	市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることを目標とします。	「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	44.6%	60%以上	41.3%/△(H24)	60%以上	市民アンケート調査(当初)では、50%を下回っており、50%に10ポイント程度増加を見込んだ目標
	目標の継続	リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。	リサイクル率*	16.5%	30%以上	19.5%/△(H24)	30%以上	宮城県循環型社会形成推進計画の目標値(H27)に整合 ※リサイクル率 (市の資源化量+団体回収量)÷(市のごみ総排出量+団体回収量)
(4) 地域循環型の都市をつくる	当初	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を22.4%以上削減(667g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	860g	667g以下(H22)	727g(H24)/○	—	宮城県循環型社会形成推進計画の「県民1人当たりの一般廃棄物の排出量930g/人・日」の目標値(H27)に整合
	今回(目標の継続)	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減(667g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	—	—	727g(H24)	667g以下	
	当初	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4%以上削減(333g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	429g	333g以下(H22)	427g/△(H24)	—	
	今回(目標の継続)	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減(333g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	—	—	427g(H24)	333g以下	

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(4) 地域循環型の都市をつくる	当初	市内の電力消費量を平成7年度レベル(現況より6%減少)にすることを目標とします。	市内の電力消費量	286,675千kwh	269,000千kwh	258,428千kwh/◎(H24)	—	—
	今回	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル(5,949,741GJ)より、5.1%削減することを目標とします。	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率	—	—	5,949,741GJ(H22)	現況より5.1%削減	宮城県の「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の目標値と整合
		再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。	公共施設の太陽光発電量	—	—	50kw(H25)	現況以上	公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を目標
	目標の継続	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	水を出しっぱなしにしないの回答率	81.6%	各項目とも現況以上	85.4%(H24)/◎	各項目とも現況以上	市民アンケート調査の現況では、項目ごとにばらつきがあるが、全体的な取り組みの向上が必要であるため、統一の目標とした ※クリーンエネルギー 化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。
			節水を心がけているの回答率	77.3%		77.2%(H24)/○		
			ごみの分別、再利用に取り組んでいるの回答率	88.6%		91.0%(H24)/◎		
			生ごみを堆肥化しているの回答率	22.7%		16.2%(H24)/△		
			クリーンエネルギー※を利用しているの回答率	7.8%		8.4%(H24)/◎		
			冷暖房の設定温度を調節しているの回答率	74.3%		82.9%(H24)/◎		
			節電を心がけているの回答率	88.1%		91.4%(H24)/◎		
過剰包装をさせないの回答率			52.9%	93.0%(H24)/◎				
ものを大切に使うの回答率	80.8%	81.0%(H24)/◎						

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未滿

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(5) 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	当初	市内循環バスの利用者数を30万人以上に増加することを目標とします。	市内循環バスの利用者数	154,656人(H12)	30万人以上	367,824人(H24)/◎	—	—
	今回	市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。	市民一人当たりの年間の市内循環バスの利用回数	—	—	6.5回/年	現況以上	市民一人当たりの利用回数を現況以上に増やすことを目標
	当初	下水道普及率(計画区域内)を100%にします。	公共下水道普及率	95.7%	100%	99.0%/○(H24)	—	—
	今回	下水道水洗化率を現況以上にすることを目標とします。	下水道水洗化率	—	—	96.7%	現況以上	下水道水洗化率を現況以上に引き上げることを目標
	目標の継続	市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を70%以上に引き上げることを目標とします。	「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	62.3%	70%以上	63.1%/○(H25)	70%以上	市民アンケート調査(当初)に10ポイント程度増加を見込んだ目標
	新規	温室効果ガス排出量を平成22年レベル(461,000tCO ₂)より3.4%削減することを目標とします。	温室効果ガス排出量の削減率	—	—	461,000tCO ₂ (H22)	現況より3.4%削減	宮城県の「地球温暖化対策実行計画」の目標値との整合
(6) 環境を確保する 快適で安全な生活環境	目標の継続	二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。	二酸化窒素(一日平均値の年98%値)	0.032ppm(H12)	0.04ppm以下	0.035ppm(H24)/◎	0.04ppm以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 <環境基準> 二酸化窒素測定値の1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要	
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄に係る環境基準の達成度(一日平均値の2%除外値)	0.009ppm(H11)	環境基準を達成・維持	—/—	—	—	
	今回(目標の継続)	浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成度(一日平均値の2%除外値)	0.076mg/m ³ (H12)	環境基準を達成・維持	一般環境 大気観測局 0.053mg/m ³ (H24)/◎ 自動車排出 ガス測定局 0.045mg/m ³ (H24)/◎	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈環境基準〉 浮遊粒子状物質測定値の1時間値の一日平均値が0.10 mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	
			光化学オキシダントに係る環境基準の達成度(1時間値)	最高値 0.121ppm 年平均値 0.029ppm(H12)	環境基準を達成・維持	最高値 0.081ppm 年平均値 0.034ppm(H24)/—	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈環境基準〉 光化学オキシダント測定値の1時間値が0.06ppm以下	
	目標の継続	騒音に係る環境基準を達成・維持します。	騒音に係る環境基準の達成度						宮城県環境基本計画の目標値に整合
			自動車騒音 昼間	5地点中 1地点			3地点中 0地点 (H24)/—		〈自動車騒音環境基準〉 【要請限度】 地域類型：C区域 昼間：60【75】dB(A)以下 夜間：50【70】dB(A)以下
			夜間	5地点中 0地点					
	環境騒音※ 昼間	3地点中 3地点		環境基準を達成・維持			環境基準を達成・維持	〈騒音に係る環境基準〉 A及びB類型 (一般的な住宅地) 昼間：55dB(A)以下 夜間：45dB(A)以下	
	夜間	3地点中 3地点 (H12)				1地点中 1地点 (H24)/◎			
		※環境騒音／特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。(自動車騒音を測定する際その他の雑音のこと)							

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要	
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	市内の河川の調査地点における BOD の年平均値の平均を 3.0mg/l 以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質 (BOD [※]) の年平均値の平均	4.3 mg/l (H12 6 地点調査平均)	3.0 mg/l	2.48 mg/l (H24 6 地点調査平均)/◎	—	—	
	今回	市内の河川の調査地点における BOD の年平均値の平均を 2.0mg/l 以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質 (BOD [※]) の年平均値の平均	—	—	2.48 mg/l (H24 6 地点調査平均) 新町川 A 1.9 mg/l 新町川 B 0.9 mg/l 宮町川 3.9 mg/l 石田川 A 1.2 mg/l 石田川 B 1.2 mg/l 貞山運河 5.8 mg/l	2.0mg/l 以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※BOD 生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。 〈環境基準〉 公共用水域の全環境基準点における BOD の年間平均値の平均が 2010 年で 2.0 mg/l とする。	
	目標の継続	市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。	市内の海域の調査地点における水質 (COD [※]) の環境基準の達成度	(H12)	(H24)	(H24)	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※COD 化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。 〈環境基準〉 海域・湖沼の水質測定値 A 類型： COD 2mg/l 以下 B 類型： COD 3mg/l 以下 C 類型： COD 8mg/l 以下
			A 類型 (桂島)	2.2mg/l	環境基準を達成・維持	2.6 mg/l (H24)/△			
B 類型 (西浜)			2.1mg/l	上位の環境基準の達成	2.2 mg/l (H24)/◎				
		C 類型 (港橋)	3.1mg/l		3.4 mg/l (H24)/◎				

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	36件	0件	2件(H24) /○	—	—
	今回	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	—	—	2件(H24)	現況よりも少なくする	市民一人ひとりが環境に配慮した生活をおくることにより、苦情がなくなることを目標
(7) 環境について知る・学ぶ機会をふやす	当初	市民環境講座の参加率を60%以上とすることを目標とします。	市民環境講座の参加率※ ※参加定員に対する参加者数の割合	50%	60%以上	—/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での環境講座への参加率を4.7%(H24)から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境講座への参加率	—	—	4.7%(H24)	20%以上	現況の参加率に15ポイント程度増加(5世帯中1世帯の参加)を見込んだ目標
	当初	こどもエコクラブ加入グループ数を小学校区ごとに1つ以上を目標とします。	小学校区ごとのこどもエコクラブ加入団体数	市内全地区で1グループ	1グループ	11団体(H21)/◎	—	※こどもエコクラブP190「用語解説」を参照
	今回	小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動(クラブや総合学習等)への参加率を69.7%(H24)から、現況以上に引き上げることを目標とします。	学校での環境に関する活動(クラブや総合学習等)への参加率	—	—	69.7%(H24)	現況以上	現況の参加率を現況以上に引き上げることを目標
	当初	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの整備	—	H16	—/—	—	—
	今回	塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナー内へのアクセス件数を4,229件(H25)から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境情報コーナー内アクセス件数	—	—	4,229件(H25)	20%以上	現況のアクセス件数から20ポイント程度増加を見込んだ目標

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(8) 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	当初	環境活動団体の登録数、20団体以上を目標とします。	環境活動団体の登録数	2団体	20団体以上	—/—	—	—
	今回	環境活動団体数を12団体以上とすることを目標とします。	環境活動団体数	—	—	7団体(H24)	12団体以上	当初からの伸び率で推移すると想定した目標
	当初	環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに3人以上養成します。	小学校区ごとの環境活動のリーダー・指導員数	—	3人以上	—/—	—	—
	今回	環境活動のリーダー・指導員を養成するため、年4回、養成講座を開催することを目標とします。	養成講座開催数	—	—	0回/年(H24)	4回/年	四半期に1回の開催を目標
	当初	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を60%に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	45.8%	60%以上	29.8%(H24)/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を29.8%(H24)から、50%以上に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	—	—	29.8%(H24)	50%以上	当初計画策定時の参加率を回復させつつ、その参加率を半数(50%)にすることを目標

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	当初	仮称) 環境率先実行計画を平成16年までに策定し、3カ年ごとに見なおしながら推進します。	環境率先実行計画の管理	未策定	平成16年策定3カ年ごとの見直し	策定済み/◎	—	—
	今回	環境率先実行計画を5カ年ごとに見直ししながら推進します。	環境率先実行計画の管理	—	—	—	5カ年ごとの見直し	5カ年ごとに見直しを行っている。
	当初	仮称) 環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50%以上とすることを目標とします。	環境優良企業の認証割合	未認証	50%以上	—/—	—	—
	今回	ISO14001取得企業を現況以上とすることを目標とします。	ISO14001取得企業数	—	—	3社(H26)	現況以上	—
	当初	仮称) 美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	美化推進地区数	未指定	毎年4地区ずつ増加	—/—	—	—
	今回	景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	身近な環境美化を推進することを目標

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	当初	環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10%以上引き上げることを目標とします。	市民の環境配慮のための重点行動指針の項目の実施率	未調査	初回調査時から10%以上に引き上げる	—/—	—	—
	今回	市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	「ごみの分別、再利用に取り組んでいる」の回答率 【重点行動指針】家庭ごみの適正な処理につとめる。	—	—	91.0% (H24)	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
			「節電を心がけている」の回答率 【重点行動指針】日常生活における電気の節約に努める。	—	—	91.4% (H24)	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
			「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率 【重点行動指針】自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	—	—	63.1% (H24)	70%以上	基本目標(5)の管理指標と重複【再掲】
			「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率 【重点行動指針】公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。	—	—	73.4% (H24)	85%以上	基本目標(2)の管理指標と重複【再掲】
			「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率 【重点行動指針】環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	—	—	29.8% (H24)	50%以上	基本目標(8)の管理指標と重複【再掲】

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(10) 東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る	新規	復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。		—	—	—	—	東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図ることを目標
		今後は豊かな自然環境の再生に努めます。		—	—	—	—	

(2) 管理指標見直しの経緯

基本目標1

水辺の保全と創造…生活のなかで身近に海を感じるまちをつくる

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上に増やすことを目標とする。	当初の計画策定時の管理指標は、親水性向上が強く求められていることから設定された指標である。「水辺のいい場所ランキング」を用い管理指標としていたが、より、市民が水辺に親しむ機会が増えるよう、四半期に1回以上、水辺の魅力を楽しめるイベント等を開催する管理指標に見直すこととした。	○目標値：2倍以上 ○H24実績値：未認定 (○H13 実績値：未認定)
	今回	人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を年4回以上開催することを目標とします。		
変更	当初	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることが目標とします。	当初の計画策定時の回答率(41.8%)よりも平成24年の実績値(28.3%)が低くなっており、目標値(60%以上)と大きく隔たりがあるため、当初の計画策定時の回答率を回復させつつ、その回答率を半数(50%)にすることをめざすことに見直すこととした。	○目標値：60%以上 ○H24実績値：28.3% (○H13 実績値：41.8%)
	今回	市民アンケート調査での海と 身近 に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を 50% に引き上げることが目標とします。		

基本目標2

自然と緑の保全と創造…自然を守り、まちの緑を育てる

区分	管理指標		理由	備考
一部削除	当初	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26%以上にします。	街路樹整備率を向上させるためには、新規路線の整備等が必要になること、また現況においては、低木等の植栽が主となっていることを踏まえ、今回の見直しにおいては、管理指標から、市内幹線道路の街路樹整備率を除外することとした。	【都市公園等面積】 ○目標値：20㎡ ○H24実績値：17.4㎡ (○H13 実績値：8.0㎡) 【市内幹線道路街路樹整備率】 ○目標値：26%以上 ○H23実績値：18.3% (○H13 実績値：18.3%)
	今回	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大します。		
変更	当初	8箇所以上の公園を再整備する。	当初の計画策定時は、東西南北の各地区2箇所以上の整備を目標としていたが、平成24年の実績値は0箇所となっており、復興事業等を考慮し、「5箇所」に見直すこととした。	○目標値：8箇所 ○H24実績値：0箇所 (○H13 実績値：0箇所)
	今回	5箇所以上の公園を 整備または再整備 します。		
目標達成による新規指標	当初	生活排水処理率を99%以上に引き上げることが目標とします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成しているが、今後も継続が必要であるため、生活排水処理率を現況(H24 99%)よりも引き上げることに見直すこととした。	○目標値：99%以上 ○H24実績値：99% (○H13 実績値：87%)
	今回	生活排水処理率を 現況以上 に引き上げることが目標とします。		

基本目標 3

自然と都市の景観の保全と創造…自然や伝統的な景観を守り、活用する

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を4.2km以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業が消失したことから、景観計画に基づく景観形成などにより整備を検討することとし、管理指標を見直すこととした。	○目標値：4.2km以上 ○H23実績値：0.25km (○H13 実績値：0.1km)
	今回	自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。		
目標達成による新規指標	当初	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成している。このため、今後は、文化財等のネットワークを考慮した総合的な案内サインを観光拠点（マリングート、塩釜駅、鹽竈神社等）に5箇所以上、整備・更新することを管理指標として設定することとした。	○目標値：40箇所 ○H23実績値：91箇所 (○H13 実績値：12箇所)
	今回	文化財等をネットワークした総合的な案内サインを5箇所以上、整備・更新します。		

基本目標 4

エネルギー・資源、循環環境の保全と創造…地球循環型の都市をつくる

区分	管理指標		理由	備考
一部変更	当初	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を22.4%以上削減（667g以下に）することを目標とします。	当初の計画の管理指標の目標は達成されていないものの、当初の実績値（H13）より改善がみられる管理指標である。このため、今後も当初の管理指標を継続していくこととし、その旨をわかるように管理指標に明記することとした。	○目標値：667g以下 ○H24実績値：727g (○H13 実績値：860g)
	今回	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を、第1次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（667g以下に）することを目標とします。		
一部変更	当初	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4%以上削減（333g以下に）することを目標とします。	当初の計画の管理指標の目標は達成されていないものの、当初の実績値（H13）より若干改善がみられる管理指標である。このため、今後も当初の管理指標を継続していくこととし、その旨をわかるように管理指標に明記することとした。	○目標値：333g以下 ○H24実績値：427g (○H13 実績値：429g)
	今回	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第1次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（333g以下に）することを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	市内の電力消費量を平成7年度レベル（現況より6%減少）にすることを目標とします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成している。 地球温暖化対策は、国の重点分野に位置付けられており、これに関連する本指標については、県の「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」と整合をとり、「省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率」を、新たな管理指標として設定することとした。 また、公共施設への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、公共施設の太陽光発電能力を現況以上にすることを新たな管理指標とした。	○目標値： 269,000kwh ○H24実績値： 258,428kwh (○H13 実績値： 286,675kwh)
	今回	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル（5,949,741GJ）より、5.1%削減することを目標とします。 再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。 		
変更	当初	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	「生ごみの堆肥化」以外は、ほぼ目標値に達している。 基本的に継続的な取り組みが重要であるため、平成24年度の実測値を基準とし、各取り組みの実施率（アンケート回答率）を平成24年度レベル以上に引き上げることを目標とした。	○目標値：実施率の引上げ
	今回	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、平成24年度のアンケート調査結果以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標5

環境負荷の少ない都市環境の創造…環境負荷の少ないまちの基盤をつくる

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	市内循環バスの利用者数を30万人以上に増加することを目標とします。	当初の計画の管理指標は達成している。今後は、平成24年の実績値を踏まえ、左記を新たな管理指標とすることとした。 【参考】 平成24年実績値（367,824人）から、市民一人当たりの利用回数を算出すると、6.5回/年程度となる。現況は2か月に1回程度利用している換算となり、今後は、利用回数を現況以上にすることを目標とする。 $367,824人/年 \div 56,564人$ (H24.12住民基本台帳) \div 6.5回/年	○目標値：30万人以上 ○H24実績値：367,824人 (○H12 実績値： 154,656人)
	今回	市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	下水道普及率（計画区域内）を100%にします。	下水道普及率はほぼ目標に達成しているため、今後は下水道水洗化率（96.7%）を現況以上に引き上げることを新たな管理指標とした。	○目標値：100% ○H24実績値：99.00% (○H13 実績値：95.7%)
	今回	下水道水洗化率を現況以上にすることを目標とします。		
新規	当初	—	地球温暖化対策は、国の重点分野に位置付けられている。 県では、地球温暖化対策実行計画を策定しており、温室効果ガス削減目標を設定している。これを踏まえ、本計画においても、温室効果ガス排出量を平成22年レベルより3.2%削減することを新たな管理指標として盛り込むものとした。 【参考】 県の温室効果ガス削減目標：2020年度における温室効果ガス排出量を基準年（2010年度）比で3.4%削減する。	
	今回	温室効果ガス排出量を平成22年レベル(461,000 t CO ₂)より3.4%削減することを目標とします。		

基本目標6

身近な環境質の向上…快適で安全な生活環境を確保する

区分	管理指標		理由	備考
一部削除	当初	二酸化硫黄 [*] 、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄については、過去の測定結果による基準を十分クリアしており、平成12年度より測定項目から除外した経緯がある。このため、今回の指標から二酸化硫黄を除外することとした。	○目標値：環境基準を達成・維持 ○H24実績値：達成・維持 (○H11 実績値：達成)
	今回	浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。		
目標達成による新規指標	当初	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を3.0mg/l以下とするよう努めます。	当初の計画の管理指標は達成している。このため、今後は、県環境基本計画の指標と整合をとり、BODの年間平均値の平均が2.0mg/lの水準を達成、維持していくことを管理指標とした。 【参考】 県指標：公共用水域の全環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の年間平均値の平均が2010年2.0mg/lとする。	○目標値：3.0mg/l以下 ○H24実績値：各河川で達成 (○H12 実績値：4.3mg/l)
	今回	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を2.0mg/l以下とするよう努めます。		

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	当初の計画策定時においては、36件の苦情があったものが、年々減少している経緯がある。「苦情件数をなくする」ことは、現実的に難しいことから、「苦情件数を現況よりも少なくするよう努める」の表現に見直すこととした。	○目標値：0件 ○H24実績値：2件 (○H13実績値：36件)
	今回	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。		

※二酸化硫黄／硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。化学式 SO₂。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雪のもとになるなど公害の原因物質となる。

基本目標7

環境学習と情報の共有…環境について知る・学ぶ機会をふやす

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	市民環境講座の参加率を60%以上とすることを目標とします。	リサイクル品を活用した工作、せっけんづくり、また、市内小学校や町内会等に対し、施設見学会やごみの出し方講座等を実施してきた経緯がある。 当初の計画策定時においては、環境講座の参加定員に対する参加者数の割合を管理指標として設定していたが、今回の見直しにおいて、市民全体の意向を把握する上で有効的な手法の1つであるアンケート調査を用いる管理指標とすることとした。 参加率については4.7%（H24）→20%（5世帯中1世帯の参加）を目標とした。	○目標値：60% ○H24実績値：— (○H13実績値：50%)
	今回	市民アンケート調査での環境講座への参加率を4.7%（H24）から、20%以上に引き上げることを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	こどもエコクラブの加入グループ数を小学校区ごとに1つ以上を目標とします。	当初の計画策定時におけるエコクラブの加入は、1団体だったものが、平成21年には11団体となったものの、東日本大震災の影響もあり加入数が減少した経緯がある。	○目標値：小学校区ごとに1つ以上 ○H21実績値：11団体 ○H12実績値：1グループ
	今回	小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率を69.7%（H24）から、現況以上に引き上げることを目標とします。	一方、震災後においても、学校での環境に関する活動の取組みは進められており、現況を踏まえ、今回の見直しにおいては、小中学生アンケート調査（学校での環境に関する活動への参加率）を用いる管理指標とすることとした。 参加率については69.7%（H24）→現況以上にすることを目標とした。	
変更	当初	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの施設整備が消失したことから、管理指標を見直す必要がある。	○目標値：H16までに整備 ○H24実績値：未整備 ○H13実績値：—
	今回	塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナー内へのアクセス件数を4,229件（H25）から、20%以上に引き上げることを目標とします。	市民に対する環境に関する情報提供としては、市民協働推進室や図書館などにおいて環境に関わるパネル展等を開催してきた経緯がある。また、ホームページにおいては、「環境情報コーナー」を設けている。このため、今回の見直しにおいて、塩竈市のホームページの環境情報コーナー内へのアクセス件数の向上を目標とした。 アクセス件数については、4,229件（H25）→20%（5,080件）以上に引き上げることを目標とした。	

基本目標 8

環境活動と市民の参加…市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

区分	管理指標	理由	備考
変更	当初 環境活動団体の登録数、20団体以上を目標とします。	現在、市民や事業者による環境活動団体として7団体確認されており、当初の計画策定時（2団体）よりも5団体増えている。また、町内会では、地区内の美化活動なども実施されている。 今回の見直しにおいては、今後も同様の伸び率で推移することを想定し、環境活動団体数を12団体以上に見直すこととした。 【H24環境活動団体】 ・塩竈まちづくり研究所 ・塩竈花「浜街道」をつくる市民の会 ・塩釜市ホテルの里保存会 ・塩竈市花と緑の会 ・塩竈市日本赤十字奉仕団 ・塩竈海道まちづくり研究会 ・塩釜さくらの会	○目標値：20団体以上 ○H24実績値：— (○H13 実績値：2 団体)
	今回 環境活動団体数を12団体以上とすることを目標とします。		
変更	当初 環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに3人以上養成します。	当初の計画策定時は、環境活動のリーダー・指導員数を管理指標としていたが、現況を踏まえ、環境活動のリーダー・指導員を養成するために必要となる講座開催数を管理指標とすることに見直すこととした。 講座開催数は四半期に1回を目標とした。	○目標値：小学校区ごとに3人以上 ○H24実績値：— (○H13 実績値：—)
	今回 環境活動のリーダー・指導員を養成するため、年4回、養成講座を開催することを目標とします。		
変更	当初 市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を60%に引き上げることを目標とします。	当初の計画策定時の参加率（45.8%）よりも平成24年の実績値（29.8%）が低くなっており、目標値（60%）と大きく隔たりがあるため、当初の計画策定時の参加率を回復させつつ、その参加率を半数（50%）にすることをめざすことに見直すこととした。	○目標値：60%以上 ○H24実績値：29.8% (○H13 実績値：45.8%)
	今回 市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を29.8% (H24)から50%以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標9

くらしの中での環境配慮…環境に配慮したくらし方をすすめる

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による変更	当初	仮称) 環境率先実行計画を平成16年までに策定し、3ヵ年ごとに見なおしながら推進します。	環境率先実行計画(しおがまエコオフィスプラン)を策定し、5ヵ年ごとに見直しを行っている状況にあるため、今後は、5ヵ年ごとに見直しをしながら推進することを目標とする。	○目標値: H16策定 ○H24実績値: ー (○H13 実績値: 未策定)
	今回	環境率先実行計画を5ヵ年ごとに見直しながら推進します。		
変更	当初	仮称) 環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50%以上とすることを目標とします。	当初の計画策定時においては、市独自の認証制度による管理指標を設定していたが、環境に関する国際的な標準規格であるISO14001の関心が高まってきていることから、ISO14001取得企業数を管理指標とすることに見直すこととした。	○目標値: 50%以上 ○H24実績値: ー (事業者アクト: 販売業29.8%、事業所全体31.4%) (○H13 実績値: 未認定)
	今回	ISO14001取得企業を現況以上とすることを目標とします。		
変更	当初	仮称) 美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	当初の計画策定時においては、美化推進地区の増加を管理指標としていたが、現在、塩竈市景観計画を策定中であり、この中で各地域の景観形成の方向性が示される予定である。このため、今回の見直しにおいては、景観計画に基づく景観形成を推進していくことを管理指標とすることとした。	○目標値: 毎年4地区増加 ○H24実績値: ー (○H13 実績値: 未指定)
	今回	塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。		

区分	管理指標	理由	備考
変更	当初	<p>環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10%以上引き上げることを目標とします。</p>	<p>○目標値：10%引上げ ○H24実績値：— (○H13 実績値：未調査)</p>
	今回	<p>市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。</p> <p>2. 日常生活における電気の節約に努める。 →市民アンケートの「節電を心がけている」の回答率を現況（H24 91.4%）以上とする。（基本目標4の管理指標と重複【再掲】）</p> <p>3. 自動車の使用をできるだけ控えるように努める。 →市民アンケートの「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率を現況（H24 63.1%）から、70%以上に引き上げる。（基本目標5の管理指標と重複【再掲】）</p> <p>4. 公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。 →市民アンケートの「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率を現況（H24 73.4%）から、85%以上に引き上げる。（基本目標2の管理指標と重複【再掲】）</p> <p>5. 環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。 →市民アンケートの「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率を現況（H24 29.8%）から50%以上に引き上げる。（基本目標8の管理指標と重複【再掲】）</p>	

基本目標10

震災からの環境の再生・復興

…東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

区分	管 理 指 標		理 由	備 考
新規	当初	—	東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る指標として新たに盛り込むものとした。	
	今回	復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。		
		今後は豊かな自然環境の再生に努めます。		

3 アンケート調査の概要

(1) 市民アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市民の意向や要望等を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：塩竈市在住の18歳以上の男女
- 2) 標本数：2,000人
- 3) 抽出方法：無作為抽出
- 4) 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 5) 調査時期：平成25年1月28日～2月15日

③ 調査内容

- 1) 回答者の属性
- 2) 身近な環境について（空気、騒音・振動、生活の快適性、環境美化について）
- 3) 塩竈の海について
- 4) 身近な環境問題について
- 5) 生ごみについて
- 6) 最近の塩竈市の環境の変化について
- 7) 環境基本計画で進められた事業の参加状況について
- 8) これからの塩竈市の環境づくりについて
- 9) 塩竈市の環境に対する将来像について
- 10) 環境をよくするために行政に期待すること
- 11) 環境をよくするために事業者に期待すること
- 12) 家庭での環境に対する取組み状況
- 13) 環境に関する活動について
- 14) 深刻な地球環境問題について
- 15) バイオディーゼル燃料（BDF）と新エネルギーについて
- 16) 放射線・放射能対策について
- 17) 自由意見（本市の自然環境や居住環境について）

④ 回収結果

- 1) 発送数：2,000人
- 2) 回収数：823人
- 3) 回収率：41.2%

■地区別アンケート調査状況

地区	配布数	回収数	回収率	備考
東 部	214	80	37.4%	
西 部	635	256	40.3%	
南 部	271	98	36.2%	
北 部	780	327	41.9%	
浦 戸	100	37	37.0%	
無 回 答	—	25	—	
全 体	2,000	823	41.2%	

(2) こどもアンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市内の小・中学生の意向を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：塩竈市内の小学5年生と中学2年生
- 2) 標本数：307人
- 3) 抽出方法：全数
- 4) 調査方法：調査票の配布・回収は、学校を通じて実施
- 5) 調査時期：平成25年1月28日～3月13日

③ 調査内容

- 1) 回答者の属性
- 2) 塩竈の海について
- 3) 身近な環境問題について
- 4) これからの塩竈市の環境づくりについて
- 5) 塩竈市の環境に対する将来像について
- 6) 学校生活内での環境に対する取り組みについて
- 7) いつも遊んでいる場所、遊んでみたい場所について
- 8) 身の回りの環境や海などについての自由意見

④ 回収結果

- 1) 配付数：307人
- 2) 回収数：307人
- 3) 回収率：100.0%

区分	配布数	回収数	回収率	備考
小学校	176	176	100.0%	
中学校	131	131	100.0%	
全体	307	307	100.0%	

(3) 事業者アンケート

① 調査目的

本調査は、事業活動における環境への負荷や事業者の環境への取り組み状況等について、事業者の意向や要望等を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象

- 1) 調査対象：市内の事業者

③ 調査内容

- 1) 事業者の属性
- 2) 事業活動から発生する環境への負荷について
- 3) 環境保全への取り組み状況について
- 4) 塩竈市における環境保全の取り組み、将来像について
- 5) 環境基本計画に見直しや環境問題全般についての自由意見

④ 回収結果

- 1) 回収数：140社

■地区別

地区	回収数
東 部	45
西 部	22
南 部	30
北 部	34
浦 戸	4
無 回 答	5
全 体	140

■業種別

業種	回収数
農 林 水 産 業	3
建 設 業 (土木建築等を含む)	14
製 造・ 加 工 業	17
販 売 業	32
金 融 業	0
不 動 産 業	1
運 輸・ 通 信	4
サ ー ビ ス 業	46
医 療	1
そ の 他	18
無 回 答	4
全 体	140

4 塩竈市環境基本条例

平成12年6月22日条例第31号
改正 平成22年12月条例第31号
平成23年3月条例第5号

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 環境の保全及び創造に関する行動の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(水と緑の保全と創造)

第14条 市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第18条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第23条 市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第4章 環境審議会

(塩竈市環境審議会)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組 織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 塩竈市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

(任 期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部 会)

第31条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶 務)

第32条 審議会の庶務は、産業環境部環境課において処理する。

(平22条例31・一部改正)

(委 任)

第33条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(塩竈市環境審議会条例の廃止)

2 塩竈市環境審議会条例(平成11年条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

附 則(平成22年12月条例第31号)抄

改正 平成23年3月条例第5号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平23条例5・一部改正)

(平成23年規則第58号で平成23年6月1日から施行)

附 則(平成23年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 用語解説

▼あ

〈ISO14001〉

企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格（環境マネジメントシステム）のこと。ISOでは、1993（平成5）年から事業者の環境マネジメントに関する国際標準化作業を進めてきたが、1996（平成8）年にその一部（ISO14000シリーズ）が発効し、法的強制力はないが、最近では事実上の統一規格となってきた。

〈アイドリングストップ〉

停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

〈一般廃棄物〉

家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

〈雨水流出抑制施設〉

雨水を一時的に貯めたり、地中にしみこませることで、降った雨がすぐには流れ出にくくする施設のこと。

〈エコドライブ〉

ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

〈エコ・ファースト制度〉

企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組みを約束し、その企業が、環境の分野において「先進的、独自のでかつ業界をリードする事業活動」を行っている企業（業界における環境トップランナー企業）であることを、環境大臣が認定する制度。企業の各業界における環境トップランナーとしての取組を促進することを目的としている。認定を受けた企業は、エコ・ファースト・マークを使用することができる。

〈エコマーク〉

（財）日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業のシンボルとして、アルファベットのe（エコロジー、アースの頭文字）を図案化したもの。特定フロンを使わないスプレーや再生紙を利用した冊子など、環境の保全に役立つものとして認定を受けた商品に表示される。

〈NPO〉

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体（Non-profit Organization）。社会構造の複雑化により行政や企業では対応が困難な分野でNPOに対する期待が高まっている。

〈オゾン層〉

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O₂）がオゾン（O₃）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20～25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

〈温室効果ガス〉

地球温暖化の原因といわれている、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出量増加により地球全体の平均気温が上昇する。

▼か

〈海洋汚染〉

都市からの排出、陸上からの流出、船舶や海底油田からの油流出、不法海洋投棄等を原因として海が汚染されること。

〈化石燃料〉

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

〈合併処理浄化槽／単独処理浄化槽〉

し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

〈環境影響評価〉（環境アセスメント）

開発事業の実施に先だって、その事業がもたらす環境への影響について調査・予測・評価する制度のこと。日本では、開発の当事者（行政、企業など）によってなされる。1997（平成9）年に環境影響評価法が制定された。

〈環境家計簿〉

日々の生活において環境に影響を与える行動を記録し、集計、採点するチェックリストのこと。家庭で、電力・ガス、石油などの消費量をCO₂に換算するなどして記録する家計簿。

〈環境基準〉

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

〈環境基本法〉

日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993（平成5）年成立。

〈環境教育〉

人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

〈環境騒音〉

特定の音を対象とせず測定される騒音のこと。（自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと）

〈環境負荷、環境への負荷〉

環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

〈環境マネジメントシステム〉

事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組みのこと。経営者自ら環境に関する方針を定め、事業活動に伴う環境への負荷を把握のうえ、その方針に沿った目標と計画を策定し、実行のための組織やマニュアル類の整備を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行う一連の手続きを実施したうえで、さらにこの手順を繰り返すことによ

て取り組みを高めていこうとするもの。

この環境マネジメントシステムの中で自主的な環境管理に関する計画などの実行状況を点検する作業を環境監査と呼んでいる。

〈気候変動枠組条約締結会議〉（COP）

1992年に採択された大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年から毎年開催されている会議。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席している。

〈共生〉

広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。

〈協働〉

協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

〈漁業集落排水処理施設〉

雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

〈クリーンエネルギー〉

化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。

〈グリーン経済〉

環境保全や持続可能な循環型社会などを基盤とする経済。自然環境の保全や天然資源の循環利用によって、将来にわたって持続可能な経済成長を実現しようとするもの。再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分野の雇用促進、環境対策への投資など、環境問題への取組みを経済の中心に据えることで、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することを目指す。

〈グリーンマーク〉

（財）古紙再生促進センターが、古紙を再生利用した製品であることを認定し、表示するマークのこと。緑化推進と自然保護を目的として実施されているもので、学校や町内会・自治会などでマークを集め事務局へ送ると、苗木やリサイクルノートなどと交換できるしくみ。1981（昭和56）年制定。

〈建設副産物〉

建設工事に伴い発生する廃棄物のこと。建設廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材など）及び建設発生土（建設工事の際に搬出される土）の総称。

〈県立自然公園〉

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

〈公園維持管理協定〉

公園管理の一部を地域住民自らが行き、公園を活発に利用してもらうために地域団体と市が結ぶ協定のこと。

〈公園のリニューアル整備〉

市民が使いやすいように、市民の声を取り入れながら公園を再整備すること。

〈光害〉

夜、照明の光による害のこと。特に、天体観測の妨げや野鳥の生態に悪影響を与える光をいう。

〈公害〉

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

〈公害防止協定〉

公害の防止を目的として、地方公共団体及び地域住民等と事業者の間で結ぶ協定のこと。公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。

〈光化学オキシダント (O_x)〉

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。オゾン・アルデヒド類など。

〈こどもエコクラブ〉

国が平成7年度から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「こどもたちの、こどもたちによる、こどもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小中学生のグループ。

▼さ

〈再生可能エネルギー〉

水力、地熱、太陽光、太陽熱、風力、海洋エネルギー（温度差、波力、潮位差、潮流、海流、塩分濃度差）等、循環して利用できるエネルギーのこと。

〈産業廃棄物〉

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類をさす。省略して「産廃」と呼ばれている。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

〈酸性雪〉

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雪のこと。通常pH5.6以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

〈COD〉

化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したもの。

〈自然エネルギー〉

地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス（生物エネルギー）など。

〈持続的な発展〉

環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

〈地盤沈下〉

地下水・天然ガスの採取、もしくは自然的な原因などにより、地表面が沈下する現象のこと。

〈生涯学習〉

乳幼児から老年までのその人間の発達段階に応じて、学校教育・社会教育などの枠を越えて行う学習のこと。基本的にはその人の自発的な学習活動が前提。

〈新エネルギー〉

太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

〈親水空間〉

川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水をとりにくく樹木や通路などの空間も含む。

〈水生生物調査〉

河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし（指標）となる16種（さわがに、ひる、いとみみずなど）について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984（昭和59）年から全国で実施されている。

〈スターウォッチング〉

星を観察すること（イベント）。

〈生活排水〉

し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

〈生活排水処理率〉

行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合のこと。

〈生態系〉

自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

〈生物多様性〉

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。

〈生物多様性地域戦略〉

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条では、地方公共団体に対し策定の努力義務が規定されている。

〈生物多様性地域連携促進法〉

地域における生物多様性の保全の必要性〔[1]地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、[2]生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、[3]生物多様性に関する社会的要請が増大していること（生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催）〕にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全していくための法律。平成22年12月10日制定、平成23年10月1日施行。

〈総合的学習の時間〉

小中学校で平成14年度から本格的に始まったカリキュラム（高校もそれ以降）。教科の枠を超えて特定の主題に沿って総合的に学習を組織する教育課程・方法のこと。地域の人材・教材、特殊な知識を必要とする場合もあり、学校と地域、行政などとの連携が望まれる。

▼た

〈ダイオキシン類〉

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっている。

〈地球温暖化〉

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100年後には現在に比べ平均気温が約2℃程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

〈長期総合計画〉

まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

〈低公害車〉

従来の自動車に比べ、大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車の総称。低燃費車、電気自動車など。

〈低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ〉

低炭素社会の創出のため、金融メカニズムを活用して、民間資金も呼び込みつつ、建築物の低炭素リニューアル、低炭素まちづくり、低炭素技術の対策強化・市場化・研究開発の4分野について、低炭素投資の促進、市場の創出を図るイニシアティブ。

〈低騒音舗装〉

タイヤと路面間の空気による騒音低減効果を活用した舗装のこと。自動車が走行するとき、空気を路面の中に逃がすことで、騒音を3デシベル程度低減する効果があるといわれている。

〈dB [A]〉

音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dBまたはdB[A]で表示する。

〈島嶼〉

小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島を合わせて島嶼部としている。

〈透水性舗装〉

道路や駐車場の舗装面上に降った雨水を、すきまが多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果が期待される。

〈都市公園〉

都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

〈都市マスタープラン〉

都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。

▼な

〈二酸化硫黄 (SO₂)〉

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雪のもとになるなど公害の原因物質となる。還元作用が強く、パルプ・砂糖・毛・絹・麦わらなどの脱色・漂白に用いる。硫酸の製造原料として重要。無水亜硫酸。亜硫酸ガス。

〈二酸化窒素 (NO₂)〉

一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

〈ノーマイカーデー〉

日を決めて不要不急の自動車利用を自粛する呼びかけのこと。大気汚染や違法駐車、道路渋滞、交通事故などの自動車公害問題解消の方策として、期待されている。

▼は

〈BOD〉

生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。

〈PM2.5 (微小粒子状物質)〉

大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の一)以下の小さな粒子のこと。(μ=マイクロ) 粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されている。

〈ビオトープ〉

野生動植物の生息空間の意味。多様な動植物が共存して生息できる良好な生態系、空間をさす。

〈ヒートアイランド〉

都市部が周辺域より高い温度になっている現象。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。

〈風致保安林〉

社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

〈浮遊粒子状物質 (SPM)〉

粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のもの。空气中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

〈放射性物質〉

放射線を出す能力(放射能)を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。

〈ホームページ〉

home page www (ワールド・ワイド・ウェブ) のこと。インターネット上にある情報提供ページ。

▼ま

〈宮城県の緑地環境保全地域〉

県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。

▼や

〈有害化学物質〉

人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は非常に種類が多い。例→カドミウム及びその化合物、水銀、六価クロム、DDT、トリクロロエチレン、人体への影響が心配されている環境ホルモン（ダイオキシン、PCB、ビスフェノールA等）、化石燃料の燃焼による二酸化窒素、二酸化硫黄など多種多様。

〈要請限度〉

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

▼ら

〈リサイクル率〉

市内で発生するごみの総量に対する再資源化ごみの量の割合のこと。

$(\text{市の資源化量} + \text{団体回収量}) \div (\text{市のごみ総排出量} + \text{団体回収量})$

〈リスクコミュニケーション〉

化学物質の影響等、環境に対する危険性に関する正確な情報を行政、事業者、国民等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

〈緑化基金〉

都市の緑化を図るための基金。市民からの寄付金を積み立て、その利息を用いて個人の住宅の生け垣の助成等を行う。

〈緑化協定〉

緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、地区の住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のこと。

塩竈市環境基本計画

平成27年3月

発行 塩竈市

編集 塩竈市産業環境部環境課

〒985-0006 塩竈市字杉の入裏39番47

TEL 022-365-3377

FAX 022-365-3379

E-Mail kankyou@city.shiogama.miyagi.jp

塩竈市ホームページ <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/>